

# 厚生労働省独立行政法人評価委員会国立病院部会（第32回） 議 事 次 第

平成22年8月23日（月）  
14：00～16：00  
厚生労働省専用第21会議室

## 1 開会

## 2 議事

### （1）国立病院機構

- ① 国立病院機構の財務諸表に関する意見について（報告）
- ② 国立病院機構の平成21年度総合評価について
- ③ 役員の退職に係る業績勘案率の決定について

### （2）その他

- ① 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法の変更について

## 3 閉会

### <配付資料>

#### 【国立病院機構】

- 資料1-1 国立病院機構の平成21年度の財務諸表の承認についての意見（案）  
資料1-2 国立病院機構の平成21年度業務実績の評価結果（案）  
資料1-3 役員の退職に係る業績勘案率の算定について

#### 【その他】

- 資料2-1-① 役員退職金に係る業績勘案率の決定方法の変更概要  
資料2-1-② 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の  
決定方法について（案）

- 参考資料 独立行政法人評価委員会における『独立行政法人の役員の報酬等及び  
役員の給与水準』の活用について

# 独立行政法人評価委員会 国立病院部会(第32回)

平成22年8月23日(月)  
14:00~16:00  
専用第21会議室

速記

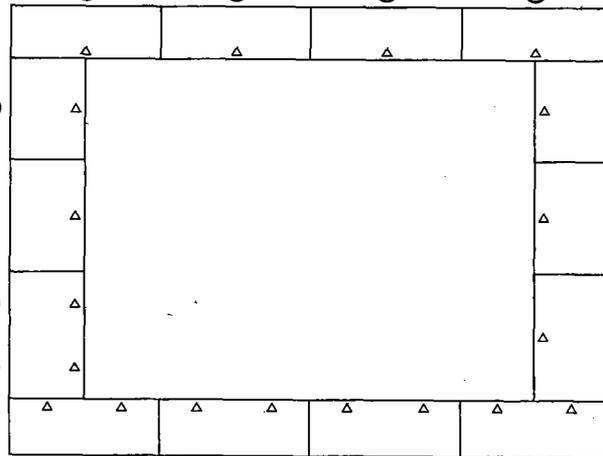
夏目委員 ○  
渡辺部会長代理 ○  
猿田部会長 ○  
山田委員 ○

田 極 委 員 ○

○ 和 田 委 員

国 立 病 院 機 構 長 ○  
業 務 監 査 室 機 構 長 ○  
国 立 病 院 機 構 長 ○  
総 合 研 究 セ ン タ ー 臨 床 研 究 統 括 部 長 ○

○ 政 策 評 価 官  
○ 政 策 評 価 官 室 長 補 佐



○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  
医 国 財 国 企 国 総 国 理 国 副 国 政 医 国 医  
立 立 画 立 立 立 立 策 立 政  
療 務 病 經 病 務 病 理 病 医 病 局  
院 部 院 營 院 部 院 事 院 療 院 策 機 政 機 策 醫 政  
部  
機 機 部 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機  
長 構 長 構 長 構 長 構 長 構 長 構 長 構 長 局 長 課

入  
口

## 個別項目に関する評価結果 集計表

※速報値

独立行政法人国立病院機構											
評価項目	平成21年度評価結果								平均	評価結果	自己評価
1. 診療事業(1)患者の目線に立った医療の提供	4	4	4	4	4	4	4	4	4.00	A	A
2. 診療事業(2)安心・安全な医療の提供	4	4	4	4	4	4	4	4	4.00	A	A
3. 診療事業(3)質の高い医療の提供	4	4	4	5	4	4	4	4	4.14	A	A
4. 診療事業(4)個別病院に期待される機能の発揮等	5	5	5	5	5	5	5	5	5.00	S	S
5. 臨床研究事業	5	5	5	5	5	5	5	5	5.00	S	S
6. 教育研修事業	4	5	5	5	5	4	4	4	4.57	S	S
7. 総合的事項	4	4	4	4	4	3	4	4	3.85	A	A
8. 効率的な業務運営体制	4	4	4	4	4	4	4	4	4.00	A	A
9. 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (1)経営意識の向上 (2)業務運営コストの節減等 ①業務運営コストの節減	4	4	4	4	4	4	4	4	4.00	A	A
10. 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (2)②医療資源の有効活用	5	5	5	5	4	5	5	5	4.85	S	S
11. 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (2)③収入の確保	4	4	4	4	4	4	4	4	4.00	A	A
12. 経営の改善	5	5	5	5	5	5	5	5	5.00	S	S
13. 固定負債割合の改善、医療機器・建物整備に関する計画 等	5	5	5	5	5	5	5	5	5.00	S	S
14. 人事に関する計画、広報に関する事項	4	4	4	4	4	4	4	4	4.00	A	A

【委員会としての評定の付け方】

①各委員の評価結果を、それぞれ点数に換算(S=5、A=4、B=3、C=2、D=1)。

②評価項目ごとの平均値を小数点以下を四捨五入して整数化し、S、A、B、C、Dに変換

独評発第 号  
平成 22 年 月 日

厚生労働大臣  
長 妻 昭 殿

独立行政法人評価委員会  
委員長 井 原 哲 夫

## 意 見 書 (案)

独立行政法人国立病院機構の平成 21 年度に係る独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 38 条第 1 項に規定する財務諸表（独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号。以下「機構法」という。）第 14 条第 1 項に規定する施設別財務書類を含む。以下同じ。）について、通則法第 3 項及び機構法第 14 条第 2 項の規定に基づく独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

### 記

通則法第 38 条第 1 項に規定する財務諸表については、独立行政法人国立病院機構から平成 22 年 6 月 29 日付け国立病院機構発企第 0629001 号をもって行われた承認申請のとおり承認することが適当である。

独立行政法人国立病院機構  
平成 2 1 年度業務実績の評価結果  
(案)

平成 2 2 年 8 月 2 3 日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 平成21年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人国立病院機構は、国立病院・療養所（国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所を除く。）の業務を承継して平成16年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の国立病院機構の業務実績の評価は、平成21年2月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成21年度～25年度）の初年度（平成21年4月～22年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成20年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成20年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成21年12月9日同委員会）等も踏まえ、評価を実施した。

### (2) 平成21年度業務実績全般の評価

国立病院機構は、安全で良質な医療を効率的に提供していくことが求められている。具体的には、国の医療政策を踏まえつつ患者の目線に立った適切な医療を提供する「診療事業」、国立病院機構のネットワークを活用した「臨床研究事業」、質の高い医療従事者を育成する「教育研修事業」等を安定的な経営基盤を確立しつつ効率的・効果的に運営していくことを目指している。

独立行政法人への移行後6年目にあたる平成21年度においても、設立当初より取り組んでいる病院長の裁量・権限の拡大等を通じ、業務進行状況の迅速な把握と業務改善に努めており、特に積極的な業務運営の効率化と収支改善に向けた取組は、中期目標に掲げる経常収支に係る目標を6期連続して達成したことに加え、純利益348億円を計上するなど特段の実績を上げている。こうした全体としての大きな成果は、理事長の卓越したリーダーシップの下に、各病院長をはじめ職員が懸命な経営努力をした結果であり、QC活動（病院職員が自施設内の課題に応じて小グループを構成し、業務の質の向上を目指して取り組む自主的活動）などに代表される職員の意識改革がもたらしたものと高く評価する。また、内部統制強化やコンプライアンスの推進等に適切に取り組むとともに、国立病院機構の契約に関しても「契約監視委員会」の設置など独立行政法人としてより透明性と競争性の高い契約の実施に取り組んでいる。

引き続き、地域連携クリティカルパスの実施や地域医療支援病院の増加など、地域医療への取組を一層強化し、地域医療に大きく貢献しているほか、重症心身障害や筋ジストロフィー、結核など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療についても、セーフティネットとしての重要な役割を果たしている。

また、国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究活動やEBM（根拠に基づく医療）の推進に向けた取組が順調に進捗しているほか、質の高い治験の推進に向けた取組も大いに実績を上げている。平成21年度には、臨床研究、治験、診療情報の分析を総合的

に推進する体制の検討準備を行った結果、新たに平成22年4月に「総合研究センター」の設立に至ったところであり、今後の我が国における医療政策への一層の貢献に期待したい。

さらに、平成21年度においては、学校法人と連携し、高度な看護実践能力を持ちスキルミックスによりチーム医療を提供していくことのできる看護師を養成する看護学部と、全国に先駆けて特定看護師（仮称）を養成する大学院の設置に向けて準備が進められ、本年4月に東京医療保健大学東が丘看護学部及び大学院看護学研究科（修士課程）を開設できたことは、大いに評価するものである。

このほか、新型インフルエンザ発生時においては、水際対策としての職員派遣やワクチンの有効性・安全性の試験を迅速に実施するなど、国の危機管理対応にも大きく貢献した。

これらのことを踏まえると、第2期中期目標期間の初年度に当たる平成21年度の業務実績については、全体として国立病院機構の設立目的に沿って適正に業務を実施したと評価できるものである。今後とも、患者の目線に立った良質な医療と健全な経営とのバランスがとれた一層の取組と、国立病院機構の役割等を踏まえ、全国144病院のネットワークを活用し、積極的に国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図る姿勢を、期待したい。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 診療事業

#### ① 患者の目線に立った医療の提供

平成16年度より実施している患者満足度調査について、総合評価をはじめ、「分かりやすい説明」等の主要な項目で前年度の平均値を上回る満足度が得られており、患者満足度の着実な向上を評価する。

セカンドオピニオン制度については、窓口を設置している病院数が増加し133病院（平成20年度129病院）と充実が図られているが、引き続き、患者の理解や満足度の向上に努めてもらいたい。

この他、MSW（医療ソーシャルワーカー）の増員、院内助産所や助産師外来の開設、土日外来の実施など地域・患者・家族のニーズに合った取組を着実に進めていること、また課題である待ち時間対策について様々な対策に取り組んでいることを評価する。今後もこのような創意工夫をこらした様々な取組を期待する。

#### ② 安心・安全な医療の提供

医療倫理の確立については、医療相談窓口の個室化等患者プライバシーへの配慮、適切なカルテ開示による診療情報の提供、インフォームド・コンセント推進への取組等を行うとともに、全ての病院に倫理審査委員会を設置し、審議内容についても、ホームページ上で掲示するなど、外部への公開を行っている。

医療安全対策については、標準化を図ることを目的に病院間で相互チェックを実施する体制を整備するため専門委員会の設置や、医療安全対策の情報発信として、報告

された事故事例等から作成した「医療安全白書」、「警鐘的事例」などは各病院の医療安全対策を推進する上で評価できる取組である。また、これまで取り組んできた人工呼吸器の機種や使用医薬品の標準化も着実に進展している。

これらの取組は、国立病院機構内部はもとより我が国全体の医療倫理、医療安全対策の向上への貢献も期待されるところであり、安心・安全な医療の提供に資するものとして評価する。

### ③ 質の高い医療の提供

クリティカルパスについては、実施件数が増加し中期計画に掲げた目標に向けて着実に進展していることに加え、病院から在宅医療まで一貫した地域連携による医療を実践するため、地域連携クリティカルパスを実施する病院数の着実な増加を評価する。

EBM推進に向けた取組については、26項目にわたる臨床評価指標について、平成18年度から20年度の3カ年の実績を平成21年度において公表するとともに、「臨床評価指標の改善に関する検討会」の設置等、中期計画に掲げる臨床評価指標の充実にに向けた取組など各般にわたり努力しており、国立病院機構のネットワークを活用した取組や成果としても評価する。

その他、長期療養者をはじめとする患者のQOL（生活の質）の向上に資する療養介助職等の増員による日常生活のケアに関する介助サービス提供体制の強化、重症心身障害、筋ジストロフィーなどの老朽化した病棟の整備、チーム医療の推進のための研修等これらの質の高い医療の提供に向けた取組を評価する。

### ④ 個別病院に期待される機能の発揮

地域医療への貢献については、地域連携クリティカルパスの実施や地域医療支援病院の増加等により、地域の医療機関との連携について一層の強化・推進が図られ、紹介率・逆紹介率ともに向上しており中期計画に掲げる目標に向けた着実な取組を評価する。また、災害等における活動として計画どおりに研修を実施し、災害時における活動や災害に備えた人材育成は国立病院機構にとって極めて重要な業務のひとつであり、今後も一層の貢献を期待する。

さらに、小児救急を含む救急医療については救急受診後の入院患者数及び救急車による受入数ともに増加しており、中期計画に掲げる目標の達成に向けて着実に取り組むとともに、地域の救急医療体制の中での国立病院機構としての役割を適切に果たしていることを評価する。

国立病院機構の本来目的の一つである政策医療の適切な実施については、結核や精神医療をはじめ適切に実施されているが、とりわけ、心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関について国立病院機構が全国の病床数の約7割を占めるなど、職員の確保等様々な課題を乗り越え、政策医療のセーフティネットとしての重要な役割を果たし国の政策に大きく貢献していることを高く評価する。

また、新型インフルエンザA(H1N1)発生時の我が国における水際対策として、厚生労働省の要請に基づき、成田空港をはじめとする全国8カ所の検疫所及び停留施設へ多くの国立病院機構の職員を他の機関に先んじて迅速かつ継続して派遣するな

ど国家の危機管理への多大なる貢献を高く評価する。

## (2) 臨床研究事業

EBM推進のためのエビデンスづくりについては、国立病院機構のネットワークを活用した大規模臨床研究が順調に進展しており、これまでの一部の成果について発表を行い、平成21年度には新たに3課題の研究を選定した。今後とも引き続き具体的成果の情報発信を大いに期待する。また、新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンに関して、質の高いデータを取りまとめ接種回数などワクチン接種に係る国の方針決定の判断に根拠を与えたほか、接種開始に伴い約2万2千人を対象に安全性に関する調査を実施し、短期間に精度の高いデータを取りまとめるなどワクチンに係る有効性・安全性の情報収集において重要な役割を果たした。

治験については、CRC(治験コーディネーター)の増員や積極的な取組により治験実施症例数が大幅に増加し4,494例(対前年度比5.7%増)となり中期計画に掲げた目標を達成しているほか、平成21年度の承認医薬品の約6割の治験に国立病院機構が関わった。

この他、高度先端医療技術については、「高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術」など11項目について実施するとともに、「抗体測定方法及び小脳炎の診断マーカー」など17件の特許等の出願を行った。

これらの国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究や治験の推進は、我が国の医療の向上への貢献が期待される分野であり、国立病院機構のこれまでの実績を高く評価するとともに、今後とも積極的、継続的な取組を望みたい。

## (3) 教育研修事業

国立病院機構においては、医師の臨床研修、看護師等育成などに積極的に取り組んでいる。高度な看護実践能力を持ち、スキルミックスによりチーム医療を提供していくことのできる看護師を養成するため、学校法人青葉学園(東京医療保健大学)との連携により、機構の医療現場を最大限活用した密接な連携による臨床実習を充実させた4年間の看護基礎教育課程(看護学部)と高度な看護実践課程(大学院)から成る一貫した教育を行う新構想看護学部・大学院を平成22年4月に開設した。

特に、大学院における高度看護実践課程(クリティカル領域)においては、医師が臨床教授として指導を行い、我が国のチーム医療の推進に貢献することを目的として全国に先駆けた特定看護師(仮称)の養成に取り組んでいることは、先進的な取組として大いに評価する。

医師のキャリアパス制度については、初期臨床研修終了後の専門領域の研修制度として後期臨床研修制度(専修医制度)の先進的な取組を評価する。また、本制度をより良いものとするために、専修医修了者等を対象としたアンケートの実施、さらには、平成21年4月に全人的医療を推進できる医師の育成や医師のキャリア形成支援のために、本部に「人材育成キャリア支援室」を設置するなど今後の医師のキャリアパス制度の確立に向けた取組に期待する。

看護師のキャリアパス制度については、専任の教育担当師長の配置、研究休職制度や全

国統一の研修ガイドラインの運用など様々な施策を講じており、さらに、質の高い看護師等の育成として、卒後研修制度のモデル的導入など先進的な取組や附属看護学校における全国平均を大きく上回る高い看護師国家試験合格率について高く評価したい。

また、地域医療への貢献として、平成21年度は2,378件(対前年度比6.3%増)の地域の医療従事者を対象とした研究会や地域住民を対象とした公開講座等を実施しており、中期計画に掲げる目標の達成に向けた着実な取組を評価する。

#### (4) 総合的事項

個別病院ごとの総合的な検証については、政策医療ごとの収支状況の分析に資する「政策医療コスト分析ソフトウェア」の開発等を行った。

エイズへの取組については、全国8ブロックのうち4ブロックの拠点病院に国立病院機構の病院が指定されている等エイズ医療拠点体制の充実に努めており、平成21年度においては、名古屋医療センターの院内にエイズ治療開発センターを設置し、エイズに関する治療・研究を総合的に推進するための体制を強化するとともに、各ブロック拠点病院において、エイズ医療の均てん化等を目的とした研修・会議を実施するなど積極的な取組を評価する。

また、臨床研究、治験、診療情報の分析を総合的に推進するため、「総合研究センター」の設立に向けての検討・準備に着手した。国立病院機構のネットワークを活用した診療情報の収集・分析を実施し、医療の質の向上と均てん化につながるエビデンスを集積することにより、今後の我が国における医療政策への一層の貢献に期待したい。

#### (5) 効率的な業務運営体制

本部機能の強化については、平成21年度に内部監査を担当する業務監査室を新設し、内部統制の充実に努めた。また、引き続き医療機器や医事会計システムについて共同入札を行うなどで病院支援業務を実施した。一方、ブロック事務所においては、病院職員の募集・採用・異動や医療材料等の共同入札などで病院支援業務を実施した。これらの本部職員・ブロック事務所職員の取組を評価する。

効率的な管理組織体制については、本部・ブロック事務所の職員数を削減するなど更なる効率化を図るとともに、国家公務員の再就職者が就いているポストの見直しとして、平成21年度には3つの役員ポストについて公募により後任者の選考を行った。

弾力的な組織の構築については、各病院の地域事情や特性を考慮した各部門の見直しが行われ、特定の課題を担う副院長複数制についても、平成21年度は新たに2病院において設置し、病院経営、地域医療連携、看護師確保の特命事項に取り組んでいる。さらには、地域医療連携部門の体制強化として、平成21年度には、地域医療連携室へ新たに12病院で専任の職員を配置し紹介率等の向上を図る等これらの取組を評価する。

職員配置については、業務量の変化に応じ非常勤職員やアウトソーシングを活用しているほか、上位の施設基準取得による収支改善も視野に入れた職員の配置も適切に行われており評価する。技能職の削減については、引き続き計画を上回る実績を上げているが、不補充後に業務の質が低下しないよう配慮も求めたい。

全職員への業績評価制度については、平成20年度から本格導入しており、平成20年

度の実績を平成21年度の賞与に反映するなど国に先行した取組を評価するが、各自の目標設定において、評価する側とされる側の間で認識の乖離が生じないように配慮することも重要である。

その他、平成22年3月1日には西札幌病院と札幌南病院を統合した北海道医療センターを開設する等、再編成業務の着実な実施を評価する。

## (6) 業務運営の見直しや効率化による収支改善

### ① 経営意識の向上、業務運営コストの節減

平成21年度においては、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、経費等のコスト削減に努め、機構全体として収支相償を達成し、赤字病院数も32病院(20年度40病院)と減少した。また、医業収支が特に良好な57病院の職員に対し年度末賞与を支給するなど引き続き経営に対するインセンティブ付与に努めている。

さらに、前述の本部で実施している医薬品の共同入札、一部のブロック管内での医療材料等の共同入札等は機構のスケールメリットを活かした業務運営コストの節減に資する取組としても評価する。後発医薬品の利用については、金額ベース、数量ベースともに平成20年度実績を上回っており、引き続き中期計画に掲げた目標に向けて着実に取り組んでいただきたい。

他方で、建築コストの削減にも引き続き取り組んでおり、こうした各方面での努力が(7)に記すような大きな収支改善に繋がっているものであり、コスト削減については全体として評価する。また、平成23年度から事務消耗品等の物品調達業務について、市場化テストを実施することとしており、今後のより一層のコスト削減に期待したい。

一般管理費の節減については、目標として15%減のところ41.2%減と中期計画に掲げる目標を大きく上回ったことを評価する。

### ② 医療資源の有効活用

CT、MRIの高額医療機器については、稼働数向上に向けた分析や人材の有効活用により稼働総数が増加したとともに、積極的な広報活動による他の医療機関との連携強化などの努力により共同利用数が大幅に増加し中期計画に掲げる目標を上回ったことを高く評価する。

病床稼働については、結核病床の一般病床とのユニット化や医療内容の高度化等の退院促進による平均在院日数の短縮化により非効率となった病床等を整理・集約することで、効率化が図られている。また、これにより、人材の効率的な配置による上位基準の取得等にも繋がり、人的・物的資源の有効活用として評価する。

IT化の推進については、財務会計システム等の活用などを通じて、経営状況の把握や分析等の精度を向上させ適切な経営改善を実施するとともに、医事会計システムの標準化による機構のスケールメリットを活かしたIT投資費用の低減により、17.5億円のコスト削減を達成したことを高く評価するが、標準化はコスト削減のみならず各病院に蓄積された情報を共有・活用することで経営分析等にも寄与するものであ

ることから、早期に全ての病院において標準化されることを期待する。

### ③ 収入の確保

未収金対策については、平成21年10月に導入された出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度を活用することで、分娩費用に対する未収金の縮減に努めるなど未収金対策の徹底による医業未収金比率の着実な低減を評価する。さらに、医業未収金の縮減方策として、文書督促を原則とするクリティカルパス方式を試行するなど、今後の進展に期待する。一方で、支払案内業務等にかかる市場化テストについては、今後さらなる検証を実施すべきである。

臨床研究事業においては、各病院における臨床研究部の設置など基盤整備を進め、外部競争的資金や受託研究費の獲得に努めており評価する。

### (7) 経営の改善

平均在院日数の短縮や地域連携による診療報酬にかかる上位基準の取得等により、経常収支率104.9%、経常利益388億円と機構発足以来6年連続の経常収支プラスであるとともに、平成21年度計画における経常収支率102.5%を大きく上回った。こうした結果は、理事長の卓越したリーダーシップの下、本部の経営指導もさることながら各病院長をはじめ全職員が懸命な努力をした結果であると高く評価する。

個別病院についても、平成19年度末に策定した経営改善計画(再生プラン)に基づき、58病院中37病院(平成20年度31病院)の経常収支が平成21年度計画を達成したことや赤字病院の減少など着実な経営改善を高く評価する。

### (8) 固定負債割合の改善、医療機器・施設整備に関する計画等

国立病院機構発足時に承継した国時代の膨大な負債(7,471億円)と老朽化した病院を数多く抱えながらの経営の中で、建築単価の見直しをはじめとした様々な経営努力により、病院の機能維持に必要な整備を行いつつ、毎年着実に固定負債を減少させ、平成21年度までの6年間で2,000億円(26.8%)の減少を達成したことを高く評価する。

また、前中期目標期間からの繰越金などの自己資金を活用することにより、財政融資資金等外部から新たな借入を行わず必要な投資を行ったことを評価する。

### (9) その他の業務運営等に関する事項

人事に関する計画に関して、先に記した療養介助職の増員のほか、技能職の削減については計画を上回って進展している。

医師確保対策については、「人材育成キャリア支援室」の設置による専修医制度の研修コースや研修プログラムの充実、諸手当の改善、医師向けパンフレットの大学等関係機関への配布や研修医・専修医向け情報紙の創刊など様々な取組を評価する。

障害者雇用に対する取組についても、法定雇用率の達成を維持すべく、委託範囲や業務分担の見直し等により引き続き障害者の雇用に努めている。

また、広報に関する事項として、ホームページを見やすくする工夫の実施や国立病院機

構のパンフレットの地域医療機関等に対する積極的な配布を評価する。

(10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

病院毎の機能・規模を踏まえた職員の適正配置、平均在院日数の短縮や地域連携による診療報酬にかかる上位基準の取得等により、純利益348億円を計上したことを高く評価する。また、平成21年度の利益剰余金を目的積立金とすることについて、これは機構が莫大な国期間債務を確実に償還し、必要な建物及び医療機器の整備を行うために不可欠であり、機構の経営努力の成果である利益剰余金を中期計画に則って処分するものであることから妥当である。

② 保有資産の管理・運用等について

平成21年度は、老朽化した宿舍や建て替えのために使用しない病棟等については、減損を認識し、これらについては今後病棟・宿舍等の建て替えに有効活用するほか、病院機能との相乗効果が図られる貸付等により有効活用を行うこととしており、保有資産を有効活用していると評価できる。

なお、独立行政法人通則法の一部改正及び事業仕分けにおける改革案を踏まえ、再編成計画により廃止した7病院跡地を現物で国庫納付することとしており、今後とも保有資産の適正な管理を期待する。

③ 組織体制・人件費管理について

国立病院機構職員の給与について、平成21年度のラスパイレス指数は、病院医師109.7、病院看護師94.3、事務・技術職97.2となっている。病院医師のみが国の給与水準より高いものとなっているが、自治体病院や民間医療機関とはまだなお相当な開きがあり、医師確保が切実な問題となっている昨今においては、他の医療機関と遜色ない給与水準に近づけることは必要な措置であることから、医師手当など国と異なる機構独自の諸手当は適切であると考え。もちろん、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、勤務体制や環境整備はもとより魅力ある病院づくりも重要な課題である。

また、総人件費改革の取組として、技能職の退職不補充、非効率病棟の整理・集約、事務職の削減、給与カーブの変更・調整額の廃止などを行い、平成18年度以降平成21年度までの削減額226億円(7.41%)については高く評価できる。

他方、増額は408億円あり、総人件費改革の基準値である平成17年度の人件費と比すると183億円増となり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、人件費率と委託費率を併せた率(対業収益)57.4%は、平成17年度決算(57.8%)に比べて0.4ポイント低下している。また、他の設置主体では代替困難な医療観察法等に基づく医療体制の整備、医療計画を踏まえた救急医療など政策医療推進のための対応や医師不足解消に向けた取組によるものであり、国立病院機構の役割を果たしていくためには必要な措置と認められる。

今後とも適正な人件費管理を行っていくことは必要であるが、医療現場を巡る昨今

の厳しい状況のなかで、患者の目線に立った良質な医療を提供し、国立病院機構に求められる役割を着実に果たしていくためには、引き続き医師、看護師等の人材確保が必要であるとともに、事務職やコメディカルの配置抑制が既に限界に達していることも踏まえると、医療現場に対する総人件費改革の一律の適用はもはや困難であり、早期撤廃を望む。

福利厚生費については、これまでに取り組んできたレクリエーション経費の見直しをはじめ、平成21年度には弔電、供花や永年勤続表彰などについても厚生労働省に準じた基準とするなど事業運営上不可欠なものに限定し、適切に取り組んでいる。

#### ④ 事業費の冗費の点検について

事業費の冗費の点検については、平成22年1月に全病院に対し経費削減への取組状況の調査を行ったところであり、今後はその結果を踏まえたさらなる取組に期待する。一方で、機構がこれまでに取り組んできた、独立行政法人国立病院機構総合情報ネットワークシステム（HOSPnet）の最適化や電力の自由化に伴う一般競争入札等による経費削減、さらには、本部における水道光熱費等一般管理費の大幅な削減を評価する。

#### ⑤ 契約について

国立病院機構においては、これまでの厳しい指摘を踏まえ、一般競争入札を原則とするとともに、引き続き内部監査や監事と連携した抜打監査を実施した。また、平成21年7月には、「随意契約見直し計画」にかかる平成20年度実績をホームページに公表し、計画の達成には至らなかったものの、競争性のない随意契約の状況は18年度と比較し大幅に減少したことはこれまでの成果として評価できる。

一方で、政府の要請を踏まえ、平成21年12月に「契約監視委員会」を設置し、平成20年度に締結した契約のうち、競争性のない随意契約や一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施し、平成22年4月には新たな随意契約見直し計画である「随意契約等見直し計画」を策定したところであり、今後は計画達成に向け、より透明性と競争性の高い、厳正かつ適切な実施に期待したい。

#### ⑥ 内部統制について

理事長は、週例及び月例の役員会において、国立病院機構の理念や方針を役員に示すとともに、各ブロック担当理事を通じ管内の施設に適切に周知している。また、国立病院機構総合医学会等において、理事長自らが職員等に対し方針等を示すなど公正かつ誠実な組織づくりに努めており、適切な統制環境の確保に向けて取り組んでいると認められる。

さらに、平成21年度においては、本部に、従来の5部体制とは別に内部監査を行う業務監査室を新設し、各ブロック事務所との協力の下、新たに各病院に対し内部監査（書面及び実地監査）を行うことで、従来から実施している独立行政法人通則法に基づく監事監査及び外部監査の三者の監査体制が確立したところである。また、これらにより判明した改善点等は役員会等で把握・検証が行われており、統制環境の改善

が図られていると評価する。

1 (2) 平成21年度業務実績全般の評価で前述したとおり、法人の業績は中期計画・年度計画に沿っておおむね達成しており、これは、年度計画や業績測定のための尺度がおおむね妥当であったことによるものと認める。

このほか、標準的業務フローやコンプライアンスチェックシートの作成など様々な取組を評価する。

⑦ 事務・事業の見直し等について

国民のニーズを踏まえた業務改善としては、患者満足度調査の指摘・意見を各病院にフィードバックすることで、アメニティの向上、診療時間の改善など様々な業務改善に取り組んでいる。

職員による自主的な業務改善としては、QC活動などを通じて病院業務の質の向上に努めている。

また、国民のニーズとずれている事業や費用対効果の乏しい事業について、平成21年度においては、適切な病院運営、経営改善の観点から、病棟の稼働状況に応じた整理・集約を実施しており、全体として適切に取り組んでいると評価できる。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成22年7月8日から8月6日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ、意見は寄せられなかった。



国立病院機構発総第0818002号

平成22年8月18日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 井原 哲夫 殿

独立行政法人国立病院機構

理事長 矢崎 義雄



独立行政法人国立病院機構の役員の退職について

平成22年3月31日付けで、当機構の次の役員が退職いたしましたので、その退職手当に係る業績勘案率の算定をお願いします。

記

氏名 小林 桂雄

役職 理事

在職期間 平成20年4月1日から平成22年3月31日

## 独立行政法人国立病院機構の役員の退職金に係る業績勘案率

### 1. 退職役員について

- (1) 氏 名：小林 桂雄（こばやし けいお）
- (2) 役 職：独立行政法人国立病院機構 理事（労務担当）
- (3) 在職期間：平成20年4月1日から平成22年3月31日

### 2. 業績勘案率の算定について

- (1) 役員の在職期間のうち法人の年度評価が実施された期間の評価結果に基づく算定

	平成21年度	平成20年度
法人の年度業績勘案率 (別添1)	1.71	1.71
平均値の分類	X	X
各分類に対応する率	1.5	1.5

- 在籍月数：24か月（平成20～21年度各12か月）

- (2) 役員の在職期間のうち法人の年度評価が未実施の期間の実績に基づく算定なし。

- (3) 業績勘案率の計算式（在籍月数合計24か月）

$$(1.5 \times 12 + 1.5 \times 12) \div 24 = 1.5$$

- (4) 役員の在職期間における目的積立金等の状況

- ・ 平成20年度決算における29,995百万円の剰余について積立金とした。
- ・ 平成20年度及び平成19年度における積立金のうち、独立行政法人会計基準第80第3項の規定に基づき収益化した運営費交付金債務残高3,164百万円を除く、50,723百万円の剰余について、次期中期目標期間の繰越積立金とした。
- ・ 平成21年度決算における34,756百万円の剰余について目的積立金とすることとした。

- (5) 退職役員に係る職責事項についての申出なし。

- (6) (1)～(5)までによる業績勘案率の試算

→ 1.5（試算結果）

- (7) 業績勘案率の事務局案について

小林氏の業績勘案率については、

- ① 法人の業績評価は高く、委員会決定方法によると1.5となる。

② 平成21年度の剰余金について、今年度目的積立金として34,756百万円を計上する予定となっている。

※ 承認されれば、平成18年度の目的積立金の5倍となる。

③ 20年度も利益を計上しており、経営が良好である。

④ 労務担当理事として、職員の勤務環境の改善を図ったことから、看護師の離職率が11.2%（19年度）から10.3%（20年度）に低下、育児休業取得者の職務復帰率が92.7%（19年度）から94.6%（21年度）に向上し、ひいては7:1入院基本料等の上位基準の取得につながっており、法人の業績に貢献が認められる。ことから、業績勘案率が1.0を超えることは妥当。

次に、業績勘案率を幾つに算定するかについては、小林氏の前任に当たる元理事（労務担当。平成20年3月31日退職）について、政・独委から、

① 平成18年度に目的積立金7,741百万円を計上するなど業績が特に良好

② 法人の経営改善及び目的積立金の計上に関して、労務担当理事として給与制度の改定や業績評価制度の導入等に尽力し、特段の貢献が認められる。

として、業績勘案率1.2について同意を得ていることと比較考慮すれば、

小林桂雄氏の業績勘案率は 1.2

## (1) 在職期間に係る法人及び前理事の業績について

国立病院機構は平成16年度に独立行政法人として発足して以来、これまで診療・臨床研究・教育研修面に加え、経営面においても中期目標の水準に対し、大きな成果を上げてきた。

診療面においては、地域医療への大きな貢献や重症心身障害、筋ジストロフィー、結核など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、セーフティネットとしての重要な役割を果たすとともに、臨床研究面においては、国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究活動やEBM（根拠に基づく医療）の推進、質の高い治験の推進に積極的に取り組み、大きな実績を上げている。

特に、新型インフルエンザ発生時においては、水際対策としての職員派遣やワクチンの有効性・安全性の試験を迅速に実施するなど、国の危機管理対応に大きく貢献した。

さらに、教育研修面においては、学校法人と連携し、全国に先駆けて特定看護師（仮称）を養成する大学院等の設置に向けて準備を進め、本年4月に開設することができた。

また、経営面においては、診療報酬の上位基準の取得等による収益増及びコスト削減による経営改善を行った結果、6期連続の経常収支プラス、5期連続の黒字経営を達成し、平成21年度においては、これまでの実績を大きく上回る純利益（348億円）を計上するなど特段の実績を上げた。

小林前理事においては、労働条件にかかる労使協議等、次の人事・給与制度に関するもの等について、労務担当の理事として、その解決に尽力し、制度の実現等に寄与した結果、上記の法人の業績に多大な貢献があった。

特に勤務時間・休暇制度に関する取り組みについて、職員の勤務環境の改善を図ったことにより、看護師の離職率が11.2%（19年度）から10.3%（20年度）に低下、育児休業取得者の職務復帰率が92.7%（19年度）から94.6%（21年度）に向上した。このように、看護師の職場への定着化を推進し、円滑な病院運営に寄与するとともに、7：1入院基本料等の上位基準取得につながり、法人の経営改善に貢献した。

## (人事・給与制度に関するもの)

- ① 独立行政法人発足時の給与カーブのフラット化等にかかる労働裁判への対応  
(平成20～21年度)

職員基本給について、独法移行を機に職務給の原則に従い、国時代の年功的要素の影響を抑制することとし、一般職員について若年層の給与水準は変えず、民間の給与水準を勘案して中高年の年功的な給与水準を緩やかな給与カーブとする等、給与制度を見直した。

当該人事・給与制度等に関して提起された訴訟において、役員として、機構における制度の制定の必要性及び正当性の説明等の対応方針の策定を主導した。

なお、平成18年12月の第1審判決では、機構が勝訴しており、現在は控訴審の審理中である。(平成19年1月控訴)

② 業績評価制度の運用問題等に伴う労使対応（平成20年4月に一般職員に導入）

中央労働委員会のあっせん員見解（平成20年3月）に基づき、平成20年11月に業績評価に係る苦情処理体制の充実を図ったところであり、役員として、苦情処理制度の充実に関する対応方針の策定を主導した。

その後、制度運用の問題に関して団体交渉を2回実施したが、適切な制度運用に向けた指導等に関する対応方針の策定を主導した。

③ 平成21年度給与改定に伴う労使対応

平成21年度の給与改定については、基本給の引き下げとともに、ボーナスについても、年間4.5月分を0.35月分引き下げ4.15月分とするものであり、非常に厳しい内容であった。

これに伴う労使対応に関して、役員として、国立病院機構の経営状況、民間春期賃上げや人事院勧告の状況などの諸条件を勘案しつつ、機構の給与改定にかかる対応方針の策定を主導した。

（勤務時間・休暇制度に関するもの）

④ 職員の勤務時間短縮の実施（平成21年4月）

国の職員の勤務時間を定めている「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」等の改正により、国の職員について平成21年4月より勤務時間が短縮されることとなったこと等を考慮し、国立病院機構においても平成21年4月より職員の勤務時間を1日8時間から7時間45分に短縮した。

国の職員の勤務時間の短縮に当たり、「これまでの行政サービスを維持し、かつ、行政コスト増加を招かないこと」、「公務能率の一層の向上」が前提とされていたことから、国立病院機構においても良質な患者サービスを維持・継続していくとともに、一層の業務能率の向上を図りつつ、休憩時間を15分延長し拘束時間を変更しないこととした。

これに対し、労働組合は拘束時間の短縮が図られない制度改正は認められないと主張していた。

これに伴う労使対応に関して、役員として、機構における勤務時間の短縮の必要性及び正当性の説明等の対応方針の策定を主導し、患者サービスを低下させずに国民の理解が得られるよう制度改正を行った。

⑤ 第二期一般事業主行動計画の策定（平成21年4月）

一般事業主行動計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と育児の両立支援の促進を目的としており、事業主は、行動計画を策定のうえ公表・届出することが義務付けられている。国立病院機構においては、平成17年4月～21年3月までを期間とする第一期一般事業主行動計画を策定し、仕事と育児の両立支援の促進に取り組んできたところである。

平成21年4月からの第二期一般事業主行動計画の策定に当たっては、役員として、仕事と育児の両立を支援する各種制度の活用状況などの第一期計画の検証を行うとともに、第一

期計画に対する職員の受け止め方についてアンケートを行うなど、第二期計画の策定方針を明確にし、職員が育児に親しむ職場環境の形成に向けての取り組みを主導した。

⑥ 労働基準法の改正に伴う制度改正（平成22年4月施行）

長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに、仕事と生活の調和がとれた社会を実現することを目的として労働基準法が改正された。

労働基準法の改正の伴う機構における制度改正に当たっては、役員として、時間外勤務の縮減、長時間勤務による健康障害の防止等の観点から、制度改正の方向性を示し、長時間勤務の抑制に向けての取り組みを主導した。

⑦ 育児・介護休業法の改正に伴う制度改正（平成22年6月施行）

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、育児・介護休業法が改正された。

育児・介護休業法の改正に伴う機構における制度改正に当たっては、役員として、仕事と子育ての両立支援の推進の観点から、制度改正の方向性を示し、子育てをしながら働き続けることができる勤務環境の整備に向けての取り組みを主導した。

（人材育成に関するもの）

⑧ 職員研修の充実強化（平成20年度～21年度）

国立病院機構においては、発足以来、有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を行ってきたところである。

第2期中期目標等を踏まえた研修のあり方に関し、役員として、幹部あるいは幹部候補生の意識改革につながる研修、部門の強化等につながる研修、医療技術系の研修の実施など、研修の充実強化の方向性を示し、機構の人づくりに向けての取り組みを主導した。

（その他の労使対応）

⑨ 南横浜病院の廃止に伴う労使対応（平成20年12月廃止）

南横浜病院については、結核・一般入院患者の大幅な減、収支改善の見通しが立たない状況を踏まえて、神奈川県内の結核医療を神奈川病院に効率的に集約することとして、平成20年12月1日に廃止した。

廃止までの間に、職員の雇用確保問題等について、2回の団体交渉を行ったところであり、役員として、職員の雇用確保の考え方、意向調査の実施方法、人事異動の考え方等の対応方針の策定を主導した。

（2）在職時に受けた役員報酬

役員報酬への役員の業績反映においては、独立行政法人評価委員会の評価、法人・各病院の経営状況及び個人の業務実績評価を考慮して、発足以来、前年度に対する増減率100分の100として取扱ってきたところである。

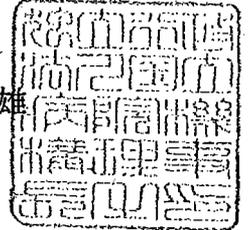
## 個別項目に関する評価結果

独立行政法人国立病院機構							
	平成20年度				平成21年度		
	平均	評価結果	対応率		平均	評価結果	対応率
1. 診療事業(1)患者の目線に立った医療の提供	4.00	A	1.5	1. 診療事業(1)患者の目線に立った医療の提供	4.00	A	1.5
2. 診療事業(2)患者が安心できる医療の提供	4.00	A	1.5	2. 診療事業(2)安心・安全な医療の提供	4.00	A	1.5
3. 診療事業(3)質の高い医療の提供	4.85	S	2.0	3. 診療事業(3)質の高い医療の提供	4.14	A	1.5
4. 臨床研究事業	5.00	S	2.0	4. 診療事業(4)個別病院に期待される機能の発揮等	5.00	S	2.0
5. 教育研修事業	4.00	A	1.5	5. 臨床研究事業	5.00	S	2.0
6. 災害等における活動	4.00	A	1.5	6. 教育研修事業	4.57	S	2.0
7. 効率的な業務運営体制の確立	4.00	A	1.5	7. 総合的事項	3.85	A	1.5
8. 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (1)業務運営コストの節減等 (2)業務運営の効率化に関する事項	4.00	A	1.5	8. 効率的な業務運営体制	4.00	A	1.5
9. 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (3)医療資源の有効活用	4.85	S	2.0	9. 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (1)経営意識の向上 (2)業務運営コストの節減等 ①業務運営コストの節減	4.00	A	1.5
10. 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (4)診療事業以外の事業に係る費用の節減等	4.00	A	1.5	10. 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (2)②医療資源の有効活用	4.85	S	2.0
11. 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (5)財務会計システムの導入等IT化の推進 (6)業務・システム最適化	4.85	S	2.0	11. 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (2)③収入の確保	4.00	A	1.5
12. 経営の改善	5.00	S	2.0	12. 経営の改善	5.00	S	2.0
13. 固定負債割合の改善、重要な財産の譲渡等	5.00	S	2.0	13. 固定負債割合の改善、医療機器・建物整備に関する計画 等	5.00	S	2.0
14. 人事に関する計画	4.00	A	1.5	14. 人事に関する計画、広報に関する事項	4.00	A	1.5
			1.71				1.71

国立病院機構発総第0818001号  
平成22年8月18日

厚生労働省独立行政法人評価委員会  
委員長 井原哲夫 殿

独立行政法人国立病院機構  
理事長 矢崎 義雄



独立行政法人国立病院機構の役員の退職について

平成22年3月31日付けで、当機構の次の役員が退職いたしましたので、その退職手当に係る業績勘案率の算定をお願いします。

記

氏名	湖島 知高
役職	理事
在職期間	平成21年8月28日から平成22年3月31日

## 独立行政法人国立病院機構の役員の退職金に係る業績勘案率

### 1. 退職役員について

- (1) 氏 名：湖島 知高（こじま ともたか）
- (2) 役 職：独立行政法人国立病院機構 理事（理財担当）
- (3) 在職期間：平成21年8月28日から平成22年3月31日

### 2. 業績勘案率の算定について

- (1) 役員の在職期間のうち法人の年度評価が実施された期間の評価結果に基づく算定

	平成21年度
法人の年度業績勘案率 (別添1)	1.71
平均値の分類	X
各分類に対応する率	1.5

- 在籍月数：8か月（平成21年度8か月）

- (2) 役員の在職期間のうち法人の年度評価が未実施の期間の実績に基づく算定なし。

- (3) 業績勘案率の計算式（在籍月数合計8か月）

$$(1.5 \times 8) \div 8 = 1.5$$

- (4) 役員の在職期間における目的積立金の状況

- ・ 平成21年度決算における34,756百万円の剰余について目的積立金とすることとした。

- (5) 退職役員に係る職責事項についての申出

なし。

- (6) (1)～(5)までによる業績勘案率の試算

→ 1.5 (試算結果)

- (7) 業績勘案率の事務局案について

湖島氏は、在任期間は8か月と短く、また、別紙に記載された業績等から、在職期間内に成し遂げた特筆すべき成果が確認できないことから、

湖島知高氏の業績勘案率は 1.0

## (1) 在職期間に係る法人及び前理事の業績について

国立病院機構は平成16年度に独立行政法人として発足して以来、これまで診療・臨床研究・教育研修面に加え、経営面においても中期目標の水準に対し、大きな成果を上げてきた。

診療面においては、地域医療への大きな貢献や重症心身障害、筋ジストロフィー、結核など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、セーフティネットとしての重要な役割を果たすとともに、臨床研究面においては、国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究活動やEBM(根拠に基づく医療)の推進、質の高い治験の推進に積極的に取り組み、大きな実績を上げている。

特に、新型インフルエンザ発生時においては、水際対策としての職員派遣やワクチンの有効性・安全性の試験を迅速に実施するなど、国の危機管理対応に大きく貢献した。

さらに、教育研修面においては、学校法人と連携し、全国に先駆けて特定看護師(仮称)を養成する大学院等の設置に向けて準備を進め、本年4月に開設することができた。

また、経営面においては、診療報酬の上位基準の取得等による収益増及びコスト削減による経営改善を行った結果、6期連続の経常収支プラス、5期連続の黒字経営を達成し、平成21年度においては、これまでの実績を大きく上回る純利益(348億円)を計上するなど特段の実績を上げた。

湖島前理事においては、国立病院機構の業務運営の見直しや効率化による収支改善など法人及び個別病院の財務管理の安定・強化に向け、理財担当の理事としてその解決に尽力した。

特に、固定負債については単年度で約8%も圧縮したことにより財政基盤の強化に貢献し、建替整備についても建替後の経営目標の緩和や借入金の償還期間の延伸を認めるなどの支援措置を講じ、投資を促進する方向を示すなど貢献した。

なお、具体的な実績等については、下記のとおりである。

## (内部資金等を活用した固定負債の改善策)

## ① 内部資金等を活用した固定負債(長期借入金残高)の改善

固定負債については、役員として、内部資金の活用や建築コストの合理化などにより、各病院の機能の維持・向上を図りつつ、新たな借り入れを行わずに第2期中期目標を上回る整備を確保するよう主導し、長期借入金残高(平成20年度末5,971億円)を約定どおり償還(502億円)したことにより、第2期中期目標の「5年間で平成20年度長期借入金残高の1割削減」を大幅に上回るペース(単年度で▲8.4%)で縮減した。

(固定負債残高) 平成20年度末 平成21年度末  
5,971億円 5,469億円(平成20年度末比▲8.4%)

## ② 剰余金を活用した固定資産の取得

平成20年度決算において積立金として整理し、第2期中期目標期間に繰り越した507億円について、平成21年6月に厚生労働大臣から積立金の承認を受け、当該役員の主導により、平成21年度に建替整備により新たに取得した固定資産554億円に全てを充当した。

(個別病院毎の経営改善策)

③ 個別病院毎の経営改善計画(再生プラン)の実施

平成20年3月に本部において承認した中期的(平成20~22年度)な個別病院毎の経営改善計画(再生プラン)について、その進捗状況の確認を行った。

また、経営手腕を発揮している院長及び副院長等に再生プラン特別顧問を委嘱するとともに、本部及びブロック事務所に専属チームを設け、年度計画に対して経常収支が著しく下回っている病院への個別訪問(延べ11病院)を行うなど、収支改善に努めた。

さらに、12月には運営費を短期借入金で賄っているなどの13病院を本部に招集し、本部役員と病院長および事務部長との経営改善に関する意見交換会議を行い、役員として、個別病院における収支改善に努めるよう主導した。

(参考:再生プランの具体的な取組み)

※ 本部・ブロック事務所の体制

本部及びブロック事務所に専属チームを設置し、さらに病院長、副院長等を本部特別顧問として委嘱

- ・本部特別顧問(再生プラン担当) 19名
- ・本部再生プラン専属チーム 22名
- ・ブロック事務所再生プラン専属チーム 71名

(業務運営の見直し及び効率化による収支改善策)

④ 建物整備

建物整備については、国時代の建築コストの約50%に抑えつつ、第2期中期目標期間中の見込額の1,679億円に対し、その約29%の482億円の投資を行い、質・量の充実を実現した。

	平成21年度
中期目標期間中の投資額 (内部資金含む)	482億円
投資額に対する割合 (累計額/1,679億円)	28.7%

病棟建替等を行う場合、病院が自己資金の1/3を用意することを原則としているが、整備に伴う収益増加や費用削減により将来の収益が確保されるときは、自己資金1/3がなくても投資を進める枠組を明確化し、黒字病院、赤字病院に関わらず、病院機能を向上させる部門を中心に投資することにより、患者の療養環境の改善と、病院の経営体力の向上及び自立性を高める整備を進めている。平成21年度においては、役員として、整備条件における建替後の経営目標の緩和や建替に伴う借入金の償還期間の延伸を認めるなどの支援措置を講じ、投資を促進するよう主導した。

⑤ 平成21年度補正予算における国立病院機構出資金

昭和49年度築以前の老朽化した重症心身障害、筋ジストロフィー(神経難病含む)、精

神病棟の建替を促進させた。(国立病院機構出資金)

早期改善を目標とし、平成21年度においては、51施設的设计委託を行い、うち3施設については工事契約を終了している。

#### ⑥ 医療機器整備

医療機器整備については、購入単価を低下させつつ、第2期中期目標期間中の計画額の850億円に対し、その約30%の253億円の投資を行い、役員として、医療機能の質・量の整備を図るため投資を円滑に実施した。

【各年度の推移】

	平成21年度	平成20年度
中期目標期間中の投資額 (内部資金含む)	253億円	153億円
投資額に対する割合 (累計額/850億円)	29.8%	-

医療機器整備については、各病院の医療機器等にかかる減価償却費と前年度の経常収支を基本に、病院毎に当該年度の投資枠の設定を行い、当該投資枠の範囲内で、各病院の裁量で整備を行っている。

通常の投資枠の他に、地域医療体制の変動等により新たな診療科を設ける必要がある場合などに、収支が確保される範囲内で、追加的に投資枠を用意する仕組みを整備し、各病院の機動的な体質変換を支援している。

また、定められた投資枠の中で各病院がどのような機器を購入するかは、収支計算に基づき病院自ら判断することが原則であるが、5千万以上の大型医療機器については、病院が行う収支計算が適正かどうかを本部で検証するものとしている。

さらに、平成21年度においては、再生プラン対象病院に対して、前年度の資金面での投資目標達成額に応じ、投資枠を加減算することにより、病院の経営状況に応じた投資枠の適正化を図る等、役員として、適切に医療機器整備を主導した。

#### ⑦ 医療機器の効率的な利用促進策

既に整備済みの医療機器の効率的な利用促進策として、各病院のCT、MRIの稼働数目標の設定・稼働数向上に向けた要因分析や、人材を有効に活用した勤務体制の見直しを図ったこと、また、平成18年度より本部において各病院のCT、MRIの稼働実績について集計・分析し、当該機器に携わる医師、技師等の配置状況や、稼働件数の高い病院の稼働件数向上のための取組等の情報を各病院にフィードバックする等、当該役員の主導により、平成20年度実績に対し41,378件(3.1%)稼働総数が増加した。

また、各病院のみの利用では十分な稼働が見込めない医療機器については、地域の医療機関との連携を強化することにより、共同利用を促進した。医療機器の更新による機能向上、院外からの予約手続きの簡素化等により、CT及びMRIについては、平成20年度実績に対し8,489件(15.1%)利用数が増加し、地域における有効利用が大幅に進んだ。

(2) 在職時に受けた役員報酬

新たに常勤役員となった者の当該年度の年俸の額については、役員報酬規程に基づき、基本年棒額としているところである。

(別添1)

## 個別項目に関する評価結果

独立行政法人国立病院機構							
	平成20年度				平成21年度		
	平均	評価結果	対応率		平均	評価結果	対応率
1. 診療事業(1)患者の目線に立った医療の提供	4.00	A	1.5	1. 診療事業(1)患者の目線に立った医療の提供	4.00	A	1.5
2. 診療事業(2)患者が安心できる医療の提供	4.00	A	1.5	2. 診療事業(2)安心・安全な医療の提供	4.00	A	1.5
3. 診療事業(3)質の高い医療の提供	4.85	S	2.0	3. 診療事業(3)質の高い医療の提供	4.14	A	1.5
4. 臨床研究事業	5.00	S	2.0	4. 診療事業(4)個別病院に期待される機能の発揮等	5.00	S	2.0
5. 教育研修事業	4.00	A	1.5	5. 臨床研究事業	5.00	S	2.0
6. 災害等における活動	4.00	A	1.5	6. 教育研修事業	4.57	S	2.0
7. 効率的な業務運営体制の確立	4.00	A	1.5	7. 総合的事項	3.85	A	1.5
8. 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (1)業務運営コストの節減等 (2)業務運営の効率化に関する事項	4.00	A	1.5	8. 効率的な業務運営体制	4.00	A	1.5
9. 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (3)医療資源の有効活用	4.85	S	2.0	9. 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (1)経営意識の向上 (2)業務運営コストの節減等 ①業務運営コストの節減	4.00	A	1.5
10. 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (4)診療事業以外の事業に係る費用の節減等	4.00	A	1.5	10. 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (2)②医療資源の有効活用	4.85	S	2.0
11. 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (5)財務会計システムの導入等IT化の推進 (6)業務・システム最適化	4.85	S	2.0	11. 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (2)③収入の確保	4.00	A	1.5
12. 経営の改善	5.00	S	2.0	12. 経営の改善	5.00	S	2.0
13. 固定負債割合の改善、重要な財産の譲渡等	5.00	S	2.0	13. 固定負債割合の改善、医療機器・建物整備に関する計画 等	5.00	S	2.0
14. 人事に関する計画	4.00	A	1.5	14. 人事に関する計画、広報に関する事項	4.00	A	1.5
			1.71				1.71

## 業績勘案率算定方式改定案(概要)

## I 評価結果変換率の見直し

## ○ 目的

0.1刻みにするとともに、役員の所掌業務の業績評価が業績勘案率算定に影響するようにする。

1 法人業績率 S=1.2、A=1.1、B=1.0、C=0.9、D=0.8

2 個人貢献率 S=0.3、A=0.1、B=0.0、C=-0.1、D=-0.3

※ 個人貢献率は、法人業績の変換率よりも変動幅を大きくし、業績勘案率への影響を大きくさせる。

※ 理論値(all S)で1.5を超えない点数とする。

注1 各評定を点数化し、それらの平均をとる。小数第3位を四捨五入

注2 個人貢献率は、当該役員が所掌する業務に係る評価項目(一部所掌を含む。)の評定を点数化し、加重平均する。

なお、一部所掌している評価項目は、当該評価項目を所掌する理事数(理事長を除く。)で除した数を乗じて点数化する。

注3 監事は個人貢献率を算定しない。また、役員の在任期間が1年未満の場合には、1.0以下とする。

注4 年度評価が未評価である期間については、6月以下であれば過去の実績と同等とみなし、6月超であれば年度評価を待って算定を行う。

## II 業績勘案率計算式の見直し

## ○ 目的

法人業績率に個人貢献率を加味した業績勘案率とする。

## 計算式

法人業績率 =  $\Sigma$  評価項目nの点数 ÷ 全評価項目の個数

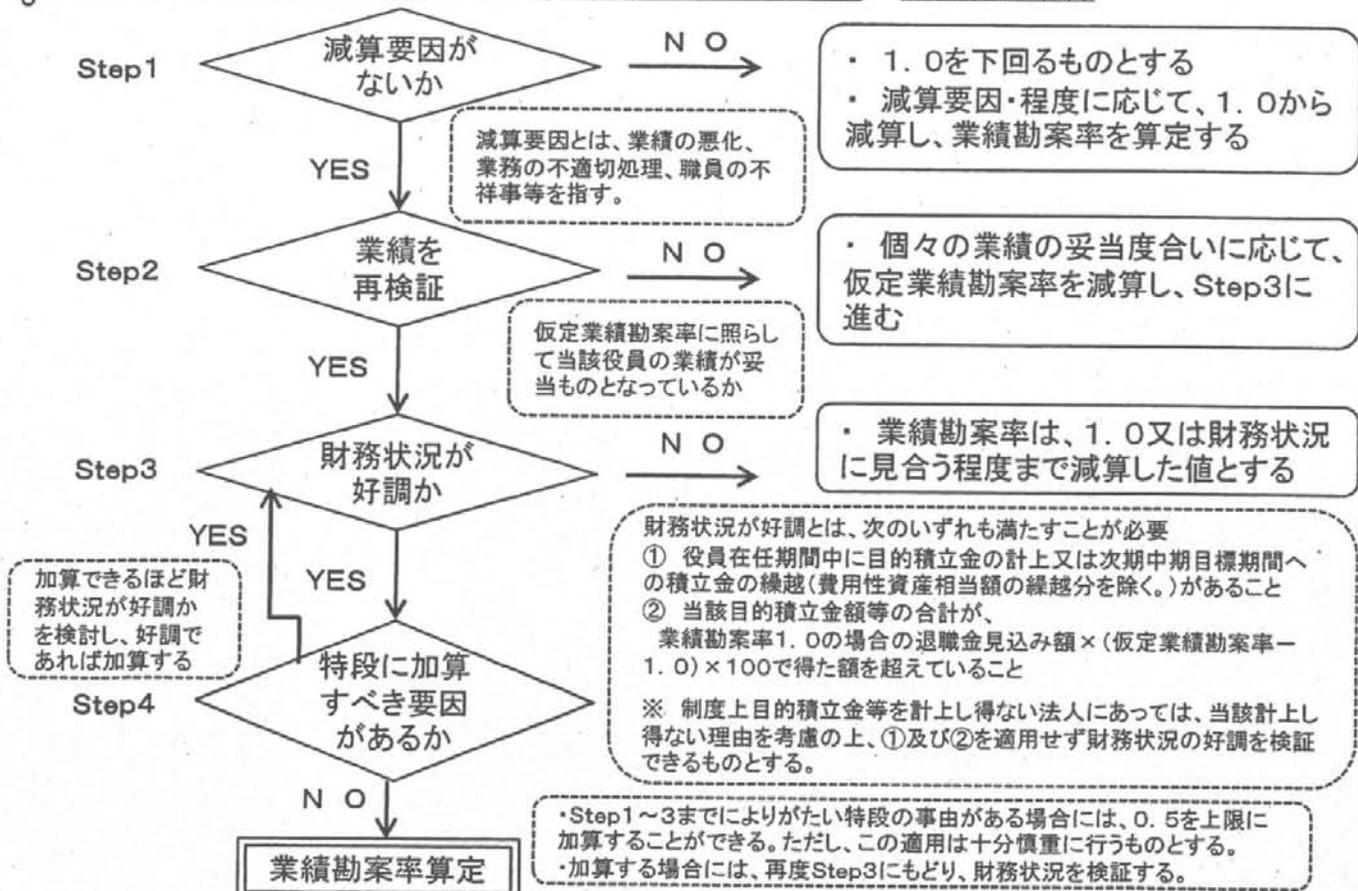
個人貢献率 = ( $\Sigma$  所掌評価項目nの点数 × nの所掌割合) ÷ 全評価項目の個数

法人業績率 + 個人貢献率 = 仮定業績勘案率

注 小数第2位を四捨五入

## 仮定業績勘案率の適切性の検証(1.0を上回る場合)

仮定業績勘案率が1.0以下であっても、減算要因の検証は行う。



## (参考)個人業績の計算例

### 【個人貢献率の計算式】

$$\begin{aligned}
 \text{個人貢献率} &= (\sum \text{所掌評価項目}n\text{の点数} \times n\text{の所掌割合}) \div \text{全評価項目の個数} \\
 &= \frac{\sum (\text{所掌評価項目}n\text{の点数} \times \text{所掌評価項目}n\text{の所掌割合})}{\sum (\text{所掌評価項目}n \times \text{所掌評価項目}n\text{の所掌割合})} \text{【所掌部分の加重平均】} \\
 &\quad \times \frac{\sum (\text{所掌評価項目}n \times \text{所掌評価項目}n\text{の所掌割合})}{\text{全評価項目数}} \\
 &\quad \text{【法人の業務全体に占める理事の所掌割合】}
 \end{aligned}$$

### 【具体的な計算例】

評価項目	評価	点数	担当理事数	所掌割合	所掌の可否
1	S評価	0.3	1人	1	○
2	S評価	0.3	1人	1	
3	A評価	0.1	2人	1/2	○
4	A評価	0.1	2人	1/2	○

$$\text{個人貢献率} = \frac{0.3 \times 1 + 0.1 \times 1/2 + 0.1 \times 1/2}{1 + 1/2 + 1/2} \text{【所掌部分の加重平均】} \times \frac{1 + 1/2 + 1/2}{4} \text{【理事の所掌割合】} = 0.2 \times 0.5 = \underline{0.10}$$

(参考)現行と改定案との業績勘案率比較表

○ 労働安全衛生研究所

S=0.3  
A=0.1

	S	A	B	C	D	現行業績勘案率	法人業績	個人業績 (理事長の場合)	仮定業績勘案率
18年度	5	19	0	0	0	1.5	1.12	0.14	1.3
19年度	3	18	3	0	0	1.5	1.10	0.11	1.2
20年度	3	17	4	0	0	1.0	1.10	0.11	1.2
3年度合計	11	54	7	0	0	1.5	1.11	0.12	1.2

○ 国立健康・栄養研究所

S=0.3  
A=0.1

	S	A	B	C	D	現行勘案率	法人業績	個人業績 (理事長の場合)	仮定業績勘案率
18年度	2	14	6	0	0	1.0	1.08	0.09	1.2
19年度	1	13	8	0	0	1.0	1.07	0.07	1.1
20年度	4	13	5	0	0	1.0	1.10	0.11	1.2
3年度合計	7	40	19	0	0	1.0	1.08	0.09	1.2

○ 医薬基盤研究所

S=0.3  
A=0.1

	S	A	B	C	D	現行勘案率	法人業績	個人業績 (理事長の場合)	仮定業績勘案率
18年度	0	14	4	0	0	1.0	1.08	0.08	1.2
19年度	3	14	1	0	0	1.5	1.11	0.13	1.2
20年度	5	7	6	0	0	1.0	1.09	0.12	1.2
3年度合計	8	35	11	0	0	1.0	1.09	0.11	1.2

○ 国立病院機構

S=0.3  
A=0.1

	S	A	B	C	D	現行勘案率	法人業績	個人業績 (理事長の場合)	仮定業績勘案率
18年度	5	9	0	0	0	1.5	1.14	0.17	1.3
19年度	5	9	0	0	0	1.5	1.14	0.17	1.3
20年度	6	8	0	0	0	1.5	1.14	0.19	1.3
3年度合計	16	26	0	0	0	1.5	1.14	0.18	1.3

○ 医薬品医療機器総合機構

S=0.3  
A=0.1

	S	A	B	C	D	現行勘案率	法人業績	個人業績 (理事長の場合)	仮定業績勘案率
18年度	1	17	2	0	0	1.0	1.10	0.10	1.2
19年度	0	17	3	0	0	1.0	1.09	0.09	1.2
20年度	0	19	1	0	0	1.0	1.10	0.10	1.2
3年度合計	1	53	6	0	0	1.0	1.09	0.09	1.2

## ○ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

S=0.3

A=0.1

	S	A	B	C	D	現行 勘案率	法人業績	個人業績 (理事長の場合)	仮定業績 勘案率
18年度	0	15	2	0	0	1.0	1.09	0.09	1.2
19年度	0	7	9	1	0	1.0	1.04	0.04	1.1
20年度	3	5	10	0	0	1.0	1.06	0.08	1.1
3年度合計	3	27	21	1	0	1.0	1.06	0.07	1.1

## ○ 福祉医療機構

S=0.3

A=0.1

	S	A	B	C	D	現行 勘案率	法人業績	個人業績 (理事長の場合)	仮定業績 勘案率
18年度	0	19	1	0	0	1.0	1.10	0.10	1.2
19年度	0	19	1	0	0	1.0	1.10	0.10	1.2
20年度	1	13	3	0	0	1.0	1.09	0.09	1.2
3年度合計	1	51	5	0	0	1.0	1.09	0.09	1.2

## ○ 労働者健康福祉機構

S=0.3

A=0.1

	S	A	B	C	D	現行 勘案率	法人業績	個人業績 (理事長の場合)	仮定業績 勘案率
18年度	3	13	3	0	0	1.5	1.10	0.12	1.2
19年度	2	14	3	0	0	1.0	1.09	0.11	1.2
20年度	1	10	7	0	0	1.0	1.07	0.07	1.1
3年度合計	6	37	13	0	0	1.0	1.09	0.10	1.2

## ○ 勤労者退職金共済機構

S=0.3

A=0.1

	S	A	B	C	D	現行 勘案率	法人業績	個人業績 (理事長の場合)	仮定業績 勘案率
18年度	0	10	6	0	0	1.0	1.06	0.06	1.1
19年度	0	10	6	0	0	1.0	1.06	0.06	1.1
20年度	0	7	8	1	0	1.0	1.04	0.04	1.1
3年度合計	0	27	20	1	0	1.0	1.05	0.05	1.1

## ○ 高齢・障害者雇用支援機構

S=0.3

A=0.1

	S	A	B	C	D	現行 勘案率	法人業績	個人業績 (理事長の場合)	仮定業績 勘案率
18年度	1	16	2	0	0	1.0	1.09	0.10	1.2
19年度	2	15	2	0	0	1.5	1.10	0.11	1.2
20年度	2	17	0	0	0	1.5	1.11	0.12	1.2
3年度合計	5	48	4	0	0	1.5	1.10	0.11	1.2

## ○ 雇用・能力開発機構

S=0.3  
A=0.1

	S	A	B	C	D	現行 勘案率	法人業績	個人業績 (理事長の場合)	仮定業績 勘案率
18年度	0	6	12	0	0	1.0	1.03	0.03	1.1
19年度	0	8	10	0	0	1.0	1.04	0.04	1.1
20年度	1	11	6	0	0	1.0	1.07	0.08	1.2
3年度合計	1	25	28	0	0	1.0	1.05	0.05	1.1

## ○ 労働政策研究・研修機構

S=0.3  
A=0.1

	S	A	B	C	D	現行 勘案率	法人業績	個人業績 (理事長の場合)	仮定業績 勘案率
18年度	0	16	4	0	0	1.0	1.08	0.08	1.2
19年度	0	11	6	0	0	1.0	1.06	0.06	1.1
20年度	0	13	4	0	0	1.0	1.08	0.08	1.2
3年度合計	0	40	14	0	0	1.0	1.07	0.07	1.1

## ○ 年金・健康保険福祉施設整理機構

S=0.3  
A=0.1

	S	A	B	C	D	現行 勘案率	法人業績	個人業績 (理事長の場合)	仮定業績 勘案率
18年度	6	7	0	0	0	1.5	1.15	0.19	1.3
19年度	6	7	0	0	0	1.5	1.15	0.19	1.3
20年度	4	9	0	0	0	1.5	1.13	0.16	1.3
3年度合計	16	23	0	0	0	1.5	1.14	0.18	1.3

## ○ 年金積立金管理運用法人

S=0.3  
A=0.1

	S	A	B	C	D	現行 勘案率	法人業績	個人業績 (理事長の場合)	仮定業績 勘案率
18年度	1	18	1	0	0	1.5	1.10	0.11	1.2
19年度	0	18	2	0	0	1.0	1.09	0.09	1.2
20年度	0	16	4	0	0	1.0	1.08	0.08	1.2
3年度合計	1	52	7	0	0	1.0	1.09	0.09	1.2

## 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について

平成 年 月 日 決定  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）における退職役員の業績勘案率の決定方法を次のように定める。

## 第1章 業績勘案率の算定方法

## 第1節 仮定業績勘案率の算定

## （仮定業績勘案率の算定）

第1条 仮定業績勘案率は、法人業績率に個人貢献率を加えたものとする。この場合において、小数点第2位に端数があるときは、当該端数を四捨五入した値を仮定業績勘案率とする。

2 退職役員の在任期間が1年に満たないときは、前項の規定にかかわらず、仮定業績勘案率を1.0とする。

## （法人業績率の算定）

第2条 法人業績率は、退職役員が在任していた年度（以下「在任年度」という。）ごとに次項の規定による計算で得られた値を平均したものとする。この場合において、小数点第3位に端数があるときは、当該端数を四捨五入した値を法人業績率とする。

2 法人の各年度の評価項目の評価を下表1により点数化し、平均したものを当該年度の値とする。

※ 表1

評価項目ごとの 評価結果	評価結果に対応する点数
S	1.2
A	1.1
B	1.0
C	0.9
D	0.8

《法人業績率の計算式》

$$\text{法人業績率} = \text{評価項目の点数の合計} \div \text{評価項目の個数}$$

(個人貢献率の算定)

第3条 個人貢献率は、在任年度ごとに次項の規定による計算で得られた値を平均したものとする。この場合において、小数点第3位に端数があるときは、当該端数を四捨五入した値を個人貢献率とする。

2 当該退職役員が所掌する評価項目の評価を下表2により点数化し、合計したものを法人の全評価項目の個数で除したものを当該年度の値とする。

3 前項の場合において、評価項目を複数の理事（理事長及び副理事長を除く。）で所掌しているときは、当該評価項目の点数は、下表2により点数化した数を所掌している理事の数で除した値とする。

※ 表2

評価項目ごとの 評価結果	評価結果に対応する点数
S	0.3
A	0.1
B	0.0
C	-0.1
D	-0.3

《個人業績率の計算式》

$$\text{個人業績率} = \text{所掌する評価項目の点数の合計（ただし、複数名で所掌する評価項目がある場合は、当該評価項目の点数については、所掌する理事（理事長及び副理事長を除く。）の数で除したものをその点数とする。）} \div \text{全評価項目の個数}$$

(理事長、副理事長及び監事の個人貢献率)

第4条 退職理事長の個人貢献率は、全評価項目を所掌しているものとして、前条第1項の規定を準用する。

2 退職副理事長の個人貢献率は、全評価項目を所掌しているものとして、前条第1項前段の規定を準用して得られた数に6分の5を乗じた値とする。この場合において、小数点第3位に端数があるときは、当該端数を四捨五入した値を個人貢献率とする。

3 退職監事の個人貢献率は、前条の規定にかかわらず、0.0とする。

(年度途中で退職した場合の特例)

第5条 4月1日以降9月末までの間に退職した役員については、退職した年度を除く在任年度について第1条から前条までの規定により、計算して得られた値を仮定業績勘案率とする。

2 10月1日以降3月末までの間に退職した役員については、退職した年度を含めて、第1条から前条までの規定を適用し、仮定業績勘案率を算定するものとする。

## 第2節 評価委員会で算定する業績勘案率

(業績勘案率の算定)

第6条 評価委員会で算定する業績勘案率(以下「算定業績勘案率」という。)は、次条から第10条までの規定により、仮定業績勘案率を加減算した上で算定するものとする。

(減算要因の検証)

第7条 次に掲げる事項その他の減算要因が認められるときは、仮定業績勘案率を1.0とし、当該減算要因の程度に応じて、1.0から減じた値を算定業績勘案率とする。

- 一 法人の業績が著しく悪化したとき
- 二 法人の信用が失墜したと認められるとき
- 三 業務の不適切な処理が行われたとき
- 四 職員の不祥事に伴う管理監督責任が認められるとき

(退職役員の業績の再検証)

第8条 前条に規定する減算要因が認められないときは、仮定業績勘案率が退職役員の業績に照らして妥当であるか、法人から提出された資料や法人に対する意見聴取等を基に検証し、妥当と認められない場合には、妥当と認められる程度まで仮定業績勘案率を減算するものとする。

2 前項の検証は、次条の規定による財務状況の検証により、仮定業績勘案率が1.0となることが明らかであるときには省略することができる。

(財務状況の検証)

第9条 前条の規定による検証の結果、仮定業績勘案率が1.0を超えているとき

は、法人の財務状況が当該仮定業績勘案率で計算された退職金を支給できる程度に好調であるか検証し、好調であると認められない場合は、財務状況に見合う程度まで、仮定業績勘案率を減算するものとする。

- 2 法人の財務状況が好調であるとは、次に掲げる条件のいずれも満たすときとする。
  - 一 在任年度のいずれかの年度において、目的積立金の計上又は次期中期目標期間への積立金の繰越（個別法（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第1条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の規定により、厚生労働大臣の承認を受けた積立金の繰越をいう。以下「積立金繰越額」という。）があること。
  - 二 目的積立金及び積立金繰越額の合計額が、業績勘案率1.0で計算したときの退職金の額を超えて支給することとなる額の100倍超であること。
- 3 前項の積立金繰越額は、次期中期目標期間初年度の財務諸表に計上される次期中期目標期間繰越積立金の額から次に掲げるものに相当する額を減じた額とする。
  - 一 前中期目標期間中に執行する予定であったものを、次期中期目標期間中に実施することとした場合における当該執行予定額
  - 二 法人単位の財務諸表において繰越欠損金がある場合の当該額
  - 三 前中期目標期間最終年度の財務諸表（以下「最終年度財務諸表」という。）に計上されている前払費用
  - 四 耐用年数経過後に同種の固定資産の購入が予定される当該固定資産（簿価見合いの運営費交付金債務、長期借入金等があるものを除く。）の最終年度財務諸表に計上されている減価償却累計額
- 4 個別法の規定又は法人の業務運営のために支弁される財源の性質により、目的積立金の計上を行うことができない法人については、第2項の規定にかかわらず、第1項の検証を行うことができる。

（特段の加算要因の検証）

- 第10条 第7条から前条までの規定により検証された後の仮定業績勘案率について、加算する特段の要因があるとして、部会に属する委員若しくは臨時委員又は法人から申請があったときは、加算の妥当性を検証し、妥当と認められた場合には、前条に基づき検証した財務状況に見合う範囲内で0.5を上限に加算できることとする。
- 2 前項の加算は、次に掲げる要因その他の特段の要因があるときに限るものとする。
    - 一 中期計画に記載されていない事項を所掌していた退職理事であって、当該事項が理事の職務の大半を占めるとき

- 二 他の理事の不適切な業務遂行により、評価項目が低い評価になった場合であって、退職理事が連帯して責任を負う必要のないと認められるとき

## 第2章 業績勘案率の決定手続

第11条 法人は、役員の退職に際し、評価委員会委員長あてに業績勘案率の決定について文書にて依頼を行うものとする。

2 評価委員会は、前項の依頼を受け取ったときは、当該法人を所掌している部会において、第1条から第10条までの規定に基づき、審議するものとする。

第12条 評価委員会委員長は、算定業績勘案率を総務省政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政・独委」という。）委員長に通知する。

2 政・独委の意見の内容から再度審議する必要がないと認められるときは、部会長において、算定業績勘案率を業績勘案率として決定することができるものとする。再度審議するときは、直近に開催する部会において行うものとする。

3 評価委員会委員長は、決定した業績勘案率を速やかに法人に通知するものとする。なお、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、これに加えて速やかに厚生労働大臣に通知するものとする。

### 附 則

（適用期日）

第1条 この規程は、平成 年 月 日以降新たに審議するものから適用する。

（旧規程の廃止）

第2条 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について（平成16年3月30日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定。以下「旧規程」という。）は、これを廃止する。

（経過措置）

第3条 前条の規定による廃止前の旧規程により算定した業績勘案率については、なお従前の例による。

事務連絡  
平成22年8月10日

各府省独立行政法人評価委員会委員長 各位

総務省行政管理局長

独立行政法人評価委員会における「独立行政法人の役職員の  
給与等の水準（平成21年度）」の活用について（依頼）

今般、当局において、「独立行政法人の役員報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、平成21年度の役員報酬等及び職員の給与水準についての各法人及び各府省の公表結果を取りまとめ、公表しました。

法人の役員報酬等については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第52条第1項及び第62条により、役員業績が考慮されるものでなければならないこととされています。「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定。以下「方針」という。）においては、各府省の独立行政法人評価委員会（以下「各府省委員会」という。）は、各事業年度における業務の評価の一環として、報酬等の支給の状況が通則法第52条の趣旨に適合しているかについても評価を行い、必要があると認めるときは、法人に対し勧告することができることとされています。

法人の職員の給与については、通則法第57条及び第63条において、法人の業務の実績も考慮した基準を定めることとされています。「方針」においては、法人は、職員の給与について、当該法人及びその職員の業績が反映される給与の仕組みの導入を図るものとし、法人の業績については、各府省委員会によって業務の達成目標が大幅に達成されたとの評価が得られたときや業務の達成目標が全体として未達成との評価を受けたとき等において、これを考慮することが適当であるとされています。

また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）においては、法人は、別紙のとおり、給与水準の適正化等に取り組むこととされ、給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、評価委員会による事後評価において、厳格にチェックすることとされています。

各府省委員会におかれましては、こうした点を踏まえ、評価等に際して、この資料を有効に活用いただき、一層厳格な評価を行っていただくようお願いします。

なお、本事務連絡は、政策評価・独立行政法人評価委員会にも併せて送付し、一層厳格な2次評価を行うよう依頼しておりますので、申し添えます。

独立行政法人整理合理化計画（抜粋）

平成19年12月24日閣議決定

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

- ① 独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的  
主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点に  
ついて対応する。
  - ア 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って  
着実に削減に取り組むこと。
  - イ 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準  
が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説  
明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。
  - ウ 主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対  
して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たす  
ものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し  
等適切に対応するよう要請すること。
  - エ 主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省  
事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。
  - オ 各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護  
にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。
- ② 各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給  
与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当  
該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。
- ③ 給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観  
点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格  
にチェックする。

## 独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成 21 年度)

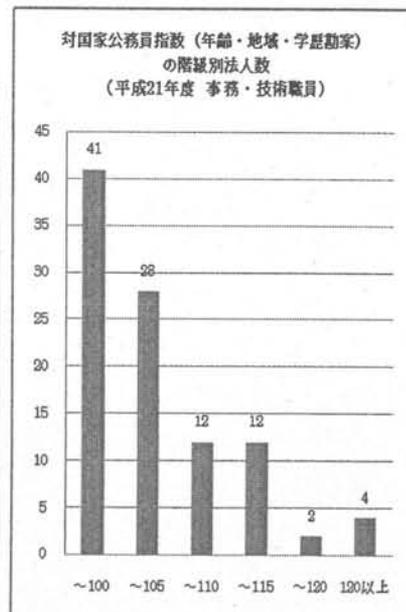
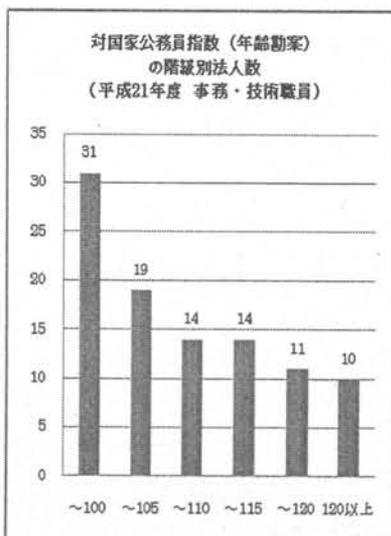
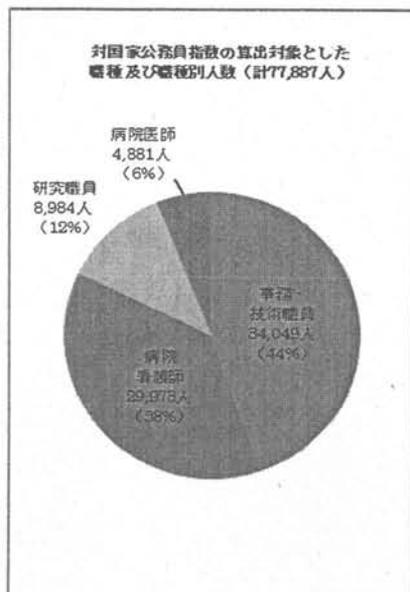
- 総務省は、100 の独立行政法人(日本司法支援センターを含む。)の役職員の給与水準等について、各府省及び各法人における平成 21 年度分の公表結果を取りまとめました。  
また、平成 18 年度から各法人は総人件費改革に取り組んでおり、今回の公表においては4年目に当たる 21 年度の取組状況のフォローアップ結果を併せて取りまとめました。
- このような徹底的な情報開示は、独立行政法人評価の仕組みと合わせて、法人の透明性の一層の向上や適正で効率的な業務運営の確保に資する取組です。
- この取りまとめ結果は、各府省の独立行政法人評価委員会、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の事後評価に活用されます。

### 1. 職員の給与水準(資料1参照)

事務・技術職員の対国家公務員指数は、年齢勘案で前年度比▲0.8ポイント減少、年齢・地域・学歴勘案で前年比▲0.7ポイント減少。

	平均年間給与 (千円)	対国家公務員指数 (年齢勘案)			対国家公務員指数 (年齢・地域・学歴勘案)		
		20 年度	21 年度	対前年度差	20 年度	21 年度	対前年度差
事務・技術職員	7,105	107.0*	106.2	▲ 0.8	105.1	104.4	▲ 0.7
研究職員	8,823	100.8	100.3	▲ 0.5	106.5	105.4	▲ 1.1
病院医師	13,564	116.8	109.1	▲ 7.7	110.2	105.3	▲ 4.9
病院看護師	4,931	95.6	96.5	0.9	95.6	97.8	2.2

- (注) 1 「対国家公務員指数」は、独立行政法人と国家公務員の給与の比率を独立行政法人の年齢階層別人員構成又は年齢・地域・学歴階層別人員構成を勘案して算出したものであり、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の独立行政法人の給与水準を表すものである(詳細は別添(参考2)を参照)。  
2 昨年度公表対象法人は 102 法人であったが、20 年度に 2 法人が廃止されたため、今回の公表対象法人数は 100 法人となっている。



給与水準が高い理由として法人が考える事項としては、おおむね次のような理由が挙げられているが、今後、各府省の独立行政法人評価委員会や総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会において厳格な事後評価が行われることとなる。

- ① 事務所が大都市にあり、民間賃金も高く、地域手当の額が多い。

- ② 職務の専門性等から国家公務員と比較し高学歴の職員が多い。
  - ③ 外部委託による一般職員削減、業務の特殊性や専門性により管理職割合が高い。
  - ④ 外国語運用能力や調整能力、職務の専門性等に対応できる有能な人材確保。
- (注) ①、②の理由は、年齢勘案の対国家公務員指数のみに該当する。

## 2. 更なる給与水準の適正化に向けた取組(資料2参照)

各法人は給与水準の適正化に取り組んでいるが、事務・技術職員の給与水準が依然として国家公務員より高い傾向にあることから、給与水準の適正化について更なる取組が求められている。このため、独立行政法人の給与は労使交渉を経て決定されるものであるが、事務・技術職員の給与水準が国を上回った法人のすべてで、自ら給与水準に関する総点検を行い、目標水準・目標期限を設定して給与水準の適正化に計画的に取り組んでいる。

20年度において事務・技術職員の給与水準が国を上回った法人(64法人)の21年度における平均給与水準は▲1.3ポイントの低下となっている。

今後、これらの法人の取組を含め、給与水準の適正化については各独立行政法人評価委員会及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会と厳格なチェックを実施することとしている。

## 3. 常勤役員の報酬の支給状況(資料3参照)

法人の長、理事、監事の報酬は、前年度比でそれぞれ減少。

役員全体では▲304,818千円(▲3.8%)減少。

		20年度	21年度	対前年度差	対前年度比
		(千円)	(千円)	(千円)	(%)
平均	法人の長	18,605	18,183	▲422	▲2.3
	理事	15,422	15,078	▲344	▲2.2
	監事	13,506	13,082	▲424	▲3.1
支給総額	法人の長	1,879,153	1,791,644	▲87,509	▲4.7
	理事	4,873,427	4,697,201	▲176,226	▲3.6
	監事	1,310,047	1,268,964	▲41,083	▲3.1
	計	8,062,627	7,757,809	▲304,818	▲3.8

(注) 年度途中で廃止された法人(国立国語研究所:21年10月廃止)は除いている。平均は支給総額を役員数で除した数値を記載。

## 4. 常勤役員の退職手当の支給状況(資料4参照)

業績勘案率(各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲で役員の業績に応じて決定する率)の決定によって退職手当支給額の全額が確定し、平成21年度中にその全額を支払い終えた役員は59人で、総額約3.1億円が支給された。

59人の役員のうち、業績勘案率が「1.0」の者が52人、「0.9」の者が7人である。

	退職役員数	支給総額	平均在職期間	平均支給額	業績勘案率
	(人)	(千円)		(千円)	
法人の長	10	100,263	5年7月	10,263	10人が「1.0」
理事	35	151,690	3年4月	4,334	29人が「1.0」、6人が「0.9」
監事	14	55,442	3年5月	3,960	13人が「1.0」、1人が「0.9」

(注) 1 退職手当の支給額については、各法人における役員報酬・退職金の支給基準や役員の在職期間に応じて異なっている。

2 業績勘案率が「0.9」であるのは沖縄科学技術研究基盤整備機構(1人)、情報通信研究機構(1人)、日本万国博覧会記念機構(1人)、産業技術総合研究所(1人)、水資源機構(2人)の理事、放射線医学総合研究所(1人)の監事である。

## 5. 総人件費改革の取組(資料5参照)

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年6月2日法律第47号)に基づき、各法人は、総人件費改革の一環として、平成18年度以降5年間で5%以上の人件費の削減を基本として取り組んでいる。

各法人は、人件費又は人員の削減のいずれかを選択して取組を行っており、平成21年度までの4年間の法人全体の取組状況をみると、基準となる平成17年度実績に比して、人件費の削減を行う82法人においては全体として▲1.5%、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率)、人員数の削減を行う16法人においては全体として▲10.5%減少となっている。なお、人件費の削減を行う82法人のうち、労働者健康福祉機構及び国立病院機構については医療の質・安全の確保の観点による医師、看護師等の増員などを理由に人件費が増加しているが、これらの人件費が増加している2法人を除くと21年度までの4年間の人件費の削減率は▲8.7%となっている。

### (1) 人件費の削減を行う法人

法人数	基準となる金額	平成21年度 実績	進捗状況(基準に対する増▲減)	
	平成17年度		金額	増▲減比(補正值)
82	(億円) 8,315	(億円) 8,050	(億円) ▲265	(%) ▲1.5

### (2) 人員の削減を行う法人

法人数	基準となる人数	平成21年度 実績	進捗状況(基準に対する増▲減)	
	平成17年度		人数	増▲減比
16	(人) 16,280	(人) 14,571	(人) ▲1,709	(%) ▲10.5

(注)1 平成22年3月31日現在の法人における取組状況の集計である。

2 沖縄科学技術研究基盤整備機構及び日本司法支援センターについては、体制整備の途上であるため、総人件費改革の対象とされていない。

3 増▲減比(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職(一)職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成18年度は0%、平成19年度は0.7%、平成20年度は0%、平成21年度は▲2.4%となっている。

## 6. 人件費の状況(資料6参照)

平成21年度の最広義人件費は、前年度と比較して▲92億円減少となった。なお、福利厚生費は前年度と比較して7億円増加となっているが、年金保険料の増加によるものであり、法定外福利厚生費は前年度と比較して▲3億円減少(20年度:115億円→21年度:112億円)している。

	平成20年度 (102法人)	平成21年度 (100法人)	構成比	対前年度差
	(億円)	(億円)		(億円)
給与、報酬等支給総額	9,528	9,416	71.5%	▲112
退職手当支給額	894	829	6.3%	▲65
非常勤役職員等給与	1,199	1,277	9.7%	78
福利厚生費	1,649	1,656	12.6%	7
最広義人件費	13,270	13,178	100%	▲92

(注)1 「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役職員に支給された報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額であり、総人件費改革の対象経費である。

2 「退職手当支給額」とは、常勤役職員に支給された退職手当の支給額である。

3 「非常勤役職員等給与」とは、非常勤役職員、臨時職員等に支給された給与、諸手当、退職手当支給額の合計額である。

4 「福利厚生費」とは、すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額である。

5 「最広義人件費」とは、注1から注4における各人件費の合計額である。ただし、千円未満を切り捨ててあるので、合計は一致しない。

資料1 職員の給与水準

(1) 事務・技術職員

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)			
					平成20年度	平成21年度	対前年度差	平成20年度	平成21年度	対前年度差	
内閣府	◎ 国立公文書館	26	47.6	8,084	106.0	109.5	3.5	91.9	95.2	3.3	
	北方領土問題対策協会	16	45.1	6,681	90.9	95.4	4.5	83.3	86.8	3.5	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	18	38.4	7,029	132.7	122.8	▲ 9.9	141.9	133.3	▲ 8.6	
消費者庁	国民生活センター	95	42.2	7,382	117.4	114.6	▲ 2.8	105.4	103.1	▲ 2.3	
総務省	情報通信研究機構	102	44.0	7,133	107.3	103.9	▲ 3.4	115.2	112.5	▲ 2.7	
	◎ 統計センター	616	42.7	6,201	92.9	94.4	1.5	85.5	86.3	0.8	
	平和祈念事業特別基金	10	47.9	8,230	116.9	110.8	▲ 6.1	99.1	94.0	▲ 5.1	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	24	42.8	7,304	114.7	109.5	▲ 5.2	100.0	95.3	▲ 4.7	
法務省	日本司法支援センター	336	38.9	4,858	85.6	83.1	▲ 2.5	85.8	83.5	▲ 2.3	
外務省	国際協力機構	883	40.8	8,092	133.0	130.3	▲ 2.7	114.5	111.2	▲ 3.3	
	国際交流基金	120	41.1	7,710	122.8	122.0	▲ 0.8	104.6	101.7	▲ 2.9	
財務省	酒類総合研究所	5	40.7	6,156	96.9	103.4	6.5	99.4	108.7	9.3	
	◎ 造幣局	337	45.3	6,791	97.3	97.4	0.1	94.5	94.4	▲ 0.1	
	◎ 国立印刷局	3,769	44.7	6,184	88.8	88.7	▲ 0.1	86.8	86.5	▲ 0.3	
	日本万国博覧会記念機構	41	42.1	7,229	115.1	111.2	▲ 3.9	114.1	110.9	▲ 3.2	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	22	40.8	5,868	93.1	94.6	1.5	94.9	97.2	2.3	
	大学入試センター	59	41.2	6,311	100.7	99.9	▲ 0.8	89.3	87.2	▲ 2.1	
	国立青少年教育振興機構	345	42.2	6,178	96.1	95.6	▲ 0.5	98.5	97.9	▲ 0.6	
	国立女性教育会館	14	43.6	5,667	85.9	83.1	▲ 2.8	91.7	89.4	▲ 2.3	
	国立科学博物館	42	40.3	6,438	100.2	103.8	3.6	89.5	91.2	1.7	
	物質・材料研究機構	81	39.8	6,105	98.0	102.1	4.1	97.5	102.7	5.2	
	防災科学技術研究所	26	43.4	6,974	105.7	105.0	▲ 0.7	105.4	105.7	0.3	
	放射線医学総合研究所	119	41.9	5,419	81.7	85.0	3.3	82.8	86.4	3.6	
	国立美術館	43	39.0	6,171	103.7	105.1	1.4	94.0	94.6	0.6	
	国立文化財機構	92	41.5	6,177	95.8	96.9	1.1	90.7	90.9	0.2	
	教員研修センター	28	44.9	6,820	93.9	97.1	3.2	91.4	94.9	3.5	
	科学技術振興機構	480	40.9	7,259	119.5	116.7	▲ 2.8	104.8	100.8	▲ 4.0	
	日本学術振興会	67	37.4	6,581	117.2	116.9	▲ 0.3	102.7	100.7	▲ 2.0	
	理化学研究所	288	42.8	7,487	115.4	113.8	▲ 1.6	112.2	111.1	▲ 1.1	
	宇宙航空研究開発機構	413	44.2	8,125	122.3	119.1	▲ 3.2	116.8	115.2	▲ 1.6	
	日本スポーツ振興センター	278	43.6	7,332	111.1	110.0	▲ 1.1	102.8	101.1	▲ 1.7	
	日本芸術文化振興会	208	45.9	7,204	100.6	101.7	1.1	88.2	88.4	0.2	
	日本学生支援機構	298	44.1	7,418	107.5	107.8	0.3	95.3	94.4	▲ 0.9	
	海洋研究開発機構	141	41.7	7,289	115.5	115.0	▲ 0.5	115.6	115.9	0.3	
	国立高等専門学校機構	1,810	42.6	5,395	83.2	83.2	0.0	88.3	88.9	0.6	
	大学評価・学位授与機構	87	34.4	4,988	99.1	100.1	1.0	99.5	101.2	1.7	
	国立大学財務・経営センター	15	39.2	6,509	109.3	111.7	2.4	96.9	98.2	1.3	
	日本原子力研究開発機構	2,663	44.6	7,958	118.4	116.4	▲ 2.0	125.2	124.2	▲ 1.0	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	7	44.4	7,474	104.8	107.6	2.8	95.1	97.4	2.3
		労働安全衛生総合研究所	10	37.2	5,881	95.1	103.0	7.9	94.4	101.6	7.2
		勤労者退職金共済機構	194	43.0	7,445	110.5	111.0	0.5	99.2	98.8	▲ 0.4
		高齢・障害者雇用支援機構	201	40.3	6,859	111.6	112.2	0.6	102.8	101.4	▲ 1.4
福祉医療機構		214	40.0	7,267	119.6	119.1	▲ 0.5	104.5	103.5	▲ 1.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		25	47.2	6,902	98.1	94.1	▲ 4.0	101.2	98.6	▲ 2.6	
労働政策研究・研修機構		52	44.7	8,290	121.3	118.4	▲ 2.9	104.8	102.7	▲ 2.1	
雇用・能力開発機構		1,048	45.6	7,533	109.1	106.6	▲ 2.5	110.1	108.3	▲ 1.8	
労働者健康福祉機構		1,109	44.0	6,834	99.2	101.7	2.5	101.7	105.2	3.5	
◎ 国立病院機構		2,372	42.0	6,233	97.7	97.2	▲ 0.5	102.1	102.5	0.4	
医薬品医療機器総合機構		305	38.1	7,040	122.2	122.7	0.5	104.4	104.0	▲ 0.4	
医薬基盤研究所		13	41.2	6,920	107.3	109.0	1.7	108.0	110.5	2.5	
年金・健康保険福祉施設整理機構		9	46.9	7,983	111.6	110.0	▲ 1.6	105.3	99.8	▲ 5.5	
年金積立金管理運用		59	42.8	7,989	116.9	119.5	2.6	99.6	99.8	0.2	
農林水産省		◎ 農林水産消費安全技術センター	553	42.7	6,561	99.3	99.0	▲ 0.3	100.2	100.3	0.1
		種苗管理センター	217	43.6	6,534	98.8	98.3	▲ 0.5	104.5	104.9	0.4
		家畜改良センター	287	41.8	6,195	98.5	98.6	0.1	105.5	106.5	1.0
	水産大学校	30	44.0	5,700	88.1	85.4	▲ 2.7	94.8	92.5	▲ 2.3	
	農業・食品産業技術総合研究機構	565	43.4	6,392	96.4	96.0	▲ 0.4	99.5	99.8	0.3	
	農業生物資源研究所	70	41.0	6,148	97.7	98.6	0.9	98.8	100.8	2.0	
	農業環境技術研究所	25	43.3	6,538	96.2	98.2	2.0	97.1	99.1	2.0	
	国際農林水産業研究センター	62	45.5	7,407	106.7	104.7	▲ 2.0	105.4	104.5	▲ 0.9	
	森林総合研究所	660	43.3	6,743	104.3	102.0	▲ 2.3	107.3	105.4	▲ 1.9	
	水産総合研究センター	252	41.8	6,121	97.4	95.9	▲ 1.5	101.7	100.9	▲ 0.8	
	農畜産業振興機構	150	42.9	8,408	129.6	126.4	▲ 3.2	110.9	107.1	▲ 3.8	
	農業者年金基金	54	42.7	7,416	117.2	113.5	▲ 3.7	104.9	99.5	▲ 5.4	
	農林漁業信用基金	88	44.9	7,967	117.0	113.7	▲ 3.3	100.5	97.3	▲ 3.2	

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)			
					平成20年度	平成21年度	対前年度差	平成20年度	平成21年度	対前年度差	
経済産業省	経済産業研究所	24	41.9	6,285	99.5	96.1	▲ 3.4	85.5	80.1	▲ 5.4	
	工業所有権情報・研修館	61	47.9	8,373	108.1	112.5	▲ 4.4	98.4	100.8	▲ 2.4	
	日本貿易保険	93	42.6	8,781	129.4	132.7	▲ 3.3	109.0	110.5	▲ 1.5	
	産業技術総合研究所	570	43.7	7,057	104.7	104.7	0.0	104.9	104.8	▲ 0.1	
	◎ 製品評価技術基盤機構	315	45.3	7,471	105.1	105.2	0.1	98.1	97.6	▲ 0.5	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	362	42.7	6,830	105.0	104.0	▲ 1.0	104.0	103.7	▲ 0.3	
	日本貿易振興機構	465	39.9	7,494	125.1	123.7	▲ 1.4	111.4	109.6	▲ 1.8	
	原子力安全基盤機構	273	49.7	9,243	120.7	118.5	▲ 2.2	103.9	101.5	▲ 2.4	
	情報処理推進機構	112	44.2	7,890	111.7	113.9	▲ 2.2	93.9	95.6	▲ 1.7	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	305	45.4	8,517	122.3	121.2	▲ 1.1	120.9	120.6	▲ 0.3	
	中小企業基盤整備機構	577	43.9	8,245	125.3	121.2	▲ 4.1	115.4	111.8	▲ 3.6	
	国土交通省	土木研究所	100	42.2	6,219	96.4	95.9	▲ 0.5	99.5	99.3	▲ 0.2
	建築研究所	21	43.6	7,214	97.0	104.3	▲ 7.3	96.5	104.1	▲ 7.6	
交通安全環境研究所	41	38.8	6,062	104.7	102.3	▲ 2.4	105.4	104.0	▲ 1.4		
海上技術安全研究所	33	40.6	6,432	97.2	104.4	▲ 7.2	98.2	105.4	▲ 7.2		
港湾空港技術研究所	13	43.0	6,741	98.8	101.9	▲ 3.1	101.4	103.6	▲ 2.2		
電子航法研究所	6	42.3	6,694	109.3	103.6	▲ 5.7	109.7	107.4	▲ 2.3		
航海訓練所	15	39.5	6,043	101.2	99.1	▲ 2.1	99.5	99.5	0.0		
海技教育機構	55	48.2	7,208	94.7	96.0	▲ 1.3	97.8	99.6	▲ 1.8		
航空大学校	20	36.3	5,538	100.7	106.3	▲ 5.6	108.0	114.8	▲ 6.8		
自動車検査	489	36.2	5,161	97.5	95.9	▲ 1.6	100.2	99.5	▲ 0.7		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,196	47.7	8,443	115.1	114.2	▲ 0.9	115.2	114.7	▲ 0.5		
国際観光振興機構	39	43.3	7,136	109.7	107.7	▲ 2.0	93.3	90.7	▲ 2.6		
水資源機構	1,368	43.0	7,600	116.7	116.0	▲ 0.7	121.5	121.6	0.1		
自動車事故対策機構	232	46.6	7,592	110.1	104.2	▲ 5.9	109.3	103.9	▲ 5.4		
空港周辺整備機構	41	42.3	6,938	107.5	106.6	▲ 0.9	108.1	108.5	0.4		
海上災害防止センター	17	44.5	7,439	111.6	107.6	▲ 4.0	112.8	109.4	▲ 3.4		
都市再生機構	3,288	45.1	8,353	119.1	118.5	▲ 0.6	114.1	113.0	▲ 1.1		
奄美群島振興開発基金	17	40.3	5,846	101.4	96.2	▲ 5.2	108.2	103.6	▲ 4.6		
日本高速道路保有・債務返済機構	52	38.5	6,743	130.4	115.3	▲ 15.1	114.9	101.3	▲ 13.6		
住宅金融支援機構	853	42.4	8,340	128.4	127.6	▲ 0.8	117.3	114.9	▲ 2.4		
環境省	国立環境研究所	34	45.5	6,967	100.8	97.9	▲ 2.9	99.2	97.5	▲ 1.7	
環境再生保全機構	83	43.7	7,609	113.9	112.1	▲ 1.8	111.6	110.5	▲ 1.1		
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	231	40.3	5,508	90.8	89.6	▲ 1.2	92.7	91.6	▲ 1.1	
	全法人(99法人)	34,049	43.5	7,105	107.0	106.2	▲ 0.8	105.1	104.4	▲ 0.7	

(注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成22年7月1日現在)を取りまとめたものである。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。

3 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の事務・技術職員の給与を、国家公務員(行政職(一))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。

4 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

(2) 研究職員

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成20年度	平成21年度	対前年度差	平成20年度	平成21年度	対前年度差
内閣府	◎ 国立公文書館	1	-	-	78.9	82.1	▲ 3.2	77.0	79.7	▲ 2.7
総務省	情報通信研究機構	252	45.5	8,376	94.1	93.0	▲ 1.1	109.7	106.0	▲ 3.7
財務省	酒類総合研究所	24	44.5	8,076	95.9	94.3	▲ 1.6	109.0	105.4	▲ 3.6
	◎ 造幣局	8	49.3	7,471	78.0	77.2	▲ 0.8	80.1	76.6	▲ 3.5
	◎ 国立印刷局	95	40.3	5,951	77.9	77.6	▲ 0.3	95.0	88.8	▲ 6.2
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	39	49.0	8,876	90.9	88.9	▲ 2.0	92.2	90.5	▲ 1.7
	国立女性教育会館	2	-	-	61.8	68.5	6.7	73.6	75.1	▲ 1.5
	国立科学博物館	67	50.2	9,435	94.3	94.8	0.5	92.1	91.9	▲ 0.2
	物質・材料研究機構	387	45.9	9,127	102.0	101.3	▲ 0.7	104.1	104.6	0.5
	防災科学技術研究所	56	45.7	8,985	100.7	102.6	1.9	105.8	107.9	2.1
	放射線医学総合研究所	162	45.2	8,253	95.5	94.0	▲ 1.5	97.5	96.4	▲ 1.1
	国立美術館	55	43.9	8,185	95.6	95.8	0.2	93.2	92.8	▲ 0.4
	国立文化財機構	161	44.5	8,575	97.4	99.6	2.2	97.2	99.4	2.2
	理化学研究所	317	45.5	9,946	112.2	111.6	▲ 0.6	111.1	111.3	0.2
	宇宙航空研究開発機構	850	42.7	8,394	103.6	102.5	▲ 1.1	108.0	107.3	▲ 0.7
	日本スポーツ振興センター	11	45.3	8,876	99.4	98.2	▲ 1.2	96.3	94.0	▲ 2.3
	海洋研究開発機構	58	43.5	8,186	96.6	97.4	0.8	99.0	99.6	0.6
	日本原子力研究開発機構	923	43.6	8,697	105.8	104.2	▲ 1.6	124.0	118.0	▲ 6.0
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	16	49.8	10,314	101.3	102.4	1.1	98.1	98.2	0.1
	労働安全衛生総合研究所	63	47.5	8,850	92.2	93.6	1.4	91.4	93.4	2.0
	高齢・障害者雇用支援機構	20	48.7	8,987	89.3	94.4	5.1	92.0	96.8	4.8
	労働政策研究・研修機構	26	47.9	9,584	101.4	100.4	▲ 1.0	100.0	98.2	▲ 1.8
	◎ 国立病院機構	10	47.2	7,765	81.7	83.4	1.7	78.8	86.3	7.5
	医薬基盤研究所	25	47.0	8,614	92.8	94.4	1.6	95.5	97.7	2.2
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	2	-	-	97.9	97.3	▲ 0.6	97.8	96.9	▲ 0.9
	農業・食品産業技術総合研究機構	1,401	45.1	8,552	98.6	97.8	▲ 0.8	106.9	105.0	▲ 1.9
	農業生物資源研究所	214	47.3	9,205	99.0	98.3	▲ 0.7	99.5	99.8	0.3
	農業環境技術研究所	110	46.4	9,149	100.5	100.9	0.4	100.3	102.0	1.7
	国際農林水産業研究センター	89	47.1	9,255	100.8	99.5	▲ 1.3	103.3	102.7	▲ 0.6
	森林総合研究所	432	45.2	8,704	99.3	98.9	▲ 0.4	103.9	103.3	▲ 0.6
	水産総合研究センター	449	46.5	8,432	92.7	91.7	▲ 1.0	103.5	99.9	▲ 3.6
経済産業省	経済産業研究所	7	42.8	10,649	133.6	129.5	▲ 4.1	128.1	124.2	▲ 3.9
	産業技術総合研究所	1,849	46.4	9,524	104.6	104.6	0.0	106.5	106.9	0.4
	日本貿易振興機構	95	43.6	7,784	92.5	92.1	▲ 0.4	93.7	93.7	0.0
国土交通省	土木研究所	262	41.8	7,289	91.9	91.6	▲ 0.3	105.6	104.2	▲ 1.4
	建築研究所	47	47.1	9,652	101.1	102.7	1.6	101.6	103.8	2.2
	交通安全環境研究所	30	47.8	9,133	97.1	96.1	▲ 1.0	97.7	98.9	1.2
	海上技術安全研究所	133	45.8	8,991	100.7	101.0	0.3	104.4	105.3	0.9
	港湾空港技術研究所	54	42.1	8,384	104.5	104.4	▲ 0.1	109.0	109.4	0.4
	電子航法研究所	37	43.3	8,694	105.6	105.7	0.1	106.3	108.5	2.2
環境省	国立環境研究所	145	48.2	9,773	103.2	102.7	▲ 0.5	103.2	103.8	0.6
	全法人(41法人)	8,984	45.2	8,823	100.8	100.3	▲ 0.5	106.5	105.4	▲ 1.1

- (注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成22年7月1日現在)を取りまとめたものである。  
 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。  
 3 対象人員数が2人以下の法人については、個人情報保護の観点から、「平均年齢」及び「平均年間給与額」欄の記載を省略している。  
 4 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の研究職員の給与を、国家公務員(研究職)の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。  
 5 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

(3) 病院医師

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成20年度	平成21年度	対前年度差	平成20年度	平成21年度	対前年度差
財務省	◎ 国立印刷局	15	48.8	11,469	95.4	90.1	▲ 5.3	98.5	91.3	▲ 7.2
文科省	放射線医学総合研究所	13	51.1	12,747	102.4	98.2	▲ 4.2	102.2	98.2	▲ 4.0
厚生労働省	労働者健康福祉機構	1,250	47.1	13,359	117.3	107.5	▲ 9.8	111.8	104.2	▲ 7.6
	◎ 国立病院機構	3,603	46.5	13,646	116.8	109.7	▲ 7.1	109.8	105.7	▲ 4.1
	全法人(4法人)	4,881	46.7	13,564	116.8	109.1	▲ 7.7	110.2	105.3	▲ 4.9

- (注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成22年7月1日現在)を取りまとめたものである。  
 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。  
 3 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の医師の給与を、国家公務員(医療職(一))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。  
 4 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

(4) 病院看護師

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成20年度	平成21年度	対前年度差	平成20年度	平成21年度	対前年度差
財務省	◎ 国立印刷局	62	44.4	5,868	100.1	101.0	0.9	95.4	95.2	▲ 0.2
文科省	放射線医学総合研究所	32	45.9	5,596	93.9	94.8	0.9	91.9	92.7	0.8
厚生労働省	労働者健康福祉機構	5,407	37.3	5,438	103.4	106.6	3.2	103.4	107.8	4.4
	◎ 国立病院機構	24,472	37.4	4,815	94.0	94.3	0.3	93.9	95.6	1.7
	全法人(4法人)	29,973	37.4	4,931	95.6	96.5	0.9	95.6	97.8	2.2

- (注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成22年7月1日現在)を取りまとめたものである。  
 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。  
 3 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の看護師の給与を、国家公務員(医療職(三))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。  
 4 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

資料2 独立行政法人による平成22年度対国家公務員指数の推計値等一覧

項目		(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
		年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
1	内閣府 国立公文書館	109.5	97.3	106.5	95.2	当館の従業員の給与水準は、特定独立行政法人として国家公務員の身分を有していることから、国と全く同一の水準となっている。したがって、人事院勧告に基づく給与制度改革と同様の措置を講じているところである。 今後とも引き続き国の給与構造改革に準じた給与の見直しに取り組んでいくこととしている。	110.9	97	110.9 (年齢) 97 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
2	内閣府 沖縄科学技術研究基盤整備機構	122.8	134.0	118.8	133.3	平成22年度に見込まれる対国家公務員指数は、これまでは、年齢・地域・学歴・職歴133.5を目標値としており、1年前倒しで目標を達成したことによる。本機構においては、大学院大学の設置に向けた業務の拡大に伴い新規採用を行う中で、給与水準の低下が進んでいるところである。 今後とも、派遣職員や任期制(年俸制)及びパート職員の活用による組織のスリム化やERP(統合業務システム)その他の経営管理ツールの導入による業務運営の効率化に引き続き取り組む。さらに必要に応じて締結費や諸手当の見直しを進めること等により、引き続き、給与水準の適正化に努めることとしている。	125.1	133.5	125.1 (年齢) 133.5 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
3	消費者庁 国民生活センター	114.6	106.8	110.2	103.1	地域・学歴を勘案した対国公務員指数について、国家公務員の給与水準との実質的な比較・検証を行い、昇給幅の抑制、管理職手当の縮減等の措置を講じていく。	114.6	102.8	115程度 (年齢) 103程度 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
4	総務省 情報通信研究機構	103.9	112.1	105.6	112.5	従来から、給与体系を国に準拠させるとともに、地域手当の支給率を凍結し給与の上昇を抑制する等、給与水準の適正化に向けた取り組みを行ってきたところである。今後は、管理職ポストの見直し、職掌手当の引き下げ等により引き続き適正な給与水準の確保に努める。 (注) 地域を勘案した対国公務員指数については、情報通信研究機構本部(東京都小金井市)職員の給与支給額と比較対象として、地域手当が支給されない地域(非支給地域)の国家公務員の給与支給額を用いているため、年齢のみを勘案した対国指数よりも高い数値となっている。なお、年齢・地域・学歴を勘案した対国指数について、本部職員に地域手当が支給されないことと仮定して試算した平成22年度見込みは101.3となる。	105.3	112.2 (注)	105.3 (年齢) 112.2 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
5	総務省 平和祈念事業特別基金	110.8	97.5	106.9	94.0	当基金は東京都特別区のみ事務所が所在しており、首都圏に在勤する国家公務員の平均給与額と比較した当基金の対国家公務員指数は97.5、さらに学歴を考慮すると94.0となり、これらの指数からみれば、概ね国家公務員と同水準であるものと考えられる。 しかしながら年齢のみの指数では、110.8と100を越えているが、これは当基金が東京都特別区のみ事務所が所在していること、職員が少数であるために異動者の個人的な状況に影響を受けやすいことからである。21年度については、前年と比べ8.1の減となったところ、今後とも社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証していきたい。具体的には関係省庁との調整をしていくこととなるが、平成22年4月の国からの人事交流に伴う異動において管理職2名を削減したところである。 なお、平成22年度に見込まれる対国家公務員指数については、比較対象となる国家公務員の指数が不明なため、将来の具体的な指数を予測することは困難ではあるが、地域を勘案した対国家公務員指数に対して100となるよう最大限努めるとともに地域・学歴を考慮した指数についても今回同様、引き続き100以下となるよう努めることとした。	107.2	97	100 (年齢) 100.0以下 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
6	総務省 郵便貯金・簡易生命保険管理機構	109.5	95.2	108.4	95.3	当法人の給与水準は、対国家公務員(行政職(一))の比較指数が109.5となっておりますが、年齢・地域・学歴を勘案すると95.3となっております。 引き続き、国家公務員の給与水準の推移に注視しつつ、適正な給与水準の維持に努めていくこととします。	114	100	100.0以下 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
7	外務省 国際協力機構	130.3	116.1	124.9	111.2	行政刷新会議の事業仕分けにおける指標も踏まえ、引き続き、勤務地限定・職務限定職員の任用等による職員構成の見直し、給与制度一本化に伴う給与引下げ等に取り組む。地域・学歴補正後の対国家公務員指数の引き下げに努める。現行中期計画においては、同指数を統合時点の水準(試算ベースで補正後115.7)より、平成23年度までの3年半で5.0ポイント以上引き下げる見込み。 1. 職務限定職員の任用 Δ1.2ポイント(23年度まで) 2. 勤務地限定職員の任用 Δ1.0ポイント(23年度まで) 3. 給与制度一本化に伴う給与引下げ Δ3.7ポイント(23年度まで)(注) 平成22年度に見込まれる対国家公務員指数:128.1(地域・学歴勘案111.1) (注)平成20年10月1日の国際協力銀行(海外経済協力業務)の承継にあたって、旧JICAの制度をベースとして人事・給与制度を一本化した。これにより、給与が引き下がる国際協力銀行から移行した職員について、労働条件の漸次緩和措置として移行期間(原則として現行中期目標期間である平成23年度まで)を設け、同期間中に順次給与を引き下げるもの。	128.1	111.1	126.8 (年齢) 109.8 (年齢 + 地域 + 学歴)	23年度
8	外務省 国際交流基金	122.0	107.1	116.2	101.7	平成18年12月に導入した新しい給与制度において、以下のような施策を実施した。 ・本俸月額引下げ:平均Δ5.8%(国家公務員の平均引下げ率Δ4.8%からΔ1.0%上乗せ)⇒全体の給与水準の引下げ ・等級・職階制の改定:年次昇給の割合を引下げ⇒高年齢者層の給与水準の引下げ ・役職手当の定額制の導入⇒平均役職手当額の引下げ ・役職階級の仕組みの導入(参事・副参事の設置)⇒高年齢者層の給与水準の引下げ また、平成19年度には、同人事院勧告で国家公務員で実施された若手職員の本俸月額引上げを実施しなかったことにより、平成21年度も19~20年度と同様に管理職層の賞与支給月数を国家公務員以下の上げ幅とした。 以上の措置により適切な給与水準の達成に取り組んだ結果、平成21年度の時点での対国家公務員指数は122.0(地域・学歴換算指数101.7)となった。これは、平成19年度の給与水準公表時に設定した平成22年度の達成目標値(対国家公務員指数:123.2、地域・学歴換算指数:104.7)を上回る値である。今後とも引き続き適切な給与水準の達成に取り組んでいく。	123.2	104.7	123.2 (年齢) 104.7 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
9	財務省 酒類総合研究所	103.4	110.5	102.7	108.7	事務・技術職員については、国からの出向者が多く、また役付職員の割合が高いため、国家公務員の給与規程に準じた給与規程で本専・諸手当を支給した結果、指数が高水準となっていた。そこで、国からの出向者に代えて任期付職員を採用し、将来的に審査を経て正職員として採用することで、指数の低減等に努めているところである。 対国家公務員指数の目標を100.0以下とし、平成22年度は改善する。	91.4	83.8	100.0以下	22年度

項目	(事務・技術)対国指数				調する措置 (具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
独立行政法人									
10 財務省 日本万国博覧会記念機構	111.2	111.7	109.8	110.9	平成18年度に本給表を給与と構造改革に準じて改定するとともに、昇給額を一律抑制する措置を講じた。また、平成19年度には人事院勧告に準じた本給の引上げ改定を実施せず、平成20年度には勤務評価における成績区分別人員分布率の基準及び勤給手当における成績率の見直しを行い、平成21年度から実施したところである。さらに、出向者の異動に際しては出向元との調整により職員の若返りを図る等の取組を継続して実施しており、これらの取組による効果は今後徐々に現れてくるものと考えられる。 なお、給与水準是正の目標水準及びその達成の具体的な期間については、労働関係法に基づく運用を受ける当機構においては労使協議を経て給与水準を決定する必要があり、当該手続は未済であるが、上記の目標に向けて対国家公務員指数の是正を図るため、引き続き見直しを図っていくこととしている。	103.8	106.8	103.8 (年齢) 106.8 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
11 文部科学省 国立科学博物館	103.8	90.8	103.3	91.2	当法人は国から移行した法人であり、俸給表、給与手当等の給与体系は国家公務員と同一であるが、引き続き国家公務員の給与制度を踏まえながら、組織体制の見直し等により適切な給与水準となるよう努める。 なお、当法人の対国家公務員指数(年齢動向)は103.8となっているが、年齢・地域動向指数は90.8となり、年齢・地域・学歴動向指数は91.2となっているところであり、現時点においても適切な給与水準であると認識している。	100程度	100以下	100程度 (年齢)	22年度
12 文部科学省 物質・材料研究機構	102.1	102.3	103.7	102.7	今後も、メリハリのある人事管理や、機構の職員給与規程の改正に当たっては、一般職の職員の給与に関する法律に準拠することなどにより、国家公務員と同程度の水準が維持できるよう努める。	100.0	100.0	100 (年齢) 101 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
12 文部科学省 防災科学技術研究所	105.0	106.3	103.9	105.7	俸給表及び給与手当等は国家公務員の給与に準じて定めている。 当研究所は事務系職員が50名程度の組織であり、対象者の異動による年度ごとの指数の変動が大きい。平成21年度においては、地域手当の異動保障を受けた職員及び専任主任手当支給職員の割合が多かったため、対国家公務員指数が高くなっているところである。 今後も国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを行うとともに、適正な人事管理に努め、退職者の補填については可能な限り若返りを図るなど計画的に人員削減を行うことで給与水準を適正化していく。	100程度	100以下	100.0 (年齢) 100.0 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
13 文部科学省 国立美術館	105.1	94.5	103.8	94.6	平成21年12月に実施した俸給月額及び期末・勤給手当の支給率の引き下げ等、人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定を行っている。平成22年度の対国家公務員指数は、年齢動向で100程度、年齢・地域・学歴動向で100以下になると見込まれる。今後も引き続き適正な給与水準となるよう努めるとともに、人員配置の見直し、職員の若返り等の方策の実施により、対国家公務員指数の抑制を図り、平成22年度までに年齢動向の指数が100以下となるよう努める。	100程度	100以下	100以下	22年度
14 文部科学省 科学技術振興機構	116.7	104.7	112.4	100.8	優秀な人材確保の観点から民間企業等の状況及び組合との交渉も踏まえつつ、以下の措置を講じることにより、給与水準の適正化を図っていく。 <給与削減の是正策> ①本給の減額(国に準じ平均4.8%減を実施済) ②各手当の減額 ・期末手当の減額(支給月数の縮減) ・退職手当の減額 ・地域調整手当の据置き (国の東京府特別区は平成17年度から5年間で6%上昇) ③平成19年人事院勧告の連結を継続 ④管理職割合の縮減 <給与水準是正の目標水準及び具体的期限> 目標水準: 対国指数(年齢) 127.1(平成18年度) → 120未満 対国指数(年齢+地域+学歴) 115.9(平成18年度) → 110未満 具体的期限:平成22年度を目途。	116.7	100.8	120未満 (年齢) 110未満 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
15 文部科学省 日本学術振興会	116.9	102.8	114.5	100.7	1. 人事院勧告を踏まえた給与改定 人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定を実施している。 (主な改正 15年度△1.09%、17年度△0.3%、平成18年度△4.8% 平成21年度△0.2%) 2. 給与体系等の見直し ・給与格付の引き下げ(平成16年7月、平成18年4月、平成20年4月) ・給与水準の引き下げ(俸給表の見直し)(平成18年度)(△4.8%)(平成21年度)(△0.2%) ・管理職手当の見直し(本給月額の20%~18%~20%)(平成18年度) ・管理職昇給率の削減(課長職△1)(平成19年度) ・職員の昇給率抑制(平成20年1月~)を実施。 3. 「簡潔で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)による総人件費改革を着実に実施。 引き続き対国家公務員指数の削減に努める。	115	100.7以下	115.0 (年齢) 100.7以下 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
16 文部科学省 理化学研究所	113.8	112.6	109.9	111.1	1. 人事院勧告を踏まえた給与改定 人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定を実施。(主な改正15年度△1.09%、17年度△0.3%、19年度+0.29%(若年層限定)、21年度△0.2%) 給与構造改革については、19年度より平均4.8%の給与改定を実施。 2. 手当の改正 退職手当について引下げと定額化を実施し、平成20年度末で経過措置が終了した。また、21年度において住居手当(持家)を廃止した。 期末手当は段階的の見直しをしており、非管理職において20年度に引続き0.1ヶ月の削減を実施し、これに加え管理職、非管理職ともに0.35ヶ月を削減している。 3. 労使交渉 給与改定等については、今後も独立行政法人適法による「職員の給与」等その趣旨を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて労使交渉に取り組んで行く。 4. 少数精鋭主義の維持 対国家公務員指数の削減のためには、安い人件費で雇用可能な人材を複数名雇用し対国とする方法もあるが、これらで同等の業務運営の質を確保することが困難となるとともに、総人件費改革の観点も踏まえて、現状の少数精鋭主義を維持すべきと考えられている。 5. 「勧告の方向性」(H19.12総務省政策評価・独法評価委員会)等への適切な対応 「給与水準の検証」、「取組状況の説明」等、平成20年4月からの新たな中期目標・中期計画にも盛り込んでおり、適切に対応する。 6. 対象職員の範囲 現在、対国家公務員指数の対象職員については殆どが定年制事務職員を対象としているが、理化学研究所では任期制職員を活用した円滑な業務運営を行なっていることと関係頂き、関係省庁へ公務員と給与体系の異なる任期制職員も比較対象とするよう要望し、一部は昨年認められたが、今後も引き続き要請する。 (注)今後の目標水準等 対国家公務員指数は相対的に決定されるものであることから将来の具体的な数値を予測することは困難であるが、労働組合及び関係省庁の協力も得つつ、上記の調する措置を実施することにより、平成22年度において年齢動向及び年齢・地域・学歴動向で120以下を目標とする。本年度は達成しているが、引き続き、国民の理解が得られるよう努める。	120以下 (注)	120以下 (注)	120 (年齢) 120 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度

項目	(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準並正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
17 文部科学省 宇宙航空研究開発機構	119.1	116.3	117.5	115.2	1. 手当の見直し (1)平成22年度以降、期末手当の支給月数の削減を引き続き検討している。 (2)平成21年度より特別調整手当を地域調整手当に改め、段階的な削減を行っている。地域調整手当は一律5%に削減した。 (3)平成21年度より特勤手当に準ずる手当を廃止し、段階的な削減を行っている。 2. 労務交渉 給与改定等については、今後も、独立行政法人通則法による「職員の給与」等その趣旨を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて労務交渉に取り組んでいく。 3. 「勤労の方向性」(平成19年12月 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会)に適切に対応し、平成20年4月からの新たな中期計画に「給与水準の検証」、「取組状況の説明」等を盛り込み適切に対応している。 4. 総人件費の削減 平成22年度までに平成17年度の人員費と比較し、5%以上削減し、その後も人員費改革の取組みを継続する。(中期目標・中期計画にも明記) 5. 平成22年度に見込まれる指数 対国家公務員指数は相対的に決定されるものであることから、将来の具体的数値を予測することは困難であるが、平成22年度においても、労働組合、職員の協力も得つつ、上記施策等を推進することにより、平成21年度の119.1を下回るよう努めていく。	119.1以下		119.1 (年齢)	22年度
18 文部科学省 日本スポーツ振興センター	110.0	101.4	108.9	101.1	【具体的な改善策】 1. 国家公務員の給与構造改革に倣い、平成18年度以下の改正を実施。 ・本給・・・従前の給与表を廃止し、国家公務員の給与表をベースとした給与表に改正。 (平均△4.8%) ・昇給・・・5段階評価とし、勤務成績を軸かく昇給に反映。 2. 給与構造改革等において国家公務員では取り組んでいない以下の改正を平成18年度に実施。 ・管理職手当の減額(△4%～△1%) 3. 平成20年度から適正な給与水準の確保に向けて労務協議を踏まえて、期末勤労手当の支給割合の見直しを実施。 4. その他 年齢・地域・学歴以外の要因として、センターでは国家公務員と比較して職員宿舍が少ないため、住宅手当を受給する職員割合が30%となっており、国家公務員の23%を上回っていることから対国家公務員指数が高くなっている要因と考えられる。 なお、目標と乖離が生じた場合にはその要因分析を行い、必要に応じた施策をさらに実施。 【給与水準並正の目標水準及び具体的期限】 目標水準:年齢動素指数 110以下 地域学歴動素指数 101以下 具体的期限:平成22年度を目途	110以下	101以下	110 (年齢) 101 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
19 文部科学省 日本芸術文化振興会	101.7	90.9	98.7	88.4	○平成22年度における対国家公務員指数の目標 年齢動素 100以下 年齢・地域・学歴動素 90以下 ○具体的な改善策 独立行政法人日本芸術文化振興会の中長期目標として、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人員費については、平成22年度において、平成17年度の人員費に比較して、5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人員費改革の取組を平成23年度まで継続することとしている。 そのため、高齢者採用の促進、期末勤労手当の支給率の見直しなどにより人員費の効率化を図る。 ○その他補足事項 管理職の割合20.7% (課長以上) 組織の見直しにより、管理職ポストを削減した(平成21年度△1) 当法人の給与水準は適正であると考えており、今後も引き続き、業務運営の効率化等に努める。	100以下	90以下	100以下 (年齢) 90以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
20 文部科学省 日本学生支援機構	107.8	96.8	105.0	94.4	【具体的取組み】 ・平成18年度 平成18年4月、国家公務員の給与構造「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の行政職給表(一)の見直しに準じ、平成18年度における俸給表の水準を全体として平均4.8%引下げ、人員費の抑制に取組んだ。 ・平成19年度 平成19年度の年末一時金より、適正な給与水準の確保に向けた期末手当の引下げについて、実施済。 ・平成20年度 平成20年度賞与について、職員の期末手当の引下げを実施することにより国家公務員と同水準とした。 ・平成21年度 国家公務員の行政職給表(一)の見直しに準じ、平成21年度における俸給表の水準を全体として平均0.2%引き下げ、また賞与の支給においては国家公務員と同水準とし、人員費の抑制に取組んだ。 【今後の取組み】 平成21年度以降においては、「独立行政法人日本学生支援機構の中長期目標、中期計画」、「独立行政法人日本学生支援機構年度計画」において、平成22年度の人員費に関して、平成17年度の人員費に比べて5%以上削減するとともに、人員費改革の取組を平成23年度まで継続することとしており、併せて職員の給与についても、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う等の措置を講ずる。また、各事業の競争入札による民間委託の推進の結果を踏まえ、管理職を含め組織の簡素化を図るとともに、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。 対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的数値の予測は困難であるが、上記の措置を講ずることにより、国家公務員の給与水準となるよう人員費の削減に努める。	107.0以下	100.0以下	107.0以下 (年齢) 100.0以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
21 文部科学省 海洋研究開発機構	115.0	117.5	110.4	115.9	1. 人事院勧告を踏まえた給与改定 人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定を実施してきている。 2. 給与体系等の見直し 平成20年度より、期末手当の支給月数を削減(20年度△0.15月、21年度△0.15月、計0.3月)するとともに、21年度7月より管理職について役職手当の給付水準を改める。 3. 総人件費の削減 平成22年度までに、平成17年度の人員費と比較し5%以上削減し、その後も人員費改革の取組みを継続する。 引き続き以上のような改善を実施しつつ、職員給与の適正な水準の確保に努める。	116.4未満	115.3未満	116.4 (年齢) 115.3 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

項目	独立行政法人	(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
		年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
22	文科科学省 大学評価・学位授与機構	100.1	101.2	99.3	101.2	対国家公務員との比較指数が0.1ポイント高くなった理由としては、国家公務員全体に比べて事務所が大都市にあり、地域手当が高い地域(3級地)に在籍する職員であること、2級地以上の地域からの人事交流者が多数あり、異動保障受給率は14.9%で国家公務員と比較して0.6%高くなっていることが考えられる。 また、対国家公務員比較指数(地域別)で1.2ポイント高くなった要因は、平成21年度は、全国の3級地の過半数の都市で地域手当支給率が10%以下となっていたところ、同地域で他に官署指定を受けていた機関及び3級地向支給率の他の都市の給与措置と均等を図り、地域手当支給率を12%としていることが考えられる。 当機構の給与制度は国家公務員に準拠していることから、給与水準は適切と考えられており、平成22年度に見込まれる対国家公務員比較指数は、年齢勤率で100以下、年齢・地域・学歴勤率で100以下であり、この達成のため、今後も引き続き国の給与構造改革に準じた給与水準の見直しに取り組み。 なお、平成18年勤率に伴い国家公務員の地域手当支給割合が改定される平成22年度には、3級地内での格差は解消し、対国家公務員比較指数は100以下になるものと見込まれる。	100以下	100以下	100以下 (年齢 + 地域 + 学歴)	平成22年度
23	文科科学省 国立大学財務・経営センター	111.7	101.3	108.9	98.2	「行政改革の重要方針」及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成17年度における額からその100分の5に相当する額以上を減少させることを基本として、人件費の削減に取り組むとともに、役職員の給与に關し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組み、法人の業務の実態を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準の確保に努める。 当法人の給与は、国家公務員の給与制度を準用しているものの、職員数が30名以下の小規模な組織であり、かつ人事交流による即戦力となる職員が大部分を占めているため、指数算出対象者は毎年10名前後となり、指数算出年度の対象者の構成(管理職と一般職員の比率)が指数に与える影響が大きくなることから、年度により指数の値が大きく変動する。 (注)対国家公務員比較指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、上記措置により適正な給与水準となるよう努める。	105.0 (注)	100.0 (注)	100.0 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
24	文科科学省 日本原子力研究開発機構	116.4	124.5	116.4	124.2	当機構の人員構成は、平成21年度現在48～55歳の年齢帯に偏在しており、平成22年度には52～59歳の年齢帯に偏在することによるため今後指数の増加が予想される。しかしながら、以下の取組みにより指数の削減に努めていく。 ○平成22年度に見込まれる対国家公務員比較指数(年齢勤率118.9:年齢・地域・学歴勤率126.0) ○具体的改善策 ①給与構造改革の取組を継続し、引き続き本給上昇の抑制を図る。 ②国家公務員が新設した本府省手当については導入しない。 ③勤率等の水準について引き続き具体的な検討を行なう。 ④平成22年度以降管理職数の削減を図る ○給与水準是正の目標水準及び具体的期限 人材確保の観点から類似の業務を営む民間企業との水準を注視しつつ指数の削減を図る。当面の目標として上記の施策を着実に履行し平成22年度に年齢勤率指数を118.9以下とする。	118.9	126.0	118.9 (年齢)	22年度
25	厚生労働省 国立健康・栄養研究所	107.6	93.5	109.1	97.4	当研究所における給与は国に準じた体系(国に準じた給与等)を適用しているところであり、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。 また、当研究所の給与水準は国家公務員との比較において、適切なものであると考えられているが、今後、平均給与の水準をさらに抑制するため、人事異動の際には積極的に若い職員を配属し、平成22年度には平成19年度の指数である93.6を目標とし引き続き改善を図ることとする。	93.6 (年齢)	87.8	概ね87.8 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
26	厚生労働省 労働安全衛生総合研究所	103.0	102.1	100.1	101.6	当研究所は、国の給与制度に準拠した給与規程を定めているため、適切な給与水準となっていると考えられるが、事務所の所在地が東京都清瀬市と神奈川県川崎市にあり、地域手当が21年度においては、12%であったために103.0と国家公務員を上回っているが、年齢・学歴換算では100.1であり、ほぼ、国家公務員と同様となっている。今後も引き続き、国の給与規程に準じた給与の見直しを行っていく。	109.7	105.6	100以下 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
27	厚生労働省 勤労者退職金共済機構	111.0	97.3	110.8	98.8	平成21年度における対国家公務員比較指数(年齢)は111.0と国家公務員を上回っているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、地域勤率の対国家公務員比較指数は97.3と国家公務員を下回っているところであるものの、平成22年度においても100を下回るよう引き続き適正な給与水準の維持に努めることとする。	106.7	96.0	100.0以下 (年齢 + 地域)	22年度
28	厚生労働省 高齢・障害者雇用支援機構	112.2	104.7	108.1	101.4	平成18～19年度に、俸給の大幅引下げ(役員△7%、職員平均△4.8%(中高年層最大約△7%)、昇給幅の細分化と昇給抑制、手当制度の見直し等の思い切った給与構造改革を実施した。その際地域手当についても、国が東京都区部において平成22年度に18%の支給割合とすることとしているのに対し機構においては7%に抑制した。その他の地域においても、国より低い支給割合としたり、国にあって機構では設定しない地域もある。 機構の事務職員は、その大部分は、機構本部に配置されて委託業務の企画・立案、厚生労働省との調整、委託先に対する指導・進捗管理等の業務を行っている。 機構本部においては各府省の本省と同様に、業務の企画・調整及び対外的な業務運営にかかる責任の明確化、相互牽制体制の確保等の必要から地方支分部局に比べ管理職の比率が高くなっているが、平成19年度実施の職務手当の定率制から定額制の変更について、概ね国よりも低く設定した。 また、国に新設された広域異動手当(平成19年度施行)及び本府省業務調整手当(平成21年度施行)に類似するものは設けていない。 厚生労働省独立行政法人評価委員会における平成20年度の業績評価は、19項目中評価が2項目(高年齢者雇用に関する実践的手法の開発・提供、地域障害者職業センターにおける障害者及び事業主に対する専門的支援)、A評価が17項目という高評価を得たところであり、引き続き職員のモラルの維持・向上、知識・技能の開発を図りつつ、給与水準の適正化に努めることとする考えである。 これらを踏まえ、機構の世代の退職を勘案し、定量化可能な項目について得未見通しの試算を行ったところ、平成22年度の対国指数は109.8程度(年齢勤率)となるものと見込まれる。 さらに、今年度、地域手当について、国が東京都区部において18%の支給割合とするのに対し、機構においては、当該手当が国の給与水準を上回る要因の一つとなっていることから、当初7%とする予定であったものを3.5%にさらに引き下げた。 こうした取組みにより、平成22年度において在職地域・学歴構成による要因を勘案した対国指数を100.0ポイント以下とすることを目標に給与水準の適正化に努める。	109.8程度	100.0以下	100.0以下 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度

項目	(事務・技術)対国指数				読する措置 (具体的な改善策、給与水準並正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
独立行政法人									
29 厚生労働省 福祉医療機構	119.1	105.9	116.1	103.5	<p>■これまでに行った措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度において全職員の昇給を停止</li> <li>平成17年1月に、国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引下げを実施(平均△5.3%)</li> <li>平成18～20年度にかけて、組織のスリム化の推進(部長△2、次長△1、課長△5)</li> <li>平成21年度に課長ポストを更に1ポスト削減</li> </ul> <p>■独立行政法人の給与水準に係る総点検の視点を踏まえた検証</p> <p>①法人の業績評価</p> <p>当機構は平成20年度業務実績について、評価委員会の評価において17項目中13項目S(中期目標を大幅に上回っている)、13項目A(中期目標を上回っている)評価を受けている。</p> <p>②国の財政支出規模と支出予算の総額に占めるその割合</p> <p>平成21年度支出予算の総額208,304百万円に対し国からの財政支出額39,940百万円であり、その割合は19.2%となっている。国からの財政支出額39,940百万円の内訳は、運営費交付金4,137百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金25,923百万円、福祉・医療費交付事業に係る利子補給金9,880百万円となっている。運営費交付金のうち給与、報酬等支給総額は2,096百万円(支出総額に占める割合:1.0%)であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。</p> <p>③繰越欠損金額</p> <p>平成20年度決算において繰越欠損金は発生していない。</p> <p>④支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合</p> <p>平成21事業年度決算における支出総額198,894百万円に対し給与、報酬等支給総額2,096百万円であり、その割合は1.1%程度である。</p> <p>⑤大卒以上の高学歴者の割合</p> <p>同24人のうち大卒以上の職員数は184人であり、その割合は86.0%となっている。</p> <p>⑥管理職の割合</p> <p>平成22年度公表における事務・技術職員数214人のうち管理職は41人であり、その割合は19.2%となっている。上記措置により管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの一要因となっている。</p> <p>⑦民間給与との比較</p> <p>当機構は、福祉医療分野における政策企画を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態等を調査しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこと。</p> <p>■今後読する措置</p> <p>上記措置を講じてきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案した国家公務員指数は適減傾向にあるが、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成22年度においては更に以下の取り組みを実施しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構独自の措置として管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げ(平均△1.0%)を図るとともに、理事長の報酬を年100万円引き下げ(△5.6%)</li> <li>・管理職ポストの削減(課長△2)</li> <li>・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。</li> <li>・平成21年度より国に新設された本府省業務調整手当に類似する手当は設けない。</li> </ul> <p>なお、今後とも国家公務員の給与改定状況を注視しつつ、必要となる措置を講じていくこと</p> <p>により、平成24年度(平成25年度公表)における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。</p>	118.6	102.5	概ね100 (年齢 + 地域 + 学歴)	24年度
30 厚生労働省 労働政策研究・研修機構	118.4	107.9	112.6	102.7	<p>平成16年度より実施している人件費削減の独自の取組(事務職本俸の2%削減、事務職員の職務手当支給率の削減(部長:20%→15%、課長15%→10%、課長補佐8%→7%)等)を継続して実施してきたことにより、平成21年度の給与水準は地域・学歴を調整した指数において国家公務員とほぼ均衡している。</p> <p>今後も、引き続き上記独自の取組等を行っていくことにより、平成22年度には、地域・学歴調整指数で概ね100.0(22年度見込指数)とするよう改善を図ることとする。</p> <p>①支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合:36.2%</p> <p>②管理職の割合:34.3%</p> <p>③大卒以上の高学歴者の割合:82.9%</p> <p>*②及び③は平成22年4月1日時点の人数による。</p>	116.7	概ね100	概ね100 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
31 厚生労働省 雇用・能力開発機構	106.6	110.2	102.7	108.3	<p>平成21年度の給与改定で国を上回る俸給月額引き下げを実施した。併せて、平成18年度以降、従来よりも昇給間差額を圧縮した俸給表を適用して定期昇給による俸給月額の増額幅を小さくし、国家公務員に比べて給与上昇スピードを抑制している。</p> <p>その他、諸手当については、平成22年度において、国家公務員に導入されている広域異動手当及び本府省業務調整手当を引き続き不採用とし、調整手当(国家公務員の地域手当に相当)の支給割合の上限を国家公務員の18%よりも低い12%に据え置いている。</p> <p>また、平成21年度までは職務手当(国家公務員の俸給の特別調整額に相当)を定率制により支給していたが、平成22年度から定額制とした。なお、国は俸給の特別調整額の定額化に当たり、定額化後の俸給の特別調整額が定額化前の俸給の特別調整額に達しない場合に、4年間の経過措置を設けて支給額を減額することとしているが、当機構は、国と同様の経過措置を設けず、さらに定額化後の職務手当の額が定額化前の職務手当の額を上回ることがないよう、当分の間、定額制と定率制のいずれか低い額を支給することとしている。</p> <p>上記措置等により、平成22年度には、対国家公務員指数が年齢勘案で104.3ポイント程度、年齢・地域・学歴勘案で104.8ポイント程度となるものと見込まれる。(今後の国家公務員の給与の状況により変動するものであること。)</p>	104.3	104.8	104.3 (年齢)	22年度
32 厚生労働省 労働者健康福祉機構	101.7	106.3	99.4	105.2	<p>年功的要素の是正を含めた俸給表の見直しを平成22年度に行い、平均2.5%の俸給引下げとなる給与改定(最大5%の引下げによる給与カーブのフラット化)を実施することとしている。</p> <p>(参考)</p> <p>平成22年度においては、平均2.5%の俸給月額引下げとなる給与改定を実施するものの、経過措置により現行水準程度を維持するものとする。そのため、対国家公務員指数は、年齢勘案101.7、年齢・地域・学歴勘案105.2となることを見込まれるが、平成23年度以降、対国家公務員指数が下がるものとする。</p>	101.7	105.2	100.0以下 (年齢)	23年度

項目	(事務・技術)対国指数				調べる措置 (具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限	
	独立行政法人	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴		年齢 + 地域 + 学歴	年齢			年齢 + 地域 + 学歴
33	厚生労働省	医薬品医療機器総合機構	122.7	107.6	118.8	104.0	122.2	103.6	100に 近付ける 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
34	厚生労働省	医薬基盤研究所	109.0	111.4	106.4	110.5	102.4	103.2	102.4 (年齢)	22年度
35	厚生労働省	年金・健康保険福祉施設設置機構	110.0	99.2	109.1	99.8	106.7	99.4	100.0以下 年齢 + 地域	22年度
36	厚生労働省	年金積立金管理運用	119.5	103.1	115.5	99.8	119.5(注)	100に 近づける	100 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
37	農林水産省	国際農林水産業研究センター	104.7	105.4	102.9	104.5	104程度	104程度	104程度 (年齢) 104程度 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
38	農林水産省	森林総合研究所	102.0	105.9	101.2	105.4	101.1	104.5	100 (年齢) 103 年齢 + 地域 + 学歴	23年度
39	農林水産省	農畜産業振興機構	126.4	111.4	121.6	107.1	127.5	108.5	104.1 年齢 + 地域 + 学歴	24年度

独立行政法人	項目	(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
		年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
40	農林水産省 農業者年金基金	113.5	100.3	111.8	99.5	1. 具体的な改善策 ①給与改定 給与構造改革を踏まえた措置として、平成18年度以降5年間で平均4.8%の引下げを行う方針の下、平成21年度まで各年度平均1%の引下げを実施。この引下げに伴う国が措置した現給保障は行わず新旧給月額差額は支給していない。今後とも国家公務員の給与改定を勘案し給与水準の適正化に努める。 ②管理職割合の引下げ 組織・業務体制の見直し等を行うことにより平成21年度末をもって1ポストの管理職削減を実施。今後も管理職ポストを削減し、中期目標の期間の最終年度(平成24年度)までに管理職割合を2割まで引き下げ。 2. 給与水準是正の目標水準及び具体的期限 平成18年度の対国家公務員地域別指数110.0について、中期目標の期間の終了時(平成24年度)までに10ポイント低下させる(中期計画に明記)。	112.8	99.1	100 年齢 + 地域	24年度
41	農林水産省 農林漁業信用基金	113.7	99.3	111.0	97.3	1. 具体的な改善策 ①特別都市手当(国の地域手当に相当)を抑制 国の地域手当は平成18年度以降5年間で6%引き上げられたが、信用基金は地域・年齢を勘案した国家公務員との比較指標(法人基準年齢階層ワイルド指数)が100に達するまでは0.4%の引上げに留め、国と比し5.6%抑制する。 【これまでの抑制状況】 (18.331現在) (22.41現在) 国(東京特別区) 12% → 18%(+6%) 信用基金 6% → 6.4%(+0.4%抑制) ②業務体制の見直し、非管理職のスタッフ職の導入などにより、現在4割の管理職割合を中期目標期間の終了時(平成24年度)までに3割まで引き下げ、職務手当(国の管理職手当に相当)の支給額を削減させる。 【管理職割合の引下げ目標】 19年度:4割 → 24年度:3割に引下げ(2割削減) ③昇任、昇格の運用改正 従来と比較して、平成20年4月1日から1~2年遅らせることとした。 2. 給与水準是正の目標水準及び具体的措置 給与水準については、平成18年度の地域・年齢を勘案した国家公務員との比較指標(法人基準年齢階層ワイルド指数)104.6について、中期目標期間の終了時(平成24年度)までに100まで低下させる(中期目標及び中期計画に明記)。	111.9	97.3	100 年齢 + 地域 + 学歴	24年度
42	経済産業省 工業所有権情報・研修館	112.5	99.1	112.5	100.8	・国家公務員との給与水準(年齢)の比較指標が112.5となっているが、これは、国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、当館の給与水準比較対象職員全員が東京都特別区(1級地)で勤務しているため、対国家公務員指数を引き上げる要因となっている。 ・東京都特別区(1級地)に在勤する国家公務員との比較では99.1となっており、地域勘案した場合は国家公務員指数を下回っている。 ・なお、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、国家公務員に準じた取組として、5年間で5%以上の人員費削減を行う予定。 ・上記のとおり、当法人は国と同様の給与水準であると認識しており、この水準を維持することを目標とする。	111.9	100.9	111.9 (年齢) 100.9 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
43	経済産業省 日本貿易振興機構	132.7	115.6	127.2	110.5	独立行政法人通則法第63条第1項の規定や平成17年12月24日閣議決定の「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度に従来の年功的な給与体系から、職務・職責に応じた給与システムに転換し、専門的な業務遂行能力に対して適切な処遇を行う人事制度としたほか、国の給与水準の見直し等を踏まえ、俸給者や階層相当の見直しにより給与水準の適正化を図ってきたところである。引き続き、国際金融等の専門能力を有する人材確保の必要性を踏まえつつ、見直し段階の事例等も参考としながら、不断の見直しを行うことにより給与水準の適正化に向けた取り組みを推進する。具体的には、引き続き給与については国家公務員と同等の水準とすべく取組を進めるとともに、専門能力認定制度など現行給与システムとの運用面、制度面についても所要の見直しを行う。	134.1	114.2	134.1 (年齢) 114.2 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
44	経済産業省 産業技術総合研究所	104.7	104.7	105.7	104.8	・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第53条及び行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、第2期中期計画における給人員費削減への取組みを引き続き行う。 ・定昇給幅の抑制を行う。平成22年度までの普通昇給率について1号俸抑制する)	103.7	102.2	103.7 (年齢) 102.2 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
45	経済産業省 製品評価技術基盤機構	105.2	98.8	103.4	97.6	国と同様の給与体系をとっており、今後も同給与体系を維持することにより国と同水準を維持する予定。	104.5	97.6	104.5 (年齢)	22年度
46	経済産業省 新エネルギー・産業技術総合開発機構	104.0	104.5	102.4	103.7	・平成21年度対国家公務員指数は、給与水準の高い退職者及び出向者の一時的な減員等平成21年度の特例事情により104.0ポイントとなったが、今後も引き続き、本府省業務調整手当相当の手当導入の見送り等の措置を継続するとともに、第2期中期計画における給人員費削減への取組を実施して参りたい。	109	109	109 (年齢)	22年度
47	経済産業省 日本貿易振興機構	123.7	113.8	119.0	109.6	・給与構造改革として、現給保障なしで役職員の俸給を平均で5.35%削減することとしており、これを平成18年度より段階的に実施。給与構造改革前である平成17年度の対国家公務員指数(129.3)に比べ、平成21年度は5.6ポイント低下する結果となった。 ・また、さらなる削減を図るため、国家公務員の本府省手当に相当する制度の導入を見送ることとしたほか、平成21年度の国家公務員を上回る賞与支給率の削減措置を講じた。 ・俸給水準の低減と実際の削減効果の関係については、各年齢階層別の人数、個別の昇給状況、退職の状況、公務員の平均給与の変動等の前提が複雑に影響するため国家公務員指数を一括に見込むことは難しいが、引き続き給与水準の低減に向けた措置を講じていくことから、平成22年度にはさらなる指数低下が見込まれる。	121.0	107.1	121.0 (年齢) 107.1 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
48	経済産業省 原子力安全基盤機構	118.5	106.5	113.3	101.5	・原子力施設の許認可に際しての安全解析業務や検査業務である使用前検査及び定期検査の一部、定期安全管理審査業務を行っていることから、引き続き専門性が要求される。 ・今後は、設立時に採用した院卒者の退職などにより対国家公務員指数は下がる見込みである。	117.9	100.9	117.9 (年齢) 100.9 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
49	経済産業省 情報処理推進機構	113.9	99.2	109.9	95.6	・適正な人事管理に加え、退職者の補填について苦慮を要する。 ・また、給与水準について国家公務員の給与構造改革等を踏まえた適切な見直しを実施し、平成22年度において年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数が100を超えないよう努力する。	109.1	92.3	100 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

項目	(事務・技術)対国指数				調する措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
独立行政法人									
50 経済産業省 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	121.2	122.5	116.9	120.6	・人員費の削減目標や給与水準(対国家公務員指数)の低減の計画的かつ着実な達成のため給与構造改革に取り組んでいる。具体的には平成18年度に俸給表の平均4.8%の引き下げ、昇給抑制措置、平成19年度に職責手当の定額化等を実施。 ・俸給表の引き下げについては、国家公務員が俸給月額について現給保障を実施しているところであるが、機構独自の取組みとして、平成19年7月以降、現給保障の引下げを行っている。 ・平成19年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員が初任給を中心に若年層に限定した俸給月額引上げを実施したが、機構は俸給表の改定を見送り、給与水準の抑制を図っている。 ・平成21年5月の人事院臨時勧告に基づき、平成21年6月期賞与の引き下げを実施。 ・平成21年8月の人事院勧告に基づき、役員賞給及び平成21年12月期賞与の引き下げを実施。また、役員の月例支給額及び職員俸給表の引き下げを実施。 ・職員給与については、機構の評価結果を直接反映するものではないが、目録管理システムによる業績評価及びプロセスを評価する行動評価による人事考課を給与に反映させる人事制度を導入しており、適切な運営を図っていく。 俸給表の引き下げについて現給保障の段階的引き下げを行っており、また、定年退職及び新卒採用による職員の入れ替え等により、今後、対国家公務員指数は低減する見込みである。 平成18年度126.1、平成19年度122.7、平成20年度122.3であった対国家公務員指数は平成21年度で121.2となり、段階的に低減している(平成18年度に比べ4.9ポイント低減)。今後の対国家公務員指数の目標として、平成21年度では121.2の対国家公務員指数を、平成22年度では概ね119程度となるよう引き続き給与構造改革に取り組む。	119	116	概ね119 (年齢)	22年度
51 経済産業省 中小企業基盤整備機構	121.2	114.5	117.2	111.8	・当機構において、平成20年度に俸給表の改定を軸とした給与制度の見直し(定期昇給の抑制、現給保障の廃止、地域手当の据え置き等)を実施し、次年度以降も定期昇給の抑制、地域手当の据え置き等を実施していること。また、平成21年度においては、地域に密着して中・長期に、きめ細かく中小企業等の支援を可能とするエリア限定職制度(適用者は現本俸を抑制)を創設。これらが、21年度対国家公務員指数の低減に繋がった。 ・今後、定期昇給の抑制、地域手当の据え置き等により、給与水準の抑制に取り組んでいく所存である。	122.7	112.6	122.7 (年齢) 112.6 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
52 国土交通省 建築研究所	104.3	104.8	103.3	104.1	・俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同じであり、引き続き、国に準じて運用する。	98.9	100.5	100程度 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
53 国土交通省 交通安全環境研究所	102.3	103.4	103.2	104.0	・俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同様であり、引き続き、国に準じて給与水準の適正な取組みを行っている。	100.3	100.0	100.3 (年齢) 100.0 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
54 国土交通省 海上技術安全研究所	104.4	106.5	102.9	105.4	俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同等の給与を支給しており、引き続き国に準じて適正な給与水準を維持すべく、的確に取り組んでまいりたい。	100.0	100.0	100.0 (年齢) 100.0 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
55 国土交通省 港湾空港技術研究所	101.9	104.1	101.5	103.6	・俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と体系に準じた規程を整備し、運用している。 ・引き続き国の給与改定に沿って適正な水準となるよう努める。	101.5	101.9	101.5 (年齢) 101.9 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
56 国土交通省 電子航法研究所	103.6	106.4	104.7	107.4	・俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与に準じて定めているところである。 ・引き続き国に準じた適正な取組を行う。	101.0	101.2	101.0 (年齢) 101.2 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
57 国土交通省 航空大学校	106.3	114.9	107.8	114.8	当校は、運輸省の附属機関として設立された後、平成13年4月に独立行政法人へ移行しており、職員給与については、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して支給されているが、都市部の官署に在籍していた国家公務員からの出向者があり、これらの職員に対する地域手当の異動保障や単身赴任手当等の支給が、対国家公務員指数(特に地域動向、地域・学歴動向)を押し上げる要因となっている。 今後、人員の計画的配置等により解消することを検討する。 なお、当校の指数算出の根拠となっている調査対象人員は少なく、指数算出のための母数が小さいため、人事異動に伴う個人的な事情の変化等により、指数が大きく左右されることがある。	100.5	107.2	100.5 (年齢) 107.2 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
58 国土交通省 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	114.2	114.3	114.1	114.7	1. 平成21年度においては、賞与の支給割合の引下げを行い、本社課長補佐手当の廃止に伴う経過措置による支給割合を縮減し、また他の独立行政法人の取組みも参考に職員採用形態の多様化を図ったところであり、対国家公務員指数は「114程度」となった。 2. 平成22年度においては、本社課長補佐手当の廃止に伴う経過措置を年度末まで控えて完了させ、また、職員採用形態の多様化が対国家公務員指数に及ぼす効果を検証する。 3. 平成23年度以降も、手当等の見直しを引き続き行うとともに、他の独立行政法人の適正化への取り組みを参考とした上で当機構として何が実施可能かを検証し、可能なものから逐次実施する。	114.4	114.6	114程度	22年度
59 国土交通省 国際観光振興機構	107.7	94.5	103.8	90.7	国際観光振興機構の給与水準は、独立行政法人化により大幅な引き下げを行った。その結果、職員給与については、機構の事務所が東京都特別区に所在し地方組織が無いことから、対国家公務員指数(年齢)では107.7となっているものの、実態に即した(年齢+地域+学歴)で比較した場合は、すでに90.7と大きく下回っている状況である。 これらの状況を踏まえて、地域等の動向を注視しつつ、国家公務員の給与改定を考慮しながら、引き続き、平成22年における地域等を勘案した対国家公務員指数が100を上回らないよう、適切な措置を講じてまいりたい。	105	100	100 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度

項目	(事務・技術)対国指数				測るべき措置 (具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
独立行政法人									
60 国土交通省 水資源機構	116.0	122.0	115.6	121.6	<p>機構の給与水準については、全国規模での人事異動等の勤務実態を踏まえて決定してきましたが、利水者や国民の皆様のご理解が得られないものとなっておりと認識し、平成22年度の対国家公務員指数は114.6、地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数は118.9を下回ることを目標として、以下に掲げる給与抑制等の措置を講じています。</p> <p>(1)職員本給及び地域手当のカット 平成17年度から職員の本給カット(本給が反映される踏手当及び兼職手当を含む。)を実施しており、平成22年度においては本給の5%カット及び地域手当の20%カットを実施しています。</p> <p>(2)地域手当の異動保障の凍結等 平成22年度は、地域手当の異動保障の凍結を実施するとともに、定期昇給の1ヶ月延伸を実施しています。</p> <p>(3)兼職手当の支給月数の減 管理職に対する平成21年12月期兼職手当については、国家公務員に準じた支給月数の引き下げ(0.35月)に加え、さらに、0.05月～0.1月カットを行いました。</p> <p>(4)地域勤務型職員制度の拡大 平成17年度から60歳以上の職員を対象とし、同一地域内での異動を行う職員については、本給(本給が反映される踏手当及び兼職手当を含む。)を一律に減額する制度を導入しています。なお、平成21年度より、本制度は、年齢制限を撤廃して運用しています。</p> <p>今後とも利水者や国民の皆様のより一層のご理解が得られますよう、引き続き、給与水準の適正化に努めてまいります。</p>	114.6	118.9	114.6 (年齢) 118.9 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
61 国土交通省 自動車事故対策機構	104.2	104.5	102.5	103.9	<p>人件費について、「簡潔で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行うこと等を踏まえ、①平成21年度初より全職員の俸給について約5%の引き下げ、②管理職の一般職への監督を含め機構全体の管理職の配置について見直しを行い、平成21年度までに平成18年度比で約15%に相当する管理職(194人中29人)の削減、③国家公務員の給与改正等を踏まえた期末・勤続手当・住居手当等の見直し等を実施してきたところであり、今後も引き続き、国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図る。</p>	106.5	104.6	106.5 (年齢) 104.6 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
62 国土交通省 空港周辺整備機構	106.6	108.9	106.2	108.5	<p>■これまでに給与水準適正化のために講じた措置 -部及び課の経費割合による管理職割合を減少(平成15年10月の独立行政法人移行時分から実施) -55歳以上の昇給停止を実施(H18.4.1施行) -課長代理級の管理職手当を完全廃止(H19.4.1施行) -管理職手当減額(H21.1.1施行) -賞与に係る管理職加算率引き下げ(H21.1.1施行)</p>  <p>■平成21年度に講じた措置 -俸給表の改正(平均改定率△0.2%)、期末勤続手当の支給率引き下げ(4.5月→4.15月)、自宅に係る住居手当の廃止(2,500円→廃止)</p> <p>■今後の取組 従来どおり、「人事院勧告」及び「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」等の趣旨に則し、当機構職員の給与水準を適切なものとする。</p>	109.1	109.7	109.1 (年齢) 109.7 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
63 国土交通省 海上災害防止センター	107.6	107.9	108.4	109.4	<p>これまでに、役員報酬の減額、俸給表の引下げ(平均4.8%)、特外昇給制度の廃止など、給与水準の是正を行ってきたところであり、今後もこれら取組みを継続するとともに、出向者数及び配置ポストの見直しを図ること等により、平成22年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を109.9(20年度比△1.7)以下・年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を109.1(20年度比△3.7)以下まで引き下げる予定である。</p> <p>また、職員の若返り(定年退職者を新規採用者で補充)を進めることにより、人件費の抑制を図る予定である。</p>	109.9	109.1	109.9 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
64 国土交通省 都市再生機構	118.5	114.9	115.1	113.0	<p>1 当機構においては、国の給与構造改革に準じて平成19年度より給与構造改革を実施し、概ね5年間で本給水準を4.8%引き下げるとともに、 ①昇給額について最大約4割の縮減を実施 ②特に全職員の3/4を占める非管理職層(国に対して相対的に高い部分)について国を上回る大幅な引下げの実施 ③全職員について昇給を1号給抑制する措置を4年間にわたって実施(H19.4～H23.3) などの改革を行いました。この改革を通じて、年功的な給与上昇を抑制するとともに、より職務・職責に応じた給与体系に転換しました。</p> <p>更に、平成21年度においては、国の改定状況等を参考とし、本給等を平均0.22%引き下げました。特に若年層の本給については、国との給与体系の差異を考慮し、国を上回る引下げを行うとともに、踏手当については、自宅に係る住居手当を廃止しました。</p> <p>また、特別手当についても国の期末・勤続手当の支給月数を参考に、年間△0.35月の支給月数の引下げを行いました。(年間4.5月→4.15月)</p> <p>このほか、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会からの指摘を踏まえ、危険手当の一部について廃止しました。</p> <p>今後も年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた新たな給与体系の継続的な運用を進めるとともに、業務の見直しとあわせて組織のスリム化を進め、管理職数を削減すること等により、給与水準の適正化を図ることとしています。</p> <p>2 これらにより、平成22年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は114程度になるものと見込まれます。 (なお、年齢のみを勘案した対国指数は118程度になるものと見込まれます。)</p>	118程度	114程度	118程度 (年齢) 114程度 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
65 国土交通省 日本高速道路保有・債務返済機構	115.3	102.6	113.3	101.3	<p>当機構は、平成17年10月の設立以来、民間で言えば本社の企画・財務部門に相当する組織として、即戦力となる優秀な人材の流出を得て、業務ノウハウの蓄積を図ってきました。</p> <p>こうした状況を踏まえ、組織体制については、平成21年度には、管理職の一般見直し(経理部調査役(課長級)を経理課課長代理に兼任)の措置を講じてきたところですが、引き続き管理職の削減などを含む組織体制の見直しを進めていくこととしています。</p> <p>また、今後とも、人員配置については、これまでに蓄積したノウハウを活かしながら、専門職的な人材に任せることができる部分は任せる、若返りを図る、出向を通じ幅広い人材の確保を図るなど、適材適所の人員配置を進めていくこととしています。</p>	116程度	106程度	116程度 (年齢) 106程度 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度

項目	(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
独立行政法人									
66 国土交通省 住宅金融支援機構	127.6	117.7	123.7	114.9	<p>【措置の内容】 給与水準の適正化については、当機構の前身である住宅金融公庫の時代から以下のとおり取り組んでいる。 (1) 公庫における取組状況(平成18年度) ・本俸を平均6%引き下げ(管理職は平成17年10月先行実施) ・平均昇給率を国家公務員の1/2程度に抑制 (2) 機構における取組状況(平成19年度～) &lt;平成19年度&gt; ・本俸を平均5.03%引き下げ ・賞与の年間支給月数を0.3か月引下げ(4.75か月→4.45か月*) *平成19年4月1日現在の年間支給月数ベース &lt;平成20年度&gt; ・業務職(平成19・20年度に総合職から業務職に転換した職員)本俸の平均5%引き下げを実施 &lt;平成21年度&gt; ・業務職(平成21年度に総合職から業務職に転換した職員)本俸の平均5%引き下げを実施 ① 俸給月額及び賞与支給月数の引下げ 国家公務員の給与改定に準じ、本給月額等の引下げ(平均改定率△0.24%)及び賞与支給月数の引下げ(△0.35か月(4.50か月→4.15か月))を実施 &lt;平成22年度&gt; ・業務職(平成22年度に総合職から業務職に転換した職員)本俸の平均5%引き下げを実施 ・業務職(住宅金融公庫時代に非転勤職であった職員)本俸の現給保障を打ち切り(平成19年3月比で5%引き下げ) ・管理職手当の支給区分を見直し(支給総額ベースで約3%引き下げ)</p> <p>【現状における効果及び今後の対国家公務員指数の見込み】 給与水準の適正化に向けた取り組みの結果、平成21年度は平成17年度の水準に比べ地域・学歴考慮後で11.1ポイント(年齢のみを勘案した場合は7.4ポイント)低下している。 これらにより、給与水準の適正化については、平成22年度の地域・学歴を勘案した実質的な対国家公務員指数は114.9を下回る見通しである。(なお、年齢のみを勘案した同指数は125程度となる見通しである。)</p>	125程度	114.9以下	125程度 (年齢) 116程度 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度
67 環境省 環境再生保全機構	112.1	112.1	108.7	110.5	<p>1. 行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間にわたる人員の5%以上の削減については、前倒しで平成20年度に達成しているが、総人件費改革に基づく取組を、引き続き継続する。 2. また、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを計画的かつ着実に実施することにより給与水準の低減を図る。 &lt;具体的な改善策&gt; (平成18年度に講じた措置) ① 一般職における賞与支給割合の引き下げ(△0.15月) ② 役職手当の定額化(最大で月額19,000円の引き下げ) (平成19年度に講じた措置) ① 一般職における賞与支給割合の据置き(国は0.05月引き上げ) ② 俸給改定の見送り ③ 初任給改定の見送り ④ 扶養手当引き上げの1年見送り(国は月額500円引き上げ) (平成20年度に講じた措置) 人事評価制度を活用し、賞与以外の給与にも法人の業績評価やその職員の勤務成績の反映を行うなど給与体系の見直しを進めた。 また、役職手当の定率制から定額制への移行、賞与支給割合の引き下げなどにより、給与水準の抑制に努めた。 (平成21年度に講じた措置) ① 本俸基準額を0.4%→0.2%引き下げ(国は0.2%引き下げ) ② 賞与支給割合の引き下げ(△0.35月) ③ 所有住宅に係る住居手当の廃止 ④ 併任による管理職の実質的な削減 ⑤ 人事評価制度を活用し、賞与、昇給に法人の業績評価やその職員の勤務成績の反映を行うなど給与体系の見直しを進めた。 (平成22年度に講じる措置) 業務の見直し等に併せて、管理職数の削減に努める。 &lt;給与水準是正の目標水準及び具体的期限&gt; 上記の措置を講ずることにより、平成18年度の対国家公務員指数119.3について、平成22年度までに対国家公務員指数を概ね112程度とし、地域差、学歴構成を勘案した指数は概ね109程度とする。 &lt;参考&gt; ○国の財政支出規模と支出予算の総額に占めるその割合25.2% (国からの財政支出額 27,968,191千円、支出予算の総額 110,589,778千円) ○繰越欠損金 なし</p>	概ね112程度	概ね109程度	概ね112 (年齢) 概ね109 (年齢 + 地域 + 学歴)	22年度

(注) 本表は、独立行政法人の給与水準(事務・技術職員)が対国家公務員指数(年齢勘案)が100を上回る法人について、各独立行政法人が講ずるとしている給与水準改善策と各法人が独自に試算した平成22年度に見込まれる対国家公務員指数及び目標水準・目標期限を取りまとめたものである。

資料3 役員報酬の支給状況(役員報酬は支給総額を記載)

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参 考)			
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)	
内閣府	◎ 国立公文書館	※13,038	※11,049	—	2,581	2	41	
		※6,617	※4,939					
	北方領土問題対策協会	18,231	※8,920	—	969	2	18	
			※1,413					
消費者庁	国民生活センター	17,600	22,000	※5,989	11,284	3	218	
		17,730	※2,701	—				
			※12,107					
			14,777					
			※5,727					
総務省	情報通信研究機構	22,381	※10,590	15,687	45,196	7	427	
			14,773					
			13,356					
			15,818					
			※5,331					
			15,526					
	◎ 統計センター	※6,967	14,989	—	11,113	3	850	
		※10,946	※4,954					
			※9,475					
	平和祈念事業特別基金	※11,975	14,560	—	1,105	1	15	
		※764						
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	20,932	※4,976	14,639	23,929,511	3	39	
		※9,831						
法務省	日本司法支援センター	17,903	15,959	—	42,239	2	788	
			※46					
外務省	国際協力機構	21,306	18,395	14,490	168,538	13	1,664	
			15,948	14,472				
			15,946	※8,400				
			15,895					
			16,058					
			※13,066					
			※2,941					
			※5,899					
			※10,053					
			※5,884					
			※10,069					
			※5,324					
			※8,134					
			※1,138					
		国際交流基金	19,362	※6,055				—
			※8,992					
	財務省	酒類総合研究所	13,877	13,455	—	1,223	2	47
		◎ 造幣局	19,878	※6,449	※4,520	47,993	6	961
			※9,462	※9,801				
			14,673	14,881				
			13,339					
◎ 国立印刷局		20,555	※10,264	15,211	77,538	7	4,533	
			15,244	13,797				
			15,226					
			※4,846					
			※10,163					
日本万国博覧会記念機構	17,297	※11,888	13,382	3,833	4	48		
		※2,671						
		※4,370						
		※10,087						
文 部 科学省	国立特別支援教育総合研究所	16,813	14,452	—	1,311	2	71	
	大学入試センター	17,624	15,185	14,155	11,018	3	97	
	国立青少年教育振興機構	17,624	14,018	12,692				
			※13,957					
			14,018					
		14,102						
	国立女性教育会館	14,116	※12,564	—	1,009	1	23	
	国立国語研究所	※8,428	※7,198	—	514	2	52	
	国立科学博物館	※7,267	※14,999	—	3,435	1	129	
		※11,054						
物質・材料研究機構	※5,944	17,960	15,187	24,654	5	613		
	※12,729	16,850						
		16,463						

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参 考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
文 部 科学省	防災科学技術研究所	16,603	※7,577 ※6,235	13,507	10,900	3	138
	放射線医学総合研究所	19,020	15,022 15,179	15,229	14,374	4	418
	国立美術館	18,819	※5,145 ※10,184 17,069	—	13,661	3	119
	国立文化財機構	17,755	17,590 13,833 16,127	—	13,887	4	332
	教員研修センター	16,876	14,570	13,562	1,711	3	42
	科学技術振興機構	17,192	※12,697 ※4,811 ※9,337 14,219 ※2,614 14,443	12,145	143,827	6	710
	日本学術振興会	17,732	15,059 14,637	※5,270 ※5,477	191,166	4	97
	理化学研究所	20,933	16,901 15,537 16,051 15,451 14,259	※4,187 ※9,299 ※11,078 ※2,562	114,830	8	1,842
	宇宙航空研究開発機構	21,278	18,273 16,397 16,209 14,152 15,592 15,857 15,550 ※7,412 ※6,066	14,370 14,702	254,273	11	1,986
	日本スポーツ振興センター	18,114	※13,936 ※1,148 15,098 15,168 ※7,494 ※7,674	※6,740 ※5,593	105,284	6	338
	日本芸術文化振興会	※5,601 ※12,011	15,062 15,257 ※14,648	13,798	27,166	4	307
	日本学生支援機構	17,777	※10,713 ※6,282 16,141 15,943 ※10,751 ※5,036	13,798	1,683,583	6	445
	海洋研究開発機構	18,308	13,665 15,158 15,166	12,979	45,802	5	944
	国立高等専門学校機構	16,618	15,698 14,599 14,132 14,848 13,625	—	83,908	6	6,372
	大学評価・学位授与機構	16,618	13,665 ※13,310	—	2,131	2	139
	国立大学財務・経営センター	16,612	14,189	—	170,857	2	24
	日本原子力研究開発機構	20,022	17,223 16,538 ※5,436 ※10,976 ※7,465 ※5,956 15,263 14,612 14,612 14,249	※11,112 ※2,406 ※6,485 ※5,710	204,229	11	4,365

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
厚生 労働省	国立健康・栄養研究所	16,090	17,273	—	432	2	46
	労働安全衛生総合研究所	16,754	14,285	※4,871	2,810	4	100
			14,357	※9,078			
	勤労者退職金共済機構	19,471	※13,553	※6,653	535,282	5	257
			※3,067	※5,515			
			※12,240				
			※2,770				
			※12,282				
			※2,376				
			※12,260				
	高齢・障害者雇用支援機構	16,558	15,492	12,642	69,046	6	722
			13,980				
			※6,761				
			13,670				
			13,782				
	福祉医療機構	18,019	※5,582	12,285	208,304	6	260
			※7,757				
			15,513				
			15,430				
			15,642				
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	13,015	11,415	—	3,910	3	246
			11,666				
	労働政策研究・研修機構	17,232	※11,628	※3,840	3,307	4	118
			※2,703	※9,149			
			14,519				
			※2,012				
			※4,928				
	雇用・能力開発機構	18,514	※14,321	※12,342	572,769	4	3,677
			15,456				
			※14,393				
15,297							
15,182							
労働者健康福祉機構	18,783	15,234	※3,966	307,827	6	13,729	
		15,149	※8,774				
		15,183					
		15,198					
		15,195					
◎ 国立病院機構	22,930	18,952	13,964	865,845	7	51,026	
		16,050					
		※6,972					
		※9,088					
		16,070					
		16,153					
医薬品医療機器総合機構	16,830	14,824	13,879	41,764	5	519	
		※5,229					
		※9,531					
		15,195					
医薬基盤研究所	17,937	—	—	12,941	1	68	
年金・健康保険福祉施設整理機構	21,805	—	—	100,444	1	33	
年金積立金管理運用	19,395	※5,618	13,399	46,305	3	75	
		※10,306					
農林 水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	13,304	12,823	10,633	8,048	5	664
			12,102				
			10,365				
	種苗管理センター	16,353	13,403	—	3,687	3	304
			11,377				
	家畜改良センター	15,761	12,868	—	9,438	3	848
			11,123				
	水産大学校	13,813	14,945	—	3,182	2	183
	農業・食品産業技術総合研究機構	17,911	17,743	13,694	60,797	15	2,816
			※935	※4,433			
			※15,613	※9,058			
			※5,016	12,069			
			※10,092				
			15,418				
			12,907				
15,236							
12,883							
14,129							
14,207							
14,153							
12,996							

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参 考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
農 林 水産省	農業生物資源研究所	18,065	15,135	9,899	12,331	4	353
			14,179				
	農業環境技術研究所	16,270	13,168	10,236	4,169	3	160
	国際農林水産業研究センター	15,187	12,068	10,835	4,123	3	183
	森林総合研究所	16,966	※7,522	13,572	100,244	8	1,204
			※8,344				
			13,925				
			15,282				
			17,061				
			15,654				
	水産総合研究センター	15,901	14,555	12,236	29,150	8	927
			※4,805	12,306			
			※9,576				
			14,913				
			※6,283				
			※8,168				
	農畜産業振興機構	18,589	※6,805	※4,109	384,035	10	196
			※8,938	※9,198			
			※13,191	※6,588			
			※2,943	※5,437			
			※5,000				
			※10,300				
			※12,485				
			※2,772				
			※5,113				
			※10,286				
			15,630				
※4,762							
※10,138							
農業者年金基金	18,289	13,881	※2,563	221,596	4	76	
		※6,262	※11,188				
		※7,459					
農林漁業信用基金	20,149	17,088	※4,876	235,597	8	107	
		※14,213	※6,350				
		※2,980	※1,226				
		※5,614	※6,940				
		※10,473	※5,422				
		※6,763					
		※8,843					
		※12,419					
		※2,980					
※13,084							
経 済 産業省	経済産業研究所	21,036	—	—	1,753	1	44
	工業所有権情報・研修館	18,180	14,418	—	13,330	2	95
	日本貿易保険	※10,481	19,269	13,624	79,115	4	152
		※11,520	17,818				
	産業技術総合研究所	20,178	18,970	11,903	89,934	13	3,057
		◆2,965	17,535	14,853			
			※5,888	◆1,725			
			※10,982				
			15,673				
			15,256				
			17,472				
			17,448				
			17,734				
			17,472				
		18,000					
		◆754					
	◆2,241						
	◆2,241						
◎ 製品評価技術基盤機構	15,737	14,343	11,921	9,479	4	397	
	◆1,305	12,575					
		◆285					
		◆1,030					

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)				
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)		
経 済 産 業 省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	21,245	※9,245	※6,675	288,013	8	1,025		
			※8,724	※8,222					
			※8,078						
			※7,694						
			◆619						
			16,231						
			◆549						
			17,120						
			16,842						
			※3,002						
	※14,199								
	日本貿易振興機構	20,844	17,602	14,164	40,220	9	1,531		
								16,427	
								※6,251	
								※9,425	
								※6,559	
								15,220	
								※9,495	
								15,866	
								※8,722	
								◆1,327	
	◆677								
	◆1,362								
	原子力安全基盤機構	19,405	15,055	16,442	23,638	6	445		
								◆1,530	
								※7,632	※8,221
								※10,066	※5,853
情報処理推進機構	18,047	16,808	※2,494	11,122	4	182			
							14,667	※10,810	
							◆385	◆350	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	22,141	19,128	※7,047	2,004,242	6	474			
							※15,565	※6,708	
							※6,792	14,988	
							※9,722		
							※6,773		
							※9,631		
							16,781		
							※15,600		
							◆2,447		
							※12,733		
中小企業基盤整備機構	20,212	◆893	※5,853	14,356	1,434,285	12	829		
			※9,089	※4,452					
			※7,195	※9,766					
			※8,192	※4,404					
			※6,670	※9,532					
			※9,097						
			14,980						
			14,568						
			15,083						
			14,696						
			14,690						
			◆1,115						
			◆1,115						
			◆408						
			◆736						
◆736									
◆736									
国 土 交 通 省	土木研究所	17,911	※6,296	※4,465	12,872	4	467		
			※8,276	※8,431					
			14,587						
	建築研究所	15,743	14,294	12,371	2,297	4	84		
	交通安全環境研究所	16,901	14,576	—	3,041	2	95		
	海上技術安全研究所	17,226	14,457	13,430	4,221	4	217		
								13,331	
	港湾空港技術研究所	16,930	14,248	12,295	3,633	3	90		
電子航法研究所	17,158	14,648	12,309	2,246	3	57			
航海訓練所	18,283	13,245	12,915	6,334	4	431			
							※4,790		
			※9,658						

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参 考)			
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)	
国土 交通省	海技教育機構	15,146	12,662 13,576	12,724	3,026	4	201	
	航空大学校	15,122	—	8,875	2,889	2	114	
	自動車検査	19,403	※5,004	14,267	14,147	5	848	
			※11,242					
			※5,385					
			※10,866					
			16,188					
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	21,147	18,899	14,259	2,134,181	11	1,593	
			※5,521					※6,953
			※10,010					※5,268
			※14,615					※11,607
			※5,215					※2,654
			※10,658					
			※7,694					
			15,666					
			※5,245					
			※7,555					
			15,664					
	15,945							
	15,874							
	国際観光振興機構	18,274	※4,887	13,631	3,585	5	89	
			14,842					
			※12,016					
			※9,937					
			※2,780					
	水資源機構	20,005	15,612	14,026	262,548	8	1,525	
			16,037	14,156				
※12,542								
※12,586								
※2,343								
15,492								
15,819								
自動車事故対策機構	17,442	14,592	13,162	14,533	6	334		
		14,683	※10,769					
		※7,576						
		※6,925						
空港周辺整備機構	17,241	※12,924	12,946	12,715	6	73		
		※2,920						
		※11,749						
		※2,613						
		13,497						
		12,949						
海上災害防止センター	※6,072	※4,950	※4,713	3,051	4	29		
	※9,982	※8,987	※7,529					
		※3,921						
		※9,598						
都市再生機構	20,843	18,313	14,268	2,473,145	13	3,916		
		※5,754	※4,706					
		※5,829	※8,916					
		16,900	※8,784					
		17,229						
		15,749						
		※5,173						
		※10,487						
		※10,542						
		15,663						
		※9,722						
15,656								
奄美群島振興開発基金	※9,744	9,117	—	3,399	1	18		
日本高速道路保有・債務返済機構	22,121	18,101	※7,241	3,919,606	4	84		
		16,217	※4,630					
		※13,218	※10,239					
住宅金融支援機構	21,808	※6,721	※5,471	9,028,171	11	938		
		※11,102	※8,565					
		18,051	14,758					
		16,462	13,492					
		16,319						
		16,361						
		16,413						
16,256								

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
環境省	国立環境研究所	15,153	15,104	—	13,961	3	214
			※15,690				
	環境再生保全機構	18,914	15,385	◆1,599	110,590	5	145
			※5,656	11,008			
			※9,458				
		◆873					
		14,455					
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	19,046	12,639	12,485	3,656	3	326

(注) 1 年間報酬は平成21年度に支給された実際の総額を記載しており、※は平成21年度の在籍期間が1年間に満たないことを示す。

2 ◆は21年度以前に辞めた者に対して21年度中に支払われた業績給であることを示す。

3 「-」は該当する役員がいないことを示す。

4 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。

5 「年間報酬」には、諸手当を含む。

6 「理事」には、副理事長等を含む。

7 「予算額」は、平成21年度計画(変更された場合には変更後の計画)に記載されている業務経費、施設整備費等を含む支出予算の総額である。

8 「役員数」は、平成22年3月31日現在の常勤役員数である。

9 「職員数」は、平成22年3月31日現在の常勤職員数(下記の職員を除く。)である。

- ・競争的研究資金により雇用される任期付職員

- ・研究開発独立行政法人の受託研究者又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員

- ・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)

資料4 役員の退職手当の支給状況

(1) 理事長

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
内閣府	◎ 国立公文書館	18,463	8	3	平成21年7月7日	1.0
財務省	◎ 造幣局	10,015	5	4	平成20年7月17日	1.0
	◎ 国立印刷局	5,503	3	8	平成21年3月31日	1.0
文部科学省	日本芸術文化振興会	7,696	5	2	平成21年6月30日	1.0
	大学評価・学位授与機構	7,455	5	0	平成21年3月31日	1.0
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	5,928	4	0	平成21年3月31日	1.0
	労働安全衛生総合研究所	16,730	8	0	平成21年3月31日	1.0
経済産業省	日本貿易保険	13,638	6	6	平成21年7月31日	1.0
	◎ 製品評価技術基盤機構	5,532	4	0	平成21年3月31日	1.0
	原子力安全基盤機構	9,303	5	6	平成21年3月31日	1.0
理事長計		100,263				

(2) 理事(常勤)

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
内閣府	沖縄科学技術研究基盤整備機構	1,995	1	7	平成19年4月13日	0.9
消費者庁	国民生活センター	2,343	2	0	平成21年9月30日	1.0
総務省	情報通信研究機構	4,552	4	0	平成20年3月31日	0.9
		5,058	4	0	平成21年3月31日	1.0
法務省	日本司法支援センター	1,241	1	0	平成21年4月1日	1.0
財務省	◎ 造幣局	4,725	3	5	平成21年7月31日	1.0
		3,528	3	0	平成21年3月31日	1.0
		3,075	2	11	平成20年8月31日	0.9
文部科学省	物質・材料研究機構	4,348	2	11	平成20年7月31日	1.0
	防災科学技術研究所	2,950	2	4	平成20年7月31日	1.0
	国立美術館	5,532	4	0	平成21年6月30日	1.0
	国立文化財機構	2,766	2	0	平成21年3月31日	1.0
	科学技術振興機構	3,047	2	3	平成21年12月31日	1.0
		2,484	2	0	平成21年7月14日	1.0
	宇宙航空研究開発機構	8,698	5	0	平成20年9月30日	1.0
		5,178	4	0	平成21年3月31日	1.0
		7,216	5	6	平成21年3月31日	1.0
厚生労働省	勤労者退職金共済機構	4,955	4	0	平成20年6月30日	1.0
経済産業省	産業技術総合研究所	7,998	5	0	平成20年3月31日	0.9
		2,787	2	0	平成20年3月31日	1.0
	◎ 製品評価技術基盤機構	4,368	4	0	平成21年3月31日	1.0
	新エネルギー・産業技術総合開発機	8,451	5	11	平成21年8月16日	1.0
	日本貿易振興機構	3,670	2	11	平成21年6月29日	1.0
	原子力安全基盤機構	4,709	3	5	平成21年7月31日	1.0
国土交通省	国際観光振興機構	4,800	4	0	平成21年7月13日	1.0
		1,795	1	6	平成21年12月31日	1.0
	水資源機構	6,057	4	7	平成21年3月31日	0.9
		3,430	3	0	平成19年6月25日	0.9
		6,989	4	10	平成20年3月31日	1.0
		2,858	2	3	平成20年10月31日	1.0
	空港周辺整備機構	4,345	3	4	平成21年12月31日	1.0
		5,873	5	0	平成21年12月31日	1.0
	海上災害防止センター	3,348	3	0	平成21年6月17日	1.0
環境省	環境再生保全機構	2,795	2	3	平成20年9月30日	1.0
		3,726	3	0	平成21年6月30日	1.0
理事計		151,690				

## (3) 監事(常勤)

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
財務省	◎ 造幣局	4,704	4	0	平成21年6月30日	1.0
	◎ 国立印刷局	2,352	2	0	平成21年3月31日	1.0
文部科学省	放射線医学総合研究所	8,261	6	0	平成21年3月31日	0.9
	宇宙航空研究開発機構	2,393	2	1	平成20年10月31日	1.0
厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	3,640	3	4	平成21年7月25日	1.0
	労働政策研究・研修機構	4,254	4	0	平成21年6月25日	1.0
	雇用・能力開発機構	2,628	2	5	平成20年7月25日	1.0
	労働者健康福祉機構	3,534	3	3	平成21年6月30日	1.0
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機	4,327	3	11	平成21年8月31日	1.0
	原子力安全基盤機構	4,012	3	3	平成21年9月30日	1.0
国土交通省	航空大学校	1,776	2	0	平成21年3月31日	1.0
交通省	水資源機構	5,909	4	10	平成20年7月31日	1.0
環境省	環境再生保全機構	5,700	5	0	平成21年3月31日	1.0
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	1,952	2	0	平成20年3月31日	1.0
監事計		55,442				

(注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成22年7月1日時点)を取りまとめたものである。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。

3 公表時点において、退職手当支給額の全額が確定し、平成21年度中にその全額を支払い終えた者のみを記載している。

4 「理事」には副理事長等を含む。

5 「業績勘案率」とは、役員の退職手当の額を決定するに当たり、俸給月額に支給率を乗じた額に乗ずる率であり、各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定するものである。

資料5 総人件費改革の取組

(1) 人件費の削減を行う法人

主務省	法人名	達成度合いを測る基準額(a) (平成17年度実績)	平成21年度実績(b)	(b)-(a)	増減率	増減率 (補正值)	
		(千円)	(千円)	(千円)	%	%	
消費者庁	国民生活センター	1,053,292	953,483	▲ 99,809	▲ 9.5	▲ 7.8	
総務省	情報通信研究機構	4,098,259	3,748,859	▲ 349,400	▲ 8.5	▲ 6.8	
	平和祈念事業特別基金	196,690	166,409	▲ 30,281	▲ 15.4	▲ 13.7	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構 *	417,861	395,847	▲ 22,014	▲ 5.3	▲ 3.6	
外務省	国際協力機構	16,739,530	15,329,607	▲ 1,409,923	▲ 8.4	▲ 6.7	
	国際交流基金	2,221,219	2,033,692	▲ 187,527	▲ 8.4	▲ 6.7	
財務省	酒類総合研究所 ◇	422,521	373,786	▲ 48,735	▲ 11.5	▲ 9.8	
	日本万国博覧会記念機構	482,041	435,469	▲ 46,572	▲ 9.7	▲ 8.0	
文 部 科学省	国立特別支援教育総合研究所	664,822	598,831	▲ 65,991	▲ 9.9	▲ 8.2	
	大学入試センター	812,241	743,793	▲ 68,448	▲ 8.4	▲ 6.7	
	国立青少年教育振興機構	4,477,401	3,654,553	▲ 822,848	▲ 18.4	▲ 16.7	
	国立女性教育会館	209,334	192,116	▲ 17,218	▲ 8.2	▲ 6.5	
	国立国語研究所 ※	519,023	413,403	▲ 105,620	▲ 20.3	▲ 18.6	
	国立科学博物館 ◇	1,221,881	1,100,426	▲ 121,455	▲ 9.9	▲ 8.2	
	物質・材料研究機構 ☆# ◇	5,450,049	5,142,218	▲ 307,831	▲ 5.6	▲ 3.9	
	防災科学技術研究所 ☆# ◇	1,267,729	1,075,912	▲ 191,817	▲ 15.1	▲ 13.4	
	放射線医学総合研究所 ☆◇	3,445,569	3,206,752	▲ 238,817	▲ 6.9	▲ 5.2	
	国立美術館	1,016,067	967,616	▲ 48,451	▲ 4.8	▲ 3.1	
	国立文化財機構	2,878,750	2,688,829	▲ 189,921	▲ 6.6	▲ 4.9	
	教員研修センター	416,199	371,231	▲ 44,968	▲ 10.8	▲ 9.1	
	科学技術振興機構 ☆◇	5,903,150	5,548,695	▲ 354,455	▲ 6.0	▲ 4.3	
	日本学術振興会 ☆	734,615	700,140	▲ 34,475	▲ 4.7	▲ 3.0	
	宇宙航空研究開発機構 ☆# ◇	17,870,864	16,547,700	▲ 1,323,164	▲ 7.4	▲ 5.7	
	日本スポーツ振興センター	2,969,565	2,670,727	▲ 298,838	▲ 10.1	▲ 8.4	
	日本芸術文化振興会	2,431,199	2,297,045	▲ 134,154	▲ 5.5	▲ 3.8	
	日本学生支援機構	4,253,487	3,485,812	▲ 767,675	▲ 18.0	▲ 16.3	
	海洋研究開発機構 ☆# ◇	5,802,460	4,513,638	▲ 1,288,822	▲ 22.2	▲ 20.5	
	国立高等専門学校機構	48,837,144	44,416,515	▲ 4,420,629	▲ 9.1	▲ 7.4	
	大学評価・学位授与機構	1,017,337	880,531	▲ 136,806	▲ 13.4	▲ 11.7	
	国立大学財務・経営センター	252,248	197,841	▲ 54,407	▲ 21.6	▲ 19.9	
	日本原子力研究開発機構 ☆# ◇	40,687,464	37,510,249	▲ 3,177,215	▲ 7.8	▲ 6.1	
	厚 生 労働省	国立健康・栄養研究所 ◇	429,528	400,757	▲ 28,771	▲ 6.7	▲ 5.0
		労働安全衛生総合研究所 ◇	1,015,390	900,993	▲ 114,397	▲ 11.3	▲ 9.6
		勤労者退職金共済機構	2,148,430	1,879,505	▲ 268,925	▲ 12.5	▲ 10.8
高齢・障害者雇用支援機構		5,429,682	5,006,639	▲ 423,043	▲ 7.8	▲ 6.1	
福祉医療機構		2,412,895	2,096,883	▲ 316,012	▲ 13.1	▲ 11.4	
労働政策研究・研修機構 ◇		1,201,763	1,032,945	▲ 168,818	▲ 14.0	▲ 12.3	
雇用・能力開発機構		34,203,169	27,048,312	▲ 7,154,857	▲ 20.9	▲ 19.2	
労働者健康福祉機構		101,685,384	104,579,228	2,893,844	2.8	4.5	
国立病院機構		304,525,998	319,214,055	14,688,057	4.8	6.5	
医薬品医療機器総合機構		3,742,988	3,656,921	▲ 86,067	▲ 2.3	▲ 0.6	
医薬基盤研究所 ◇		641,885	574,724	▲ 67,161	▲ 10.5	▲ 8.8	
年金積立金管理運用		803,974	681,148	▲ 122,826	▲ 15.3	▲ 13.6	

主務省	法人名	達成度合いを測る基準額(a) (平成17年度実績)	平成21年度実績(b)	(b)-(a)	増減率	増減率 (補正值)	
		(千円)	(千円)	(千円)	%	%	
農 林 水産省	農林水産消費安全技術センター	4,886,806	4,439,838	▲ 446,968	▲ 9.1	▲ 7.4	
	種苗管理センター	2,111,090	2,001,319	▲ 109,771	▲ 5.2	▲ 3.5	
	家畜改良センター	5,317,225	5,012,041	▲ 305,184	▲ 5.7	▲ 4.0	
	水産大学校	1,436,682	1,342,511	▲ 94,171	▲ 6.6	▲ 4.9	
	農業・食品産業技術総合研究機構 ◇	23,135,042	21,441,903	▲ 1,693,139	▲ 7.3	▲ 5.6	
	農業生物資源研究所 ◇	3,289,445	3,004,108	▲ 285,337	▲ 8.7	▲ 7.0	
	農業環境技術研究所 ◇	1,557,363	1,398,896	▲ 158,467	▲ 10.2	▲ 8.5	
	国際農林水産業研究センター ◇	1,376,381	1,319,538	▲ 56,843	▲ 4.1	▲ 2.4	
	森林総合研究所 ◇	6,272,070	5,917,297	▲ 354,773	▲ 5.7	▲ 4.0	
	水産総合研究センター ◇	7,667,558	7,113,948	▲ 553,610	▲ 7.2	▲ 5.5	
	農畜産業振興機構	2,189,367	1,894,704	▲ 294,663	▲ 13.5	▲ 11.8	
	農業者年金基金	754,840	645,089	▲ 109,751	▲ 14.5	▲ 12.8	
	農林漁業信用基金	1,211,881	1,040,033	▲ 171,848	▲ 14.2	▲ 12.5	
	経 済 産業省	経済産業研究所	444,806	370,007	▲ 74,799	▲ 16.8	▲ 15.1
工業所有権情報・研修館		1,043,901	918,107	▲ 125,794	▲ 12.1	▲ 10.4	
産業技術総合研究所 ☆◇		29,336,933	27,254,280	▲ 2,082,653	▲ 7.1	▲ 5.4	
新エネルギー・産業技術総合開発機構 ◇		6,614,531	5,982,947	▲ 631,584	▲ 9.5	▲ 7.8	
日本貿易振興機構		13,664,699	12,149,081	▲ 1,515,618	▲ 11.1	▲ 9.4	
原子力安全基盤機構		4,688,323	4,412,865	▲ 275,458	▲ 5.9	▲ 4.2	
情報処理推進機構 ☆		1,757,044	1,552,978	▲ 204,066	▲ 11.6	▲ 9.9	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		5,004,745	4,141,921	▲ 862,824	▲ 17.2	▲ 15.5	
中小企業基盤整備機構		7,982,538	6,984,073	▲ 998,465	▲ 12.5	▲ 10.8	
国 土 交通省	土木研究所 ◇	3,708,094	3,426,427	▲ 281,667	▲ 7.6	▲ 5.9	
	建築研究所 ◇	834,225	792,540	▲ 41,685	▲ 5.0	▲ 3.3	
	交通安全環境研究所 ◇	819,557	747,939	▲ 71,618	▲ 8.7	▲ 7.0	
	海上技術安全研究所 ◇	1,926,186	1,820,394	▲ 105,792	▲ 5.5	▲ 3.8	
	港湾空港技術研究所 ◇	863,828	817,190	▲ 46,638	▲ 5.4	▲ 3.7	
	電子航法研究所 ◇	606,377	527,735	▲ 78,642	▲ 13.0	▲ 11.3	
	航海訓練所	3,744,390	3,302,839	▲ 441,551	▲ 11.8	▲ 10.1	
	海技教育機構	1,739,035	1,607,348	▲ 131,687	▲ 7.6	▲ 5.9	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	16,603,447	13,884,581	▲ 2,718,866	▲ 16.4	▲ 14.7	
	国際観光振興機構	1,132,559	939,633	▲ 192,926	▲ 17.0	▲ 15.3	
	水資源機構	14,338,034	13,185,541	▲ 1,152,493	▲ 8.0	▲ 6.3	
	自動車事故対策機構	2,909,116	2,549,106	▲ 360,010	▲ 12.4	▲ 10.7	
	海上災害防止センター	310,515	278,565	▲ 31,950	▲ 10.3	▲ 8.6	
	奄美群島振興開発基金	151,912	124,783	▲ 27,129	▲ 17.9	▲ 16.2	
	日本高速道路保有・債務返済機構 △	946,338	795,837	▲ 150,501	▲ 15.9	▲ 14.2	
	住宅金融支援機構 ◎	9,755,681	8,384,312	▲ 1,371,369	▲ 14.1	▲ 12.4	
	環境省	国立環境研究所 ◇	2,323,935	2,021,372	▲ 302,563	▲ 13.0	▲ 11.3
	合計(82法人)		831,467,596	804,977,461	▲ 26,490,135	▲ 3.2	▲ 1.5

(2) 人員の削減を行う法人

主務省	法人名	達成度合いを測る基準額(a) (平成17年度実績)	平成21年度実績(b)	(b)-(a)	増減率
内閣府	国立公文書館	(人) 44	(人) 43	(人) ▲1	% ▲2.3
	北方領土問題対策協会	21	20	▲1	▲4.8
総務省	統計センター	912	853	▲59	▲6.5
財務省	造幣局	1,112	967	▲145	▲13.0
	国立印刷局	5,056	4,540	▲516	▲10.2
文部科学省	理化学研究所 ☆#	2,233	1,850	▲383	▲17.2
厚生労働省	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	302	249	▲53	▲17.5
	年金・健康保険福祉施設整理機構	36	34	▲2	▲5.6
経済産業省	日本貿易保険	157	156	▲1	▲0.6
	製品評価技術基盤機構	429	401	▲28	▲6.5
国土交通省	航空大学校	124	116	▲8	▲6.5
	自動車検査	876	855	▲21	▲2.4
	空港周辺整備機構	95	79	▲16	▲16.8
	都市再生機構	4,326	3,929	▲397	▲9.2
環境省	環境再生保全機構	161	150	▲11	▲6.8
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	396	329	▲67	▲16.9
合計(16法人)		16,280	14,571	▲1,709	▲10.5

- (注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成22年7月1日時点)を取りまとめたものである。
- 2 各法人は、中期目標・中期計画に定められた人件費の削減又は人員の純減を図ることとなるが、本表(a)欄に示した金額又は人数は、その取組の結果を実績に基づいて測定し、目標達成の進捗状況、達成度合いを判断する際の基準となるものである。
- 3 削減の対象となる人件費の範囲は、常勤の役員及び職員に支給される報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。
- 4 削減の対象となる人員の範囲は、常勤の役員及び職員である。
- 5 増減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職(一)職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成18年度は0%、平成19年度は0.7%、平成20年度は0%、平成21年度は▲2.4%となっている。
- 6 \*は平成19年10月に設立された法人であり、基準額については、中期計画にあるとおり、「平成19年度の当該経費相当額(人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。))相当額を標準的な年間あたり経費に換算した額」を算出した。
- 7 ☆は、競争的研究資金により任期付職員を雇用している法人であることを示す。競争的研究資金については、公募により交付先が決定され、あらかじめ人件費を見込むことができない。このため、同資金による人件費については削減対象とされていない。
- 8 #は、研究開発独立行政法人の受託研究者又は共同研究のための民間からの外部資金による任期付職員を雇用している法人であることを示す。同資金については、あらかじめ人件費を見込むことができないことに加え、その政策的意義に鑑み、同資金による人件費については削減対象とはされていない。
- 9 ◯は、国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(H18.3.28閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)を雇用している法人であることを示す。研究開発法人における当該人件費については、その政策的意義に鑑み、削減対象とはされていない。
- 10 ※は平成21年10月に大学共同利用機関法人となった法人であり、「平成21年度実績(b)」欄の額は、同年4月1日から9月30日までの独立行政法人において該当する額及び同年10月1日から平成22年3月31日までの大学共同利用機関法人において該当する額を合算した額を記載している。
- 11 △は平成17年度途中に設立された法人であり、基準額は設立から平成17年度末までの支給実績を基に推計している。
- 12 ◎は平成19年4月に設立された法人であり、基準額については、中期計画にあるとおり、「平成18年度の住宅金融公庫の人件費(機構が権利及び義務を承継した保証協会にかかる人件費を含む。)」を算出した。
- 13 国際協力機構の基準額については、平成20年10月1日の国際協力銀行の海外経済協力業務の承継に伴う増員分(339人)を含んで算出したものとなっている。
- 14 高齢・障害者雇用支援機構の基準額には、第1期中期計画上、「精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラム」に係る人件費は事業開始(平成17年10月)後1年間の人件費を含むとされており、平成18年4月～同年9月までの実績を平成17年度の実績額5,282,594千円に加え記載している。
- 15 医薬品医療機器総合機構の基準額については、平成18年12月25日総合科学技術会議意見具申において、医薬品審査の迅速化・効率化のため、機構の審査人員について3年間で概ね倍増とされたことを踏まえ、基準年度(平成17年度)の実績額に、平成21年度までの医薬品審査人員の増員分に係る人件費(1,167,614千円)を加えて補正した額となっている。また、「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた有識者会議の5つの提言」(平成20年5月19日対日投資有識者会議)において、デバイス・ラグの解消に向けた取組として、医療機器の審査員(35人)を概ね5年で3倍増(100人程度)とするとされたことを踏まえ、22年度末の医療機器審査人員に係る人件費の実績額の確定後において、基準額の補正を行うことから、医療機器審査人員に係る人件費を除外している。
- 16 国民生活センターは、平成21年4月1日の旧緑資源機構の職員採用に伴い増員となっているが、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」(平成20年6月9日付け 行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書)に基づき、人件費の5%以上の削減を達成した旧緑資源機構の職員分を除外した額となっている。当該人件費については、削減対象とされていない。
- 17 国際農林水産業研究センター及び森林総合研究所は、平成20年4月1日の旧緑資源機構の業務承継に伴い増員となっているが、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」(平成20年6月9日付け 行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書)に基づき、人件費の5%以上の削減を達成した旧緑資源機構の職員分を除外した額となっている。これらの人件費については、削減対象とされていない。

- 18 工業所有権情報・研修館の基準額については、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分(34人)を含んで算出したものとなっている。
- 19 土木研究所の基準額については、平成20年4月1日の業務移管に伴う増員分(138人)を含んで算出したものとなっている。
- 20 沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学の設置が目的とされ、関係関係申合せにより、その開学については、主任研究員が50人程度に達した時点を目途とするとされていることから、対象法人とはされていない。
- 21 日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、21年度に大幅に事業量が增大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。

資料6 給与、報酬等支給総額

主務省	法人名	平成20年度 (千円)	平成21年度 (千円)	対前年度比較増▲減		
				増減額(千円)	対前年度比(%)	
内閣府	◎ 国立公文書館	407,086	388,894	▲ 18,192	▲ 4.5	
	北方領土問題対策協会	162,489	155,905	▲ 6,584	▲ 4.1	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構 #	1,185,039	1,388,995	203,956	17.2	
消費者庁	国民生活センター	1,007,487	973,993	▲ 33,494	▲ 3.3	
総務省	情報通信研究機構	3,810,797	3,748,859	▲ 61,938	▲ 1.6	
	◎ 統計センター	5,411,188	5,332,912	▲ 78,276	▲ 1.4	
	平和祈念事業特別基金	180,590	166,409	▲ 14,181	▲ 7.9	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	409,940	394,119	▲ 15,821	▲ 3.9	
法務省	日本司法支援センター #	3,308,722	3,858,961	550,239	16.6	
外務省	国際協力機構	16,154,123	15,329,607	▲ 824,516	▲ 5.1	
	国際交流基金	2,145,922	2,033,692	▲ 112,230	▲ 5.2	
財務省	酒類総合研究所	410,603	385,865	▲ 24,738	▲ 6.0	
	◎ 造幣局	7,138,256	6,702,432	▲ 435,824	▲ 6.1	
	◎ 国立印刷局	32,518,540	31,068,577	▲ 1,449,963	▲ 4.5	
	日本万国博覧会記念機構	445,133	435,469	▲ 9,664	▲ 2.2	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	621,312	598,831	▲ 22,481	▲ 3.6	
	大学入試センター	768,290	743,793	▲ 24,497	▲ 3.2	
	国立青少年教育振興機構	3,871,604	3,854,553	▲ 17,051	▲ 5.6	
	国立女性教育会館	201,976	192,116	▲ 9,860	▲ 4.9	
	国立国語研究所 ※	493,586	221,229	-	-	
	国立科学博物館	1,107,997	1,100,426	▲ 7,571	▲ 0.7	
	物質・材料研究機構	5,943,564	5,988,880	45,316	0.8	
	防災科学技術研究所	1,433,520	1,405,577	▲ 27,943	▲ 1.9	
	放射線医学総合研究所	3,751,395	3,546,197	▲ 205,198	▲ 5.5	
	国立美術館	976,216	967,616	▲ 8,600	▲ 0.9	
	国立文化財機構	2,745,389	2,688,829	▲ 56,560	▲ 2.1	
	教員研修センター	404,296	371,231	▲ 33,065	▲ 8.2	
	科学技術振興機構	11,416,127	10,582,340	▲ 833,787	▲ 7.3	
	日本学術振興会	739,592	848,120	108,528	14.7	
	理化学研究所	20,692,473	20,692,889	416	0.0	
	宇宙航空研究開発機構	19,225,546	18,255,540	▲ 970,006	▲ 5.0	
	日本スポーツ振興センター	2,658,495	2,695,026	36,531	1.4	
	日本芸術文化振興会	2,344,831	2,297,045	▲ 47,786	▲ 2.0	
	日本学生支援機構	3,606,709	3,485,812	▲ 120,897	▲ 3.4	
	海洋研究開発機構	6,531,606	6,532,991	1,385	0.0	
	国立高等専門学校機構	45,930,418	44,416,515	▲ 1,513,903	▲ 3.3	
	大学評価・学位授与機構	935,765	880,531	▲ 55,234	▲ 5.9	
	国立大学財務・経営センター	216,786	197,841	▲ 18,945	▲ 8.7	
	日本原子力研究開発機構	40,256,969	39,361,269	▲ 895,700	▲ 2.2	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	452,562	432,084	▲ 20,478	▲ 4.5
		労働安全衛生総合研究所	1,031,749	962,655	▲ 69,094	▲ 6.7
勤労者退職金共済機構		1,962,252	1,879,505	▲ 82,747	▲ 4.2	
高齢・障害者雇用支援機構		5,070,947	5,006,639	▲ 64,308	▲ 1.3	
福祉医療機構		2,076,449	2,096,883	20,434	1.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		2,219,020	2,030,356	▲ 188,664	▲ 8.5	
労働政策研究・研修機構		1,112,961	1,032,945	▲ 80,016	▲ 7.2	
雇用・能力開発機構		29,252,907	27,048,312	▲ 2,204,595	▲ 7.5	
労働者健康福祉機構		102,232,141	104,579,228	2,347,087	2.3	
◎ 国立病院機構		314,203,948	319,214,055	5,010,107	1.6	
医薬品医療機器総合機構		3,371,889	4,030,156	658,267	19.5	
医薬基盤研究所		659,066	619,466	▲ 39,600	▲ 6.0	
年金・健康保険福祉施設整理機構		245,664	237,084	▲ 8,580	▲ 3.5	
年金積立金管理運用		702,967	681,148	▲ 21,819	▲ 3.1	

主務省	法人名	平成20年度 (千円)	平成21年度 (千円)	対前年度比較増▲減		
				増減額(千円)	対前年度比(%)	
農 林 水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	4,598,145	<b>4,439,838</b>	▲ 158,307	▲ 3.4	
	種苗管理センター	2,055,418	<b>2,001,319</b>	▲ 54,099	▲ 2.6	
	家畜改良センター	5,184,752	<b>5,022,329</b>	▲ 162,423	▲ 3.1	
	水産大学校	1,406,755	<b>1,342,511</b>	▲ 64,244	▲ 4.6	
	農業・食品産業技術総合研究機構	22,710,429	<b>21,989,353</b>	▲ 721,076	▲ 3.2	
	農業生物資源研究所	3,283,253	<b>3,162,161</b>	▲ 121,092	▲ 3.7	
	農業環境技術研究所	1,524,692	<b>1,461,715</b>	▲ 62,977	▲ 4.1	
	国際農林水産業研究センター	1,666,557	<b>1,627,633</b>	▲ 38,924	▲ 2.3	
	森林総合研究所	10,602,110	<b>9,899,803</b>	▲ 702,307	▲ 6.6	
	水産総合研究センター	7,565,401	<b>7,305,237</b>	▲ 260,164	▲ 3.4	
	農畜産業振興機構	1,991,883	<b>1,894,704</b>	▲ 97,179	▲ 4.9	
	農業者年金基金	676,083	<b>645,089</b>	▲ 30,994	▲ 4.6	
	農林漁業信用基金	1,072,857	<b>1,040,033</b>	▲ 32,824	▲ 3.1	
	経 済 産業省	経済産業研究所	405,336	<b>370,007</b>	▲ 35,329	▲ 8.7
工業所有権情報・研修館		946,906	<b>918,107</b>	▲ 28,799	▲ 3.0	
日本貿易保険		1,397,213	<b>1,432,330</b>	35,117	2.5	
産業技術総合研究所		28,697,182	<b>27,666,924</b>	▲ 1,030,258	▲ 3.6	
◎ 製品評価技術基盤機構		3,109,835	<b>3,050,416</b>	▲ 59,419	▲ 1.9	
新エネルギー・産業技術総合開発機構		6,089,060	<b>6,062,096</b>	▲ 26,964	▲ 0.4	
日本貿易振興機構		13,005,111	<b>12,149,081</b>	▲ 856,030	▲ 6.6	
原子力安全基盤機構		4,718,468	<b>4,412,865</b>	▲ 305,603	▲ 6.5	
情報処理推進機構		1,602,394	<b>1,552,978</b>	▲ 49,416	▲ 3.1	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		4,278,093	<b>4,141,921</b>	▲ 136,172	▲ 3.2	
中小企業基盤整備機構		7,346,225	<b>6,984,073</b>	▲ 362,152	▲ 4.9	
国 土 交通省		土木研究所	3,557,201	<b>3,490,015</b>	▲ 67,186	▲ 1.9
		建築研究所	843,613	<b>807,439</b>	▲ 36,174	▲ 4.3
		交通安全環境研究所	838,519	<b>794,410</b>	▲ 44,109	▲ 5.3
	海上技術安全研究所	1,857,923	<b>1,855,994</b>	▲ 1,929	▲ 0.1	
	港湾空港技術研究所	896,000	<b>853,008</b>	▲ 42,992	▲ 4.8	
	電子航法研究所	564,757	<b>544,233</b>	▲ 20,524	▲ 3.6	
	航海訓練所	3,470,816	<b>3,302,839</b>	▲ 167,977	▲ 4.8	
	海技教育機構	1,663,145	<b>1,607,348</b>	▲ 55,797	▲ 3.4	
	航空大学校	930,049	<b>884,641</b>	▲ 45,408	▲ 4.9	
	自動車検査	5,211,680	<b>5,116,764</b>	▲ 94,916	▲ 1.8	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	14,548,181	<b>13,884,581</b>	▲ 663,600	▲ 4.6	
	国際観光振興機構	1,035,116	<b>939,633</b>	▲ 95,483	▲ 9.2	
	水資源機構	13,471,774	<b>13,185,541</b>	▲ 286,233	▲ 2.1	
	自動車事故対策機構	2,749,250	<b>2,549,106</b>	▲ 200,144	▲ 7.3	
	空港周辺整備機構	688,485	<b>642,147</b>	▲ 46,338	▲ 6.7	
	海上災害防止センター	288,661	<b>278,565</b>	▲ 10,096	▲ 3.5	
	都市再生機構	31,973,841	<b>31,947,289</b>	▲ 26,552	▲ 0.1	
	奄美群島振興開発基金	131,309	<b>124,783</b>	▲ 6,526	▲ 5.0	
	日本高速道路保有・債務返済機構	846,209	<b>795,837</b>	▲ 50,372	▲ 6.0	
	住宅金融支援機構	8,580,740	<b>8,384,312</b>	▲ 196,428	▲ 2.3	
	環境省	国立環境研究所	2,277,848	<b>2,153,350</b>	▲ 124,498	▲ 5.5
		環境再生保全機構	1,127,561	<b>1,002,076</b>	▲ 125,485	▲ 11.1
	防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	2,082,269	<b>1,950,552</b>	▲ 131,717	▲ 6.3
合計	法人全体	951,734,004	<b>941,607,388</b>	▲ 9,854,259	▲ 1.1	
	※、※を除く法人	946,746,657	<b>936,138,203</b>	▲ 10,608,454	▲ 1.1	

(注)1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成22年7月1日時点)を取りまとめたものである。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)であることを示す。

3 「給与・報酬等支給総額」とは、常勤役職員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。

4 ※は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。

・沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学(仮称)の設置が目的とされ、関係閣僚申合せにより、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が增大することから、対象法人とはされていない。

・日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、21年度に大幅に事業量が增大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。

5 ※は平成21年10月1日に大学共同利用機関法人になったことを示し、21年度の支給総額は平成21年4月1日から同年9月30日までの額である。

6 「対前年度比較増▲減」の「対前年度比」は、平成20年度と21年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。

## 独立行政法人の役職員の給与水準を公表しているHP等一覧

## ○ 内閣府所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
国立公文書館	<a href="http://www.archives.go.jp/information/pdf/hoshu_kyuyo_2010.pdf">http://www.archives.go.jp/information/pdf/hoshu_kyuyo_2010.pdf</a>	大臣官房公文書管理課	03-3581-4718
北方領土問題対策協会	<a href="http://www.hoppou.go.jp/hokutaikyoo/summary/pdf/remuneration2009.pdf">http://www.hoppou.go.jp/hokutaikyoo/summary/pdf/remuneration2009.pdf</a>	北方対策本部	03-3581-2103
沖縄科学技術研究基盤整備機構	<a href="http://www.oist.jp/ja/about/information/information22.html">http://www.oist.jp/ja/about/information/information22.html</a>	沖縄振興局総務課	03-3581-9974

(独立行政法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
国立公文書館	<a href="http://www.archives.go.jp/information/pdf/hoshu_kyuyo_2008.pdf">http://www.archives.go.jp/information/pdf/hoshu_kyuyo_2008.pdf</a>	総務課	03-3214-0623
北方領土問題対策協会	<a href="http://www.hoppou.go.jp/hokutaikyoo/summary/pdf/remuneration2007.pdf">http://www.hoppou.go.jp/hokutaikyoo/summary/pdf/remuneration2007.pdf</a>	総務課	03-3843-3630
沖縄科学技術研究基盤整備機構	<a href="http://www.oist.jp/j/doc/20080630_hosyu_kyuyo.pdf">http://www.oist.jp/j/doc/20080630_hosyu_kyuyo.pdf</a>	人事課	098-966-8711

(注)「アドレス」等は、平成22年6月30日現在のもの。

## ○ 消費者庁所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
国民生活センター	<a href="http://www.caa.go.jp/region/pdf/h21_kokusen.pdf">http://www.caa.go.jp/region/pdf/h21_kokusen.pdf</a>	地方協力課	03-3507-9175

(独立行政法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
国民生活センター	<a href="http://www.kokusen.go.jp/hello/index.html">http://www.kokusen.go.jp/hello/index.html</a>	総務部総務課	042-758-3162

(注)「アドレス」等は、平成22年6月30日現在のもの。

## ○ 総務省所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
所管全法人	<a href="http://www.soumu.go.jp/menu_03/syokan/ichiran.html">http://www.soumu.go.jp/menu_03/syokan/ichiran.html</a>	大臣官房総務課	03-5253-5090

(独立行政法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
情報通信研究機構	<a href="http://www2.nict.go.jp/p/e463/kokai-siryo/pdf/h21-hoshu.pdf">http://www2.nict.go.jp/p/e463/kokai-siryo/pdf/h21-hoshu.pdf</a>	総務部人事室職員チーム	042-327-7521
統計センター	<a href="http://www.nstac.go.jp/release/pdf/kyuvosuijun.pdf">http://www.nstac.go.jp/release/pdf/kyuvosuijun.pdf</a>	総務部総務課	03-5273-1211
平和祈念事業特別基金	<a href="http://www.heiwa.go.jp/kikin/pdf/yakushoku_kyuyo2010.pdf">http://www.heiwa.go.jp/kikin/pdf/yakushoku_kyuyo2010.pdf</a>	総務部企画・総務担当	03-5860-2745
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	<a href="http://www.yuchokampo.go.jp/release/pdf/hoshukyuyo_h21.pdf">http://www.yuchokampo.go.jp/release/pdf/hoshukyuyo_h21.pdf</a>	総務部総務課	03-5472-7101

(注)「アドレス」等は、平成22年6月30日現在のもの。

## ○ 法務省所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
所管全法人	<a href="http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/link_shokan.html">http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/link_shokan.html</a>	大臣官房司法法制部司法法制課	03-3580-4111

(独立行政法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
日本司法支援センター	<a href="http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhyou_jikou/kyuuyo/">http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhyou_jikou/kyuuyo/</a>	総務部人事課	050-3383-5333

(注)「アドレス」等は、平成22年6月30日現在のもの。

## ○ 外務省所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
国際協力機構	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofai/annai/shocho/dgh/">http://www.mofa.go.jp/mofai/annai/shocho/dgh/</a>	国際協力局政策課	03-5501-8357
国際交流基金		広報文化交流部文化交流課	03-5501-8139

(独立行政法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
国際協力機構	<a href="http://www.ica.go.jp/disc/salary/pdf/h22_kyuyo01.pdf">http://www.ica.go.jp/disc/salary/pdf/h22_kyuyo01.pdf</a>	人事部給与厚生課	03-5226-9776
国際交流基金	<a href="http://www.jpfa.go.jp/i/about/outline/admin/summary/outline/h21_hoshu_kikin.pdf">http://www.jpfa.go.jp/i/about/outline/admin/summary/outline/h21_hoshu_kikin.pdf</a>	総務部人事課	03-5369-6052

(注)「アドレス」等は、平成22年6月30日現在のもの。

○ 財務省所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
所管全法人	<a href="http://www.mof.go.jp/iouhou/sonota/doppo.htm">http://www.mof.go.jp/iouhou/sonota/doppo.htm</a>	大臣官房文書課	03-3581-7699

(独立行政法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
酒類総合研究所	<a href="http://www.nrib.go.jp/gui/pdf/NribKyuyo.pdf">http://www.nrib.go.jp/gui/pdf/NribKyuyo.pdf</a>	総務課総務係	082-420-0800
造幣局	<a href="http://www.mint.go.jp/info/pdf/vakusokuin_21.pdf">http://www.mint.go.jp/info/pdf/vakusokuin_21.pdf</a>	総務部人事課	06-6351-5319
国立印刷局	<a href="http://www.npb.go.jp/ja/security/link/documents/sosiki21.pdf">http://www.npb.go.jp/ja/security/link/documents/sosiki21.pdf</a>	経営企画部	03-3587-4524
日本万国博覧会記念機構	<a href="http://www.expo70.or.jp/organization/pdf/soumu/2207/ys_housyu21.pdf">http://www.expo70.or.jp/organization/pdf/soumu/2207/ys_housyu21.pdf</a>	総務部総務課	06-6877-3334

(注)「アドレス」等は、平成22年6月30日現在のもの。

○ 文部科学省所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
所管全法人	<a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/06/08061227.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/06/08061227.htm</a>	大臣官房人事課給与班 給与調整係	03-5253-4111 (内線2934)

(独立行政法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
国立特別支援教育総合研究所	<a href="http://www.nisse.go.jp/soumuka/shomu/unei/vakuinkyuuyo.pdf">http://www.nisse.go.jp/soumuka/shomu/unei/vakuinkyuuyo.pdf</a>	総務部総務課人事係	046-839-6812
大学入試センター	<a href="http://www.dnc.ac.jp/modules/dnc/content0042.html">http://www.dnc.ac.jp/modules/dnc/content0042.html</a>	総務企画部総務課人事・人材係	03-5478-1215
国立青少年教育振興機構	<a href="http://www.nive.go.jp/outline/dokuritsupdf/H21hoshu.pdf">http://www.nive.go.jp/outline/dokuritsupdf/H21hoshu.pdf</a>	管理部人事課給与係	03-6407-7646
国立女性教育会館	<a href="http://www.nwec.jp/jp/data/page0145.pdf">http://www.nwec.jp/jp/data/page0145.pdf</a>	総務課総務係	0493-62-6719
国立国語研究所	<a href="http://www.ninjal.ac.jp/info/disclosure/">http://www.ninjal.ac.jp/info/disclosure/</a>	管理部総務課人事係	042-540-4376
国立科学博物館	<a href="http://www.kahaku.go.jp/disclosure/organization/index.html">http://www.kahaku.go.jp/disclosure/organization/index.html</a>	経営管理課人事担当	03-5814-9816
物質・材料研究機構	<a href="http://www.nims.go.jp/nims/disclosure/vk3rak0000028o5-att/vk3rak0000028o6.pdf">http://www.nims.go.jp/nims/disclosure/vk3rak0000028o5-att/vk3rak0000028o6.pdf</a>	総務部人事課	029-859-2693
防災科学技術研究所	<a href="http://www.bosai.go.jp/kokai/iohokokai/iohoteikyuo/21kyuyo.pdf">http://www.bosai.go.jp/kokai/iohokokai/iohoteikyuo/21kyuyo.pdf</a>	総務部総務課	029-863-7718
放射線医学総合研究所	<a href="http://www.nirs.go.jp/news/etc/suijun21.pdf">http://www.nirs.go.jp/news/etc/suijun21.pdf</a>	総務部人事課人事第一係	043-206-3005
国立美術館	<a href="http://www.artmuseums.go.jp/06/07040001-20100629.pdf">http://www.artmuseums.go.jp/06/07040001-20100629.pdf</a>	本部事務局人事担当	03-3214-2583
国立文化財機構	<a href="http://www.nich.go.jp/ir/09housyu.pdf">http://www.nich.go.jp/ir/09housyu.pdf</a>	本部事務局総務企画課人事担当	03-3822-2438
教員研修センター	<a href="http://www.nctd.go.jp/22iou.html">http://www.nctd.go.jp/22iou.html</a>	総務課人事係	029-879-6611
科学技術振興機構	<a href="http://www.ist.go.jp/iohokokai/ioho.html">http://www.ist.go.jp/iohokokai/ioho.html</a>	総務部職員課	048-226-5605
日本学術振興会	<a href="http://www.isps.go.jp/koukai/data/hosyu_h21.pdf">http://www.isps.go.jp/koukai/data/hosyu_h21.pdf</a>	総務部総務課	03-3263-1722
理化学研究所	<a href="http://www.riken.jp/r-world/disclosure/info/pdf/kyuvosuijun21.pdf">http://www.riken.jp/r-world/disclosure/info/pdf/kyuvosuijun21.pdf</a>	人事部職員課	048-467-9784
宇宙航空研究開発機構	<a href="http://www.jaxa.jp/about/disclosure/data/hosyu21.pdf">http://www.jaxa.jp/about/disclosure/data/hosyu21.pdf</a>	人事部職員課	0422-40-3109
日本スポーツ振興センター	<a href="http://naash.go.jp/corp/Portals/0/corp/pdf/21kyuyo-">http://naash.go.jp/corp/Portals/0/corp/pdf/21kyuyo-</a>	総務部人事課	03-5410-9126
日本芸術文化振興会	<a href="http://www.nti.jac.go.jp/about/document/kyuuyo_h21.pdf">http://www.nti.jac.go.jp/about/document/kyuuyo_h21.pdf</a>	総務企画部総務課	03-3265-6129
日本学生支援機構	<a href="http://www.iasso.go.jp/personnel/documents/kyuuyo09.pdf">http://www.iasso.go.jp/personnel/documents/kyuuyo09.pdf</a>	総務部人事課	03-6743-6018
海洋研究開発機構	<a href="http://www.iamstec.go.jp/i/about/disclosure/informations.html">http://www.iamstec.go.jp/i/about/disclosure/informations.html</a>	総務部人事課	046-867-9086
国立高等専門学校機構	<a href="http://www.kosen-k.go.jp/information/22kyuvosuijun.pdf">http://www.kosen-k.go.jp/information/22kyuvosuijun.pdf</a>	人事課人事第二係	042-662-3158
大学評価・学位授与機構	<a href="http://www.niad.ac.jp/n_koukai/houshu/">http://www.niad.ac.jp/n_koukai/houshu/</a>	管理部総務課人事係	042-353-1514
国立大学財務・経営センター	<a href="http://jigyou.zam.go.jp/hojinbunsho/info_3.html">http://jigyou.zam.go.jp/hojinbunsho/info_3.html</a>	総務部総務課総務係	03-4212-6112
日本原子力研究開発機構	<a href="http://www.iaea.go.jp/02/pdf/kyuyo_h21.pdf">http://www.iaea.go.jp/02/pdf/kyuyo_h21.pdf</a>	人事部給与課	029-282-1122 (内線40850)

(注)「アドレス」等は、平成22年6月30日現在のもの。

○ 厚生労働省所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
国立健康・栄養研究所	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo1/itiran.html">http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo1/itiran.html</a>	大臣官房厚生科学課	03-5253-1111 (内線3812)
労働安全衛生総合研究所	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo5/itiran.html">http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo5/itiran.html</a>	労働基準局安全衛生部計画課	(内線5550)
労働者健康福祉機構	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo6/itiran.html">http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo6/itiran.html</a>	労働基準局労災補償部労災管理課	(内線5451)
勤労者退職金共済機構	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo7/itiran.html">http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo7/itiran.html</a>	労働基準局勤労者生活部勤労者生活課	(内線5364)
高齢・障害者雇用支援機構	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo8/itiran.html">http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo8/itiran.html</a>	職業安定局高齢・障害者雇用対策部企画課	(内線5813)
雇用・能力開発機構	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo9/itiran.html">http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo9/itiran.html</a>	職業能力開発局総務課	(内線5916)
福祉医療機構	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo10/itiran.html">http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo10/itiran.html</a>	社会・援護局福祉基盤課	(内線2869)
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo11/itiran.html">http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo11/itiran.html</a>	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	(内線3039)
労働政策研究・研修機構	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo12/itiran.html">http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo12/itiran.html</a>	政策統括官付労政担当参事官室	(内線7740)
国立病院機構	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo3/itiran.html">http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo3/itiran.html</a>	医政局国立病院課国立病院機構管理室	(内線2634)
医薬品医療機器総合機構	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo2/itiran.html">http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo2/itiran.html</a>	医薬食品局総務課	(内線2913)
医薬基盤研究所	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo4/itiran.html">http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo4/itiran.html</a>	大臣官房厚生科学課	(内線3812)
年金・健康保険福祉施設整理機構	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo13/itiran.html">http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo13/itiran.html</a>	年金局事業企画課	(内線3624)
年金積立金管理運用	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo14/itiran.html">http://www.mhlw.go.jp/general/dokuritu/siryo14/itiran.html</a>	年金局総務課	(内線3343)

## (独立行政法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
国立健康・栄養研究所	<a href="http://www.nih.go.jp/eiken/10hokokai/index.html">http://www.nih.go.jp/eiken/10hokokai/index.html</a>	事務部庶務課	03-3203-5721
労働安全衛生総合研究所	<a href="http://www.iniosh.go.jp/">http://www.iniosh.go.jp/</a>	総務課	042-491-4512
労働者健康福祉機構	<a href="http://www.rofuku.go.jp/jirvogazivo/ivoho/koukai-shiryu/index.html#kyuuyosuiyun">http://www.rofuku.go.jp/jirvogazivo/ivoho/koukai-shiryu/index.html#kyuuyosuiyun</a>	職員部給与課	044-556-9842
勤労者退職金共済機構	<a href="http://www.taisvokukin.go.jp/dis/PDF/k_suiyun_h21.pdf">http://www.taisvokukin.go.jp/dis/PDF/k_suiyun_h21.pdf</a>	総務部人事課	03-3436-0151 (内線528)
高齢・障害者雇用支援機構	<a href="http://www.ieed.or.jp/disclosure/ieed/ieed.html">http://www.ieed.or.jp/disclosure/ieed/ieed.html</a>	総務部職員課	03-5400-1605
雇用・能力開発機構	<a href="http://www.ehdo.go.jp/profile/koukai.html">http://www.ehdo.go.jp/profile/koukai.html</a>	総務部給与課	045-683-1233
福祉医療機構	<a href="http://www.wam.go.jp/wam/koukai/index.html">http://www.wam.go.jp/wam/koukai/index.html</a>	総務部人事課	03-3438-0216
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	<a href="http://www.nozomi.go.jp/">http://www.nozomi.go.jp/</a>	総務部総務課人事係	027-320-1310
労働政策研究・研修機構	<a href="http://www.iil.go.jp/outline/houki/documents/H21kyuuyosuiyun.pdf">http://www.iil.go.jp/outline/houki/documents/H21kyuuyosuiyun.pdf</a>	総務部人事課	03-5903-6111 (内線914)
国立病院機構	<a href="http://www.hosp.go.jp/12.582.25.html">http://www.hosp.go.jp/12.582.25.html</a>	本部総務部人事課	03-5712-5061
医薬品医療機器総合機構	<a href="http://www.pmda.go.jp/guide/ivohokokai/kohyo/file/h22hoshukohyo.pdf">http://www.pmda.go.jp/guide/ivohokokai/kohyo/file/h22hoshukohyo.pdf</a>	総務部職員課	03-3506-9502
医薬基盤研究所	<a href="http://www.nibio.go.jp/information/index.html">http://www.nibio.go.jp/information/index.html</a>	総務部総務課人事給与係	072-641-9811
年金・健康保険福祉施設整理機構	<a href="http://www.rfo.go.jp/doc/21kyuuyo.pdf">http://www.rfo.go.jp/doc/21kyuuyo.pdf</a>	総務部総務課	047-420-9901
年金積立金管理運用	<a href="http://www.gpif.go.jp/koukai/teikyo/pdf/h21houshu-kyuuyo.pdf">http://www.gpif.go.jp/koukai/teikyo/pdf/h21houshu-kyuuyo.pdf</a>	管理部総務課	03-3502-2480

(注)「アドレス」等は、平成22年6月30日現在のもの。

## ○農林水産省所管

## (主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
所管全法人	<a href="http://www.maff.go.jp/j/corp/dokuhou/index.html">http://www.maff.go.jp/j/corp/dokuhou/index.html</a>	大臣官房秘書課	03-3502-1798

## (独立行政法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
農林水産消費安全技術センター	<a href="http://www.famic.go.jp/public_information/sonota/kyuuyosuiyun.html">http://www.famic.go.jp/public_information/sonota/kyuuyosuiyun.html</a>	総務部人事課	050-3797-1830
種苗管理センター	<a href="http://www.ncss.go.jp/main/info/10hokokai.html">http://www.ncss.go.jp/main/info/10hokokai.html</a>	管理部総務課	029-838-6581
家畜改良センター	<a href="http://www.nlbc.go.jp/pdf/sonota/21yakuin-kyuuyo.pdf">http://www.nlbc.go.jp/pdf/sonota/21yakuin-kyuuyo.pdf</a>	総務部人事課	0248-25-2759
水産大学校	<a href="http://www.fish-u.ac.jp/10hokokai/doc02/H21_kyuuyokouhvo.pdf">http://www.fish-u.ac.jp/10hokokai/doc02/H21_kyuuyokouhvo.pdf</a>	総務部庶務課	083-286-5112
農業・食品産業技術総合研究機構	<a href="http://www.naro.affrc.go.jp/information/02organization/pdf/kyuuyokouhvo2010.pdf">http://www.naro.affrc.go.jp/information/02organization/pdf/kyuuyokouhvo2010.pdf</a>	統括部人事課	029-838-8340
農業生物資源研究所	<a href="http://www.nias.affrc.go.jp/koukai/houshu-kyuuyo-H22-06-up.pdf">http://www.nias.affrc.go.jp/koukai/houshu-kyuuyo-H22-06-up.pdf</a>	庶務室人事チーム	029-838-7403
農業環境技術研究所	<a href="http://www.niaes.affrc.go.jp/lawopen/100630/kyuuyosuiyun.pdf">http://www.niaes.affrc.go.jp/lawopen/100630/kyuuyosuiyun.pdf</a>	総務管理室	029-838-8156
国際農林水産業研究センター	<a href="http://www.iircas.affrc.go.jp/koukai/houtei/pdf/kyuuyosuiyun.pdf">http://www.iircas.affrc.go.jp/koukai/houtei/pdf/kyuuyosuiyun.pdf</a>	総務部庶務課	029-838-6314
森林総合研究所	<a href="http://www.ffpri.affrc.go.jp/dokohvo/H21-kyuuyo-ffpri.pdf">http://www.ffpri.affrc.go.jp/dokohvo/H21-kyuuyo-ffpri.pdf</a>	総務部職員課	029-829-8172
水産総合研究センター	<a href="http://www.fra.affrc.go.jp/kitei/sonota/kyuuyo21.pdf">http://www.fra.affrc.go.jp/kitei/sonota/kyuuyo21.pdf</a>	総務部人事課	045-227-2639
農畜産業振興機構	<a href="http://www.alic.go.jp/disclosure/info-salary.html">http://www.alic.go.jp/disclosure/info-salary.html</a>	総務部	03-3583-8425
農業者年金基金	<a href="http://www.nounen.go.jp/hoteijoho/contents03_2.html">http://www.nounen.go.jp/hoteijoho/contents03_2.html</a>	総務部総務課	03-3502-6696
農林漁業信用基金	<a href="http://www.affcf.com/information_disclosure/outline2/21yakuuyokuin-kyuuyo.pdf">http://www.affcf.com/information_disclosure/outline2/21yakuuyokuin-kyuuyo.pdf</a>	総務部人事課	03-3294-4491

(注)「アドレス」等は、平成22年6月30日現在のもの。

## ○経済産業省所管

## (主務省)

法人名	アドレス	担当者所属部署	連絡先電話番号
所管全法人	<a href="http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_04.html">http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_04.html</a>	大臣官房政策評価広報課	03-3501-1042

## (独立行政法人)

法人名	アドレス	担当者所属部署	連絡先電話番号
経済産業研究所	<a href="http://www.rieti.go.jp/jp/about/kyuuyosuiyun21.pdf">http://www.rieti.go.jp/jp/about/kyuuyosuiyun21.pdf</a>	財務・経理担当	03-3501-1363
工業所有権情報・研修館	<a href="http://www.inpit.go.jp/about/sosiki/officer/index.html">http://www.inpit.go.jp/about/sosiki/officer/index.html</a>	総務部	03-3501-5765
日本貿易保険	<a href="http://www.nexi.go.jp/service/sv_i-koukai/pdf/yakuin.pdf">http://www.nexi.go.jp/service/sv_i-koukai/pdf/yakuin.pdf</a>	総務部人事グループ	03-3512-7656
産業技術総合研究所	<a href="http://unit.aist.go.jp/humanres/soukatsu/100630GUIDE.pdf">http://unit.aist.go.jp/humanres/soukatsu/100630GUIDE.pdf</a>	能力開発部門人事室	029-862-6284
製品評価技術基盤機構	<a href="http://www.nite.go.jp/gen/kyuuyo.html">http://www.nite.go.jp/gen/kyuuyo.html</a>	企画管理部人事企画課	03-3481-0952
新エネルギー・産業技術総合開発機構	<a href="http://www.nedo.go.jp/iyohoukoukai/teikyo/kyuuyosuiyun_21.pdf">http://www.nedo.go.jp/iyohoukoukai/teikyo/kyuuyosuiyun_21.pdf</a>	総務部人事課	044-520-5102
日本貿易振興機構	<a href="http://www.ietro.go.jp/disclosure/info/houshukyuyo/houshukyuyo2009.pdf">http://www.ietro.go.jp/disclosure/info/houshukyuyo/houshukyuyo2009.pdf</a>	総務部人事課	03-3582-5540 03-3582-5538
原子力安全基盤機構	<a href="http://www.ines.go.jp/iyohou/teikyo/soshiki/teikyo.html">http://www.ines.go.jp/iyohou/teikyo/soshiki/teikyo.html</a>	総務部人事グループ	03-4511-1240
情報処理推進機構	<a href="http://www.ipa.go.jp/about/tsusoku/pdf/9-21.pdf">http://www.ipa.go.jp/about/tsusoku/pdf/9-21.pdf</a>	総務部総務グループ	03-5978-7501
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<a href="http://www.iogmec.go.jp/about/iogmec/informationopen/docs/yakuin_houshu_h21.pdf">http://www.iogmec.go.jp/about/iogmec/informationopen/docs/yakuin_houshu_h21.pdf</a>	総務部	044-520-8560
中小企業基盤整備機構	<a href="http://www.smri.go.jp/kikou/disclo/035509.html">http://www.smri.go.jp/kikou/disclo/035509.html</a>	総務部人事グループ	03-5470-1502

(注)「アドレス」等は、平成22年6月30日現在のもの。

○ 国土交通省所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
所管全法人	<a href="http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000043.html">http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000043.html</a>	大臣官房総務課	03-5253-8184

(独立行政法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
土木研究所	<a href="http://www.pwri.go.jp/jpn/jouhou/docs/pwri-h21.pdf">http://www.pwri.go.jp/jpn/jouhou/docs/pwri-h21.pdf</a>	総務部総務課	029-879-6700
建築研究所	<a href="http://www.kenken.go.jp/japanese/information/announcement/kyuuyosuijun/yakushokuinhoushu.pdf">http://www.kenken.go.jp/japanese/information/announcement/kyuuyosuijun/yakushokuinhoushu.pdf</a>	総務部総務課	029-864-2151
交通安全環境研究所	<a href="http://www.ntsai.go.jp/disclose/kouhyo.html">http://www.ntsai.go.jp/disclose/kouhyo.html</a>	総務課	0422-41-3204
海上技術安全研究所	<a href="http://www.nmri.go.jp/main/overview/yakuinreiki/kouhyousiryu.html">http://www.nmri.go.jp/main/overview/yakuinreiki/kouhyousiryu.html</a>	総務部総務課	0422-41-3381
港湾空港技術研究所	<a href="http://www.pari.go.jp/material/m_mp/7/yakuinhouyuu.htm">http://www.pari.go.jp/material/m_mp/7/yakuinhouyuu.htm</a>	企画管理部総務課	046-844-5010
電子航法研究所	<a href="http://www.enri.go.jp/info/koukaisiryu/koukaisiryu_index.htm">http://www.enri.go.jp/info/koukaisiryu/koukaisiryu_index.htm</a>	総務課	0422-41-3166
航海訓練所	<a href="http://www.kohkun.go.jp/public_info/yakushokuin_kyuyo_100630.pdf">http://www.kohkun.go.jp/public_info/yakushokuin_kyuyo_100630.pdf</a>	総務課	045-211-7302
海技教育機構	<a href="http://www.mtea.ac.jp/jouhou/soshiki/kyuvokohvou21.pdf">http://www.mtea.ac.jp/jouhou/soshiki/kyuvokohvou21.pdf</a>	総務課	054-334-0970
航空大学校	<a href="http://www.kouku-dai.ac.jp/cgi-bin/upload/0040_yakushokuinhouyuu.pdf">http://www.kouku-dai.ac.jp/cgi-bin/upload/0040_yakushokuinhouyuu.pdf</a>	総務課	0985-51-1211
自動車検査独立行政法人	<a href="http://www.navi.go.jp/images/info/pdf/youshiki2_kakuteiban.pdf">http://www.navi.go.jp/images/info/pdf/youshiki2_kakuteiban.pdf</a>	総務部人事課	03-5363-3442
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	<a href="http://www.irtt.go.jp/info/data/yakushokuinhoushu21.pdf">http://www.irtt.go.jp/info/data/yakushokuinhoushu21.pdf</a>	総務部広報課	045-222-9101
国際観光振興機構	<a href="http://www.into.go.jp/ipn/downloads/r_yakusyokuin-kyuyo-">http://www.into.go.jp/ipn/downloads/r_yakusyokuin-kyuyo-</a>	企画部人事グループ	03-3216-1905
水資源機構	<a href="http://www.water.go.jp/honsya/honsya/ivohokokai/document/pdf/20_s21_document.pdf">http://www.water.go.jp/honsya/honsya/ivohokokai/document/pdf/20_s21_document.pdf</a>	人事部人事課	048-600-6500
自動車事故対策機構	<a href="http://www.nasva.go.jp/raivou/documents/04_kitei-09.pdf">http://www.nasva.go.jp/raivou/documents/04_kitei-09.pdf</a>	総務部人事グループ	03-5276-4454
空港周辺整備機構	<a href="http://www.oaia.or.jp/docs/upfile/21kyuyo.pdf">http://www.oaia.or.jp/docs/upfile/21kyuyo.pdf</a>	大阪国際空港事業本部 総務部総務課	06-6843-1661
海上災害防止センター	<a href="http://www.mdpc.or.jp/contents/information/index.html">http://www.mdpc.or.jp/contents/information/index.html</a>	総務部総務課	045-224-4311
都市再生機構	<a href="http://www.ur-net.go.jp/ikoukai/hoshusuijun">http://www.ur-net.go.jp/ikoukai/hoshusuijun</a>	総務人事部職員チーム	045-650-0259
奄美群島振興開発基金	<a href="http://www.amami.go.jp/Yakusyokuin-Suiyuu21.pdf">http://www.amami.go.jp/Yakusyokuin-Suiyuu21.pdf</a>	総務企画課	0997-52-4511
日本高速道路保有・債務返済機構	<a href="http://www.jehdra.go.jp/">http://www.jehdra.go.jp/</a>	総務部総務課	03-3508-5162
住宅金融支援機構	<a href="http://www.jhf.go.jp/files/100049724.pdf">http://www.jhf.go.jp/files/100049724.pdf</a>	総務人事部人事グループ	03-5800-8031

(注)「アドレス」等は、平成22年6月30日現在のもの。

○ 環境省所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
所管全法人	<a href="http://www.env.go.jp/info/hoiin">http://www.env.go.jp/info/hoiin</a>	総合環境政策局総務課	03-5521-8228

(独立行政法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
国立環境研究所	<a href="http://www.nies.go.jp/kihon/housyu/h21/index.html">http://www.nies.go.jp/kihon/housyu/h21/index.html</a>	総務部総務課	029-850-2316
環境再生保全機構	<a href="http://www.erca.go.jp/koukai/index.html">http://www.erca.go.jp/koukai/index.html</a>	総務部総務課	044-520-9501

(注)「アドレス」等は、平成22年6月30日現在のもの。

○ 防衛省所管

(主務省)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
駐留軍等労働者労務管理機構	<a href="http://www.mod.go.jp/i/profile/hoiun/h21_kyuyosuijun.pdf">http://www.mod.go.jp/i/profile/hoiun/h21_kyuyosuijun.pdf</a>	地方協力局労務管理課	03-3268-3111 (内線36552)

(独立行政法人)

法人名	アドレス	担当部署	連絡先電話番号
駐留軍等労働者労務管理機構	<a href="http://www.lmo.go.jp/disclosure/pdf/kyuyo_h21.pdf">http://www.lmo.go.jp/disclosure/pdf/kyuyo_h21.pdf</a>	管理部庶務課	045-227-4112 (内線316)

(注)「アドレス」等は、平成22年6月30日現在のもの。

○特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について  
(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)(抄)

2 新独立行政法人の役職員の身分等

新独立行政法人の役員の報酬等については、平成14年3月15日の閣議決定により特殊法人等の役員の給与及び退職金の大幅削減が行われたこと及び報酬等には役員の業績等が考慮されなければならないとする独立行政法人通則法第52条及び第53条の趣旨を踏まえ、厳に適正な水準とする。新独立行政法人の職員の給与についても、同法第57条及び第63条の趣旨を踏まえ、適正な水準とする。

また、主務大臣は、新独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較ができる形で分かりやすく公表することとする。

○独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について

(平成15年12月19日閣議決定)(抄)

1 独立行政法人

(1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。

(2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。

独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。

(3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成15年9月16日閣議決定)の4(注)に基づき、決定に至った事由とともに公表する。(注) 公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成15年9月16日閣議決定)

(注) 公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成15年9月16日閣議決定)

4 独立行政法人の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役員の報酬及び退職手当並びに職員の給与の水準を国家公務員等と比較できる形で分かりやすく公表することとする。また、特殊法人等の役職員の給与改定に当たっても、国家公務員の例に準じて措置されるよう対処するとともに、事業及び組織形態の見直しを通じた給与等の適正化を進めるものとする。

## ○行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）（抄）

### 4 総人件費改革の実行計画等

#### （1）総人件費改革の実行計画

##### ウ その他の公的部門の見直し

##### ① 独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人

(ア) 主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人について、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを中期目標において示すこととする。

(イ) 各法人は、中期目標に従い、今後5年間で5%以上の人件費（注）の削減を行うことを基本とする（日本司法支援センター及び沖縄科学技術研究基盤整備機構を除く。）。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。

各法人の長は、これらの取組を含む中期計画をできる限り早期に策定し、主務大臣は、中期計画における削減目標の設定状況や事後評価等を通じた削減の進捗状況等を的確に把握するものとする。

（注）今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。

## ○独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）（抄）

### Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

#### 1. 独立行政法人の効率化に関する措置

##### (4) 給与水準の適正化等

① 独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。

ア 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。

イ 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。

ウ 主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。

エ 主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。

オ 各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。

- ② 各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。
- ③ 給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。

○公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成21年8月25日閣議決定）（抄）

- 3(4) 独立行政法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第13号に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

（平成18年法律第47号）（抄）

（独立行政法人等における人件費の削減）

第53条 独立行政法人等（独立行政法人（政令で定める法人を除く。）及び国立大学法人等をいう。次項において同じ。）は、その役員及び職員に係る人件費の総額について、平成18年度以降の5年間で、平成17年度における額からその100分の5に相当する額以上を減少させることを基本として、人件費の削減に取り組まなければならない。

- 2 独立行政法人等を所管する大臣は、独立行政法人等による前項の規定による人件費の削減の取組の状況について、独立行政法人通則法（国立大学法人等にあつては、国立大学法人法）の定めるところにより、的確な把握を行うものとする。

## ○独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）

### 【役員の報酬等】

（役員の報酬等）

#### 第 52 条

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第 30 条第 2 項第 3 号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

第 53 条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第 62 条 第 52 条及び第 53 条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第 52 条第 3 項中「実績及び中期計画の第 30 条第 2 項第 3 号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

### 【職員の給与】

（職員の給与）

#### 第 57 条

2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第 30 条第 2 項第 3 号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（職員の給与等）

#### 第 63 条

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

### 【財務諸表等の作成】

（財務諸表等）

第 38 条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。

3 主務大臣は、第 1 項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

## ○「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q & A

平成 12 年 8 月（平成 20 年 2 月最終改訂）（抄）

### 第 10 章 附属明細書及び注記

Q78-1 附属明細書を作成する各欄には、具体的にはどのような内容を考えているのか。

A

#### 18 役員及び職員の給与の明細

(3) 独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準について、主務大臣が総務大臣の定める様式に則って公表する事項についても、明細書に併せて公表することとする。

独立行政法人職員と国家公務員との比較方法  
(対国家公務員指数(年齢勘案)の算出方法)

1. 比較職種

同種の職種間で給与水準を比較

- ① 全ての独立行政法人  
法人の「事務・技術職員」と国の「行政職俸給表(一)適用職員」を比較
- ② 研究職員が在職する独立行政法人  
法人の「研究職員」と国の「研究職俸給表適用職員」を比較
- ③ 病院部門を有する独立行政法人
  - a 法人の「医師」と国の「医療職俸給表(一)適用職員」を比較
  - b 法人の「看護師」と国の「医療職俸給表(三)適用職員」を比較

2. 比較する給与

年間給与額について比較

(注) 年間給与額とは、公表を行う年度の前年度に支給された給与額(月例給、賞与等の合計額)から、超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当を除いた額

3. 比較方法

比較対象法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、法人に国の給与水準を持ち込んだ場合の給与水準を100として算出

(考え方)

$$\frac{\text{法人の年齢別平均年間給与額} \times \text{法人の年齢別人員数}}{\text{国の年齢別平均年間給与額} \times \text{法人の年齢別人員数}} = \frac{\text{法人が現に支給している給与費}}{\text{国の給与水準で支給したと仮定した場合の給与費}}$$

※ 「年齢・地域・学歴勘案の指数」の算出に当たっては、年齢別・地域別・学歴別の平均年間給与額と人員数を用いて算出。

具体的算出例（事務・技術職員を国家公務員と比較する場合）

	年齢階層 (歳)	国（行政俸給表（一） 適用職員）	独立行政法人（事務・技術職員）	
		平均年間給与額 (a)	人員 (b)	平均年間給与額 (c)
1	20～23	3,000 千円	1 人	3,500 千円
2	24～27	3,700 千円	5 人	4,200 千円
3	28～31	4,500 千円	5 人	5,200 千円
4	32～35	5,400 千円	5 人	5,700 千円
5	36～39	6,300 千円	5 人	6,800 千円
6	40～43	7,200 千円	5 人	8,100 千円
7	44～47	8,200 千円	4 人	8,300 千円
8	48～51	8,700 千円	4 人	9,200 千円
9	52～55	8,900 千円	3 人	9,700 千円
10	56～59	9,000 千円	3 人	10,000 千円

(注)「平均年間給与額」等の数値は、算出例を示すために作成したサンプルデータである。

【算出例】

○独立行政法人が現に支給している給与水準

$$\begin{aligned} & \{ (b1 \times c1) + (b2 \times c2) + (b3 \times c3) + (b4 \times c4) + (b5 \times c5) + (b6 \times c6) + (b7 \times c7) + (b8 \times c8) + (b9 \times c9) + (b10 \times c10) \} \div \\ & (b1 + b2 + b3 + b4 + b5 + b6 + b7 + b8 + b9 + b10) \\ & = 282,600 \div 40 \\ & = \underline{7,065} \end{aligned}$$

○国の水準で支給した場合の給与水準

$$\begin{aligned} & \{ (b1 \times a1) + (b2 \times a2) + (b3 \times a3) + (b4 \times a4) + (b5 \times a5) + (b6 \times a6) + (b7 \times a7) + (b8 \times a8) + (b9 \times a9) + (b10 \times a10) \} \div \\ & (b1 + b2 + b3 + b4 + b5 + b6 + b7 + b8 + b9 + b10) \\ & = 259,800 \div 40 \\ & = \underline{6,495} \end{aligned}$$

○对国家公務員指数

$$7,065 \div 6,495 \times 100 = \boxed{108.8}$$